

令和 8 年度

札幌市の区勢

札 幌 市

目 次

I 市勢概況

1. 市域の変遷	1
2. 行政区域の概況	2
(1) 区域面積の変遷	2
(2) 区域の概況	2
(3) 行政区域図	4
3. 各区のあらまし	5
4. 各区町名一覧	16

II 区役所の行政機構等

1. 行政機構	30
2. 事務分掌	32
3. 職員数	38
(1) 区の課別職員定数	38
(2) 区・部・職種別職員定数	39
4. 区の組織の変遷及び区の機能強化の年譜	40

III 区役所関係庁舎等

1. 区役所	42
2. 出張所（まちづくりセンター）及び地区集会所	46
3. まちづくりセンター及び地区会館	47
(1) まちづくりセンターの概要	47
(2) 地区会館の概要	47
(3) 施設一覧	48
4. 区民センター、コミュニティセンター、地区センター	52
(1) 概要	52
(2) 使用料	53
(3) 区民センター施設一覧	56
(4) コミュニティセンター、地区センター施設一覧	58
(5) 区民センター等利用件数	64
(6) 区民センター等利用人員	66

5. 集会施設	68
6. 市民交流広場	68
7. 土木センター	69
8. 保健センター	69

IV 各局出先機関

1. 清掃事務所・清掃工場等	70
2. 下水管理センター	71
3. 水道局配水管理課	71
4. 水道局料金課	71
5. 消防署	71

V 区民活動

1. 住民組織	72
2. 地区集会施設	72
3. 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	73
(1) 事業の概要	73
(2) 事業の内容	73
(3) ホームページ・アドレス	73

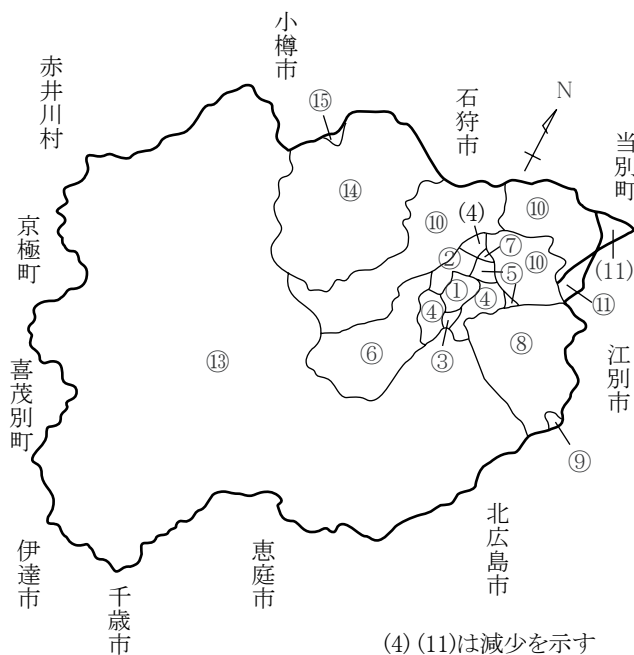
VI 区関係諸統計

1. 窓口事務量	88
(1) 届出事務件数	88
(2) 証明事務件数	92
(3) 戸籍届出事件別件数	94
2. 国籍・地域別外国人人口	96
3. 交通安全関係	98
(1) 行政区別スクールゾーン設定状況	98
(2) 交通事故発生状況	98
4. その他の区関係諸統計	99

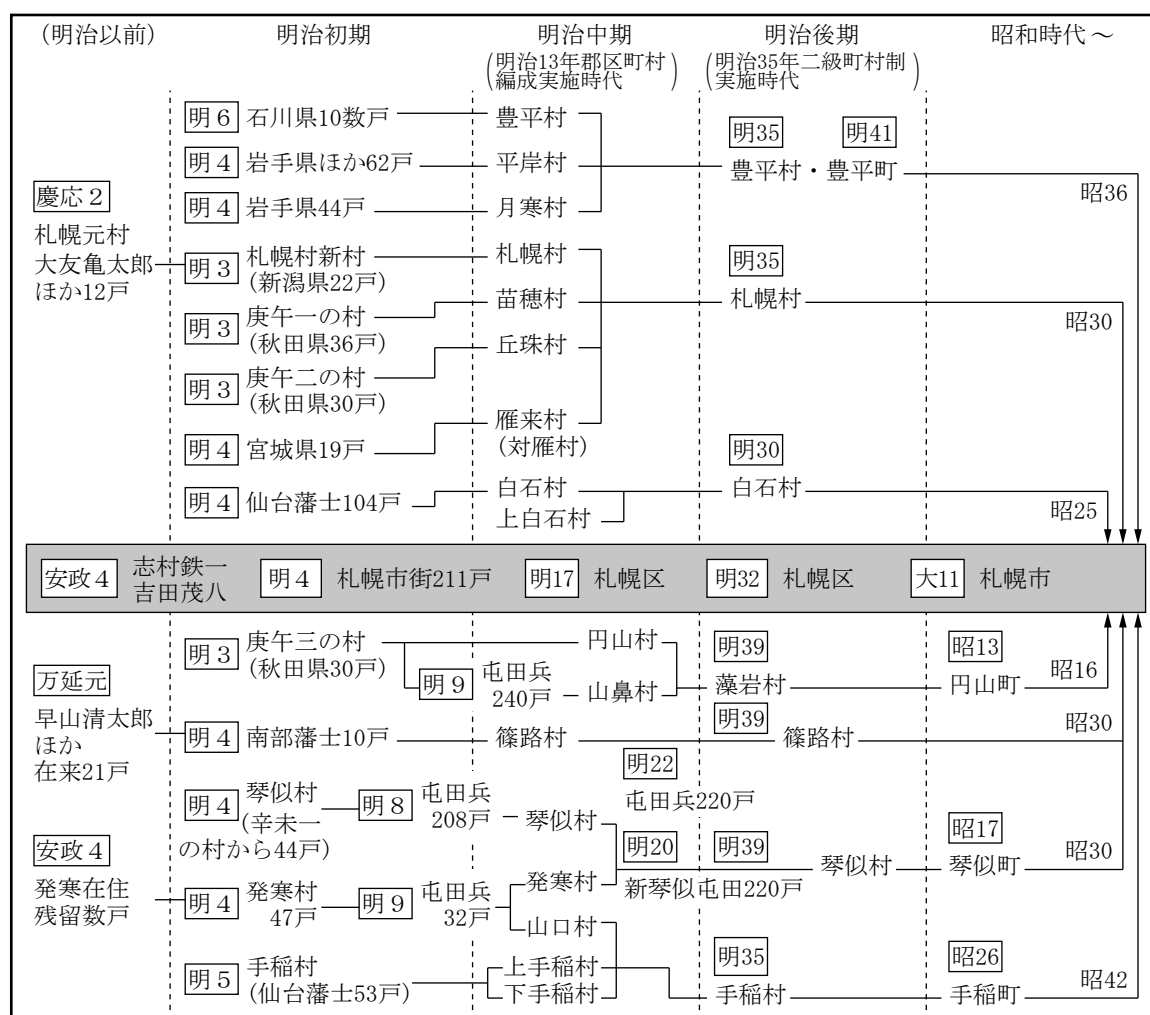
VII	自治基本条例	100
1.	概要	100
2.	条例制定の背景	100
3.	札幌市自治基本条例の特徴	100
4.	条例のポイント	100
(1)	市民参加（第21条～第24条）	100
(2)	情報共有（第25条～第27条）	101
(3)	身近な地域におけるまちづくり（第28条～第29条）	101
(4)	施策・制度の評価等（第31条～第33条）	101
5.	条例の構成	101
VIII	区関係諸規程	
1.	札幌市区の設置等に関する条例	108
2.	札幌市区長委任規則	110
3.	教育委員会事務の補助執行について（区関係分抜粋）	111
4.	札幌市区事務分掌規則	112
5.	札幌市区における総合行政の推進に関する規則	113
6.	札幌市保健福祉部長事務委任規則	116
7.	札幌市各区選挙管理委員会の事務を補助する職員に関する規程	118
8.	札幌市中央区選挙管理委員会事務局規程	118
9.	札幌市事務専決規程（区関係分抜粋）	121
10.	札幌市区民センター条例	130
11.	札幌市区民センター条例施行規則	133
12.	札幌市区民センター等使用承認取扱要領	135
13.	札幌市地区集会所条例	139
14.	札幌市地区集会所条例施行規則	140
15.	札幌市民交流広場条例	141
16.	札幌市民交流広場条例施行規則	143
17.	札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例	144
18.	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業運営要綱	147
19.	札幌市福祉に関する事務所設置条例	149
20.	札幌市保健所及び保健センター設置条例	150

I 市勢概況

1. 市域の変遷



No.	年 月 日	面積(km ²)	備 考
①	明 4.12.一	5.492	札幌創建当初
②	" 15. 2. 8	13.472	三県分立当初
③	" 19.12.31	14.557	北海道庁設置時代、中島公園の区域編入
④	" 43. 4. 1	24.169	豊平町・白石村・札幌村・藻岩村の一部を編入、区の一部を琴似村に分割
⑤	昭 9. 4. 1	29.274	札幌村の一部を編入
⑥	" 16. 4. 1	76.254	円山全町を合併
⑦	" 25. 4. 1	76.657	札幌村の一部を編入
⑧	" 25. 7. 1	133.168	白石全村を合併
⑨	" 26. 4. 1	133.487	広島村の一部を編入
⑩	" 30. 3. 1	287.666	琴似町・札幌村・篠路村を合併
⑪	" 30. 4. 1	286.666	江別市と交換分合
⑫	" 30.10. 1	284.15	国土地理院の改測による
⑬	" 36. 5. 1	1,008.67	豊平全町を合併
⑭	" 42. 3. 1	1,117.98	手稲全町を合併
⑮	" 48.12. 1	1,118.01	小樽市の一部を編入
⑯	" 63.10. 1	1,121.18	国土地理院の改測による
⑰	平 3. 4. 1	1,121.12	国土地理院の境界修正による
⑱	平26.10. 1	1,121.26	国土地理院の計測方法変更による



2. 行政区域の概況

(1) 区域面積の変遷

	市 計	中央区	北 区	東 区	白石区
昭和47年4月 旧本市独自の測定	1,117.98	50.45	57.91	57.76	57.65
昭和48年10月1日 建設省国土地 理院発表面積との修正	0 1,117.98	△ 4.34 46.11	4.79 62.70	△ 0.49 57.27	1.81 59.46
昭和48年10月1日 豊平区・南区 境界変更	0 1,117.98	46.11	62.70	57.27	59.46
昭和48年12月1日 小樽市の一部 編入による変更	0.03 1,118.01	46.11	62.70	57.27	59.46
昭和49年8月1日 豊平区・南区 境界変更	0 1,118.01	46.11	62.70	57.27	59.46
昭和54年10月29日 豊平区・南区 境界変更	0 1,118.01	46.11	62.70	57.27	59.46
昭和57年3月23日 白石区・豊平 区境界変更	0 1,118.01	46.11	62.70	57.27	△ 0.25 59.21
平成元年11月6日 白石区及び西 区の分区による変更	0 1,118.01	46.11	62.70	57.27	△ 24.86 34.35*
平成元年11月10日 建設省国土地 理院発表面積との修正	3.17 1,121.18	0.30 46.41	0.78 63.48	△ 0.19 57.08	△ 0.08 34.27
平成2年10月1日 建設省国土地 理院発表面積との修正	0 1,121.18	46.41	63.48	57.08	0.39 34.66
平成3年4月1日 建設省国土地 理院の境界修正による変更	△ 0.06 1,121.12	46.41	63.48	0.06 57.14	△ 0.08 34.58
平成9年11月4日 豊平区の分区 による変更	0 1,121.12	46.41	63.48	57.14	34.58
平成10年10月1日 建設省国土地 理院発表面積との修正	0 1,121.12	46.41	63.48	57.14	34.58
平成10年10月19日 北区・東区境 界変更	0 1,121.12	46.41	0.01 63.49*	△ 0.01 57.13*	34.58
平成12年1月29日 中央区・北区 境界変更	0 1,121.12	0.01 46.42	△ 0.01 63.48	57.13	34.58
平成26年10月1日 国土交通省国 土地理院の計測方法変更	0.14 1,121.26	46.42	0.09 63.57	△ 0.16 56.97	△ 0.11 34.47

注) * 本市独自測定値である。

※ 平成20年度の西区、手稲区の境界変更により、面積が西区で2,092㎡の減、手稲区で2,092㎡の増となった

(2) 区域の概況

区分	市 計	中央区	北 区	東 区	白石区
面積 (k ㎡)	1,121.26	46.42	63.57	56.97	34.47
人口 (人)	1,961,122	255,610	284,944	260,987	210,768
人口密度 (人／k ㎡)	1,749.0	5,506.5	4,482.4	4,581.1	6,114.5
世帯数	998,350	150,312	142,571	131,406	112,144
登録外国人人口 (人)	24,305	4,800	4,370	3,016	2,595
選挙人名簿登録者数 (人)	1,690,534	215,620	241,248	224,659	187,746
市税収入 (千円)	356,657,215	51,425,058	20,819,577	19,811,724	16,965,539
労働力人口 (人)	887,222	108,811	129,525	119,693	98,989
事業所数	72,730	22,180	8,769	8,620	8,243
市議会議員定数 (人)	68	8	10	9	7
道議会議員定数 (人)	28	3	4	4	3

注) 市税収入市計には、本庁分181,031,165円を含む。

事業所数には、国・地方公共団体の事業所を含まない。

(上段：増減／下段：面積 単位：k m²)

厚別区	豊平区	清田区	南 区	西 区	手稲区
	107.01		657.19	130.01	
	△ 0.91		△ 2.32	1.46	
	106.10		654.87	131.47	
	△ 0.04		0.04		
	106.06		654.91	131.47	
				0.03	
	106.06		654.91	131.50	
	△ 0.29		0.29		
	105.77		655.20	131.50	
	0.02		△ 0.02		
	105.79		655.18	131.50	
	0.25				
	106.04		655.18	131.50	
24.86				△ 56.26	56.26
24.86*	106.04		655.18	75.24*	56.26*
△ 0.05	0.01		2.05	0.20	0.15
24.81	106.05		657.23	75.44	56.41
△ 0.39				△ 0.51	0.51
24.42	106.05		657.23	74.93	56.92
△ 0.04					
24.38	106.05		657.23	74.93	56.92
	△ 59.79	59.79			
24.38	46.26*	59.79*	657.23	74.93	56.92
	0.09	△ 0.09			
24.38	46.35	59.70	657.23	74.93	56.92
24.38	46.35	59.70	657.23	74.93	56.92
24.38	46.35	59.70	657.23	74.93※	56.92※
	△ 0.12	0.17	0.25	0.17	△ 0.15
24.38	46.23	59.87	657.48	75.10	56.77

。

厚別区	豊平区	清田区	南 区	西 区	手稲区	備 考
24.38	46.23	59.87	657.48	75.10	56.77	令和8年4月1日現在
121,427	231,631	107,422	131,736	217,834	138,763	令和8年4月1日現在
4,980.6	5,010.4	1,794.3	200.4	2,900.6	2,444.3	令和8年4月1日現在
58,440	128,042	45,188	61,683	107,598	60,966	令和8年4月1日現在
1,218	2,656	1,004	1,642	1,847	1,157	令和8年4月1日現在
106,916	200,623	91,453	114,728	189,246	118,295	令和8年9月1日現在
9,018,485	17,322,411	7,041,534	8,008,938	17,214,796	7,997,988	令和6年度実績
55,096	105,210	49,263	59,021	99,509	62,105	令和2年10月1日現在
2,804	5,884	2,975	3,366	6,612	3,277	令和3年6月1日現在
5	7	5	5	7	5	令和6年10月29日現在
2	3	2	2	3	2	令和8年8月10日現在

(3) 行政区域図



3. 各区のあらまし

【中 央 区】シンボルマーク(昭和50年4月制定)



地域資源(藻岩山)を活用したイベント

〈位置と広さ〉

市の中心部に位置し、北区、東区とはJR函館本線で、白石区、豊平区とは豊平川で、南区、西区とは南西部山地の稜線で接している。面積は46.42平方キロメートルで、東西に15.3キロメートル、南北に9.8キロメートルの広がりをもつ。

〈地勢と現況〉

中央区は、札幌の中心として計画的なまちづくりが進められ、現在では、大通や札幌駅前通に面して官庁や企業の近代的なビルが立ち並ぶ一方、国の天然記念物である円山原始林をはじめ藻岩山、豊平川など豊かな自然にも恵まれ、都市と自然が調和した環境を形成している。

時計台や札幌市資料館(旧札幌控訴院庁舎)などの歴史的な建造物が多く残り、札幌コンサートホールKitara、札幌市民交流プラザ、札幌オリンピックミュージアムなどの文化・スポーツ施設や、札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)、札幌市北3条広場(アカプラ)などが整備されており、魅力ある都市空間を形成している。

区では、「地域がつながり安心・安全に暮らせるまちづくり」「地域活動の活性化」「サービスアップの推進」を目標に、様々な事業を行っている。

これまで、地域資源を活用した「アタック・ザ・531M(藻岩山ファミリー登山)」のほか、地域住民や地元企業などとのアダプトプログラムによる「環境美化活動」など、地域の多様な団体、資源・特色を生かしたまちづくりを進めている。

〈ホームページ・アドレス〉

中央区役所ホームページ「市電のふるさと中央区」<https://www.city.sapporo.jp/chuo/>

【北 区】 シンボルマーク(昭和52年3月制定)



創成川通のポプラ並木

〈位置と広さ〉

市の北部に位置し、区の東は創成川、旧篠路村境界で東区と、西は新川を挟み、西区及び手稲区と、南はＪＲ函館本線を境として中央区と、北は発寒川、茨戸川及び石狩川を隔てて石狩市、当別町と接する。面積は63.57平方キロメートルで、東西に14.2キロメートル、南北に13.7キロメートルの広がりをもつ。

〈地勢と現況〉

地形は平たんで山がなく、地質・地盤は鉄西地区などの一部を除き、粘土質の土地や泥炭からなり軟弱である。水辺に恵まれた北区には、大小多くの河川が流れており、特に創成川、伏籠川、発寒川の3河川が合流する茨戸の水郷景観は、他に見られない素晴らしいものとなっている。昭和20年代までは、旧札幌市街である鉄西、幌北地区などが市街化していたが、昭和30年代に入り、札幌市の人口の急速な増加と並行して新琴似、屯田、篠路地区などの農業、酪農地帯の市街化が進み、その後、屯田、篠路、あいの里などの地域で宅地化が進展したことなどにより、人口も約28万人と10区の中で最も多くなっている。

また、札幌駅北口周辺では、昭和63年に完成した鉄道高架事業をきっかけに再開発事業が進展し、札幌第一合同庁舎や札幌エルプラザなどをはじめとするビルが建ち並び、オフィス街を形成している。加えて、広大なキャンパスを持つ北海道大学のほか、北海道教育大学など多くの高等教育機関が存在し、文教地区としても発展している。

そのような環境を生かし、北区では、学生や地域住民と連携した各種まちづくり活動をはじめ、高齢者等が安心して暮らせるよう、地域連携による見守り支え合い活動の推進や、健康寿命延伸を目指した健康づくりなどを地域住民と協働で行っている。また、「北区歴史と文化の八十八選」や「農村歌舞伎」のＰＲ等、地域の特色ある歴史や文化を生かした取組や、隣接市町との交流による活力あるまちづくりを進めている。

〈ホームページ・アドレス〉

北区役所ホームページ「みてきて北区」 <https://www.city.sapporo.jp/kitaku/>

【東 区】 シンボルマーク (昭和52年 7 月制定)



令和 7 年 4 月にリニューアルオープンした
「モエレ沼公園野球場」

〈位置と広さ〉

市の北東部に位置し、区の南は J R 函館本線を境に中央区と、西及び北はそれぞれ創成川、旧篠路村境界で北区と、東は白石区、江別市及び当別町と接している。面積は56.97平方キロメートル、東西9.3キロメートル、南北11.0キロメートルに広がっている。

〈地勢と現況〉

地形は平たんで、地質は鉄東地区の一部を除き埴土及び泥炭から形成され、伏籠川やモエレ沼が古豊平川の名残りをとどめている。区の北東部には、タマネギ栽培を中心とする農地が広がり、北区に次ぐ耕地面積を有している。一方、苗穂地区に J R 苗穂工場や大規模食品工場、丘珠地区に鉄工団地などが立地しているほか、都心に隣接して古い街並みも残っている。

東区は、故イサム・ノグチ氏が設計を手掛けたモエレ沼公園、サッポロさとらんど、札幌市スポーツ交流施設（つどーむ）など、札幌を代表する大規模施設を有しており、市内外から多くの方が訪れている。

区では、「誰もが健やかに暮らせるまち」、「安全で快適な住みよいまち」、「魅力と活力にあふれた賑わいのあるまち」を実現するため、様々な取組を進めている。

主な取組としては、「ひがしくウェルネスプロジェクト」として、連合町内会をはじめ、区内の各種団体・学校・企業等と連携し、ひがしく健康・スポーツまつりや多様なウォーキングイベント、スポーツ体験会など、1年を通して健康やスポーツに関する様々な事業を展開している。

また、地域防災力の向上に向け、多様な世代への防災普及啓発を継続するとともに、札幌市立大学との協定に基づく専門的な取組の展開や、札幌市東区商店街連絡協議会との「災害時における生活復旧支援に関する協定」の締結など、多角的な連携による防災体制の整備を推進している。

さらに、東区の活性化を共に目指す「タッピーフレンズ」（企業・学校・団体等）と連携しながら、東区ならではの施設や文化等を活かした特別な体験やスタンプラリーなどのイベントの実施や、魅力スポットを紹介するコンテンツの作成などの事業を通じて、東区の多彩な魅力を掘り起こして、区の内外に広く発信し、魅力と活力にあふれるまちづくりに取り組んでいる。

〈ホームページ・アドレス〉

東区役所ホームページ「ようこそ ひがしく」 <https://www.city.sapporo.jp/higashi/>

【白 石 区】シンボルマーク(昭和52年8月制定)



白石区マスコットキャラクター
「しろっぴー」「くろっぴー」

〈位置と広さ〉

市の東部に位置し、北は江別市に、南は東北通を境に豊平区及び清田区と接する。また、東は厚別区、西は豊平川を境に中央区と東区に隣り合う。面積は34.47平方キロメートルで、東西に約8.7キロメートル、南北に約8.7キロメートルの広がりを持つ。

〈地勢と現況〉

白石区は、JR函館本線・千歳線、地下鉄東西線、国道12号、道央自動車道などの東西に伸びる各種交通網が発達しており、札幌市の交通の要衝となっている。

区内には、大規模会議場や展示場機能を併せ持つ札幌コンベンションセンター、地震体験コーナーや消火体験コーナーを備えた札幌市民防災センター、産業情報の提供などを行う札幌市産業振興センター、大型イベントの会場となるアクセスサッポロ（札幌流通総合会館）、国際交流施設のJICA北海道（札幌）や札幌国際交流館（リフレサッポロ）、道内の物資の集散地である大規模な流通センターなど札幌市を代表する施設がある。また、都市生活に憩いや潤いをもたらす場として、白石こころード（旧白石サイクリングロード）や川下公園などがあり、四季を通じて多くの人々に愛され、利用されている。

住民のコミュニティ活動では、白石区ふるさと会をはじめとする地域の団体や企業が、文化振興、青少年健全育成、緑のまちづくり、祭りなどふれあいの場の創出、地域の防災・防犯、高齢者の見守り、さらには歴史的つながりのある宮城県白石市や北海道登別市との交流など、さまざまな活動を積極的に進めている。

区では、区民が「白石区に住んで良かった・住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指して、毎年「しろいしアクション」を策定しており、「安全・安心で快適に暮らせるまち」「地域のチカラ、魅力の向上」「区民のための区役所」の3つを運営目標として掲げ、さまざまな事業を行っている。

〈ホームページ・アドレス〉

白石区役所ホームページ「おもしろいしWEB」 <https://www.city.sapporo.jp/shiroishi/>

【厚 別 区】シンボルマーク(平成2年2月制定)



ふれあい広場あつべつで行われる
恒例の「厚別区民まつり」

〈位置と広さ〉

市の東部に位置し、北東は江別市と、南東は北広島市と接する。また、南は清田区と、西は厚別川、一部三里川を区境に白石区と隣り合う。南北9.9キロメートル、東西5.0キロメートルの広がりをもつが、面積は24.38平方キロメートルと10区の中で最小である。

〈地勢と現況〉

地形はJR函館本線を境に、北の平野部、南の丘陵部に大きく分かれ、丘陵部は厚別川、野津幌川、三里川、小野津幌川が流れ、全体にゆるやかな起伏となっている。

昭和30年代の大規模な団地建設、昭和47年の厚別副都心開発基本計画に基づく都市空間の創出などにより、農業地帯だった街並みは大きく変ぼうした。現在の厚別区は、JR新札幌駅、地下鉄新さっぽろ駅付近を中心とした商業地区と周辺の住宅地からなるが、野幌森林公園など豊かな自然環境にも恵まれている。

区内には、情報産業が集積する「札幌テクノパーク」や大型社会教育施設の「札幌市青少年科学館」・「サンピアザ水族館」・「北海道開拓の村」、道内唯一の第1種公認陸上競技場であり、また北海道コンサドーレ札幌のホームゲームも行われる「厚別公園競技場」がある。

区では、地域課題の解決などに取り組む「あつべつ区民協議会」への支援をはじめ、多くの人々がまちづくりに関心を持ち、積極的に参加できるよう、区民を主役としたまちづくり活動を推進している。さらに、大規模複合開発が完了した新さっぽろ駅周辺地区では、ふれあい広場あつべつを活用した更なる地域の活性化を進めるほか、「厚別区民まつり」をはじめとするイベントの開催支援など、地域交流の拠点として「新さっぽろ駅周辺のにぎわいづくり」に取り組み、厚別区全体の活性化につなげている。

〈ホームページ・アドレス〉

厚別区ホームページ<https://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/>

【豊 平 区】シンボルマーク(昭和52年7月制定)



区のキャラクター「こりん」と「めーたん」

〈位置と広さ〉

市の南東部に位置し、北は東北通で白石区、西は豊平川を隔てて中央区、南西部は丘陵地で南区、東は清田区と接する。面積は46.23平方キロメートルで、東西に6.7キロメートル、南北に14.5キロメートルの広がりをもつ。

〈地勢と現況〉

豊平地区は、歴史を感じさせる寺社と再開発事業による近代的なビルなどが立ち並び、新旧の味わいを見せている。平岸・南平岸・中の島・月寒地区は古くから商業地域として発展し、活気あふれる街並みが続いており、西岡・福住・美園・東月寒地区は、かつては牧場や田畑、果樹園が広がっていたが、現在は落ち着いたたたずまいをみせる住宅街となっている。

また、様々な樹木や鳥、昆虫などを見ることができる「西岡公園」、緑のセンターを中心に、針葉樹、花木、野花、庭園などを楽しめる「豊平公園」のほか月寒川・望月寒川・吉田川など河川も多く、憩いと安らぎを与えてくれる。さらに「大和ハウス プレミスト ドーム（札幌ドーム）」をはじめ、道立総合体育センター「北海きたえーる」、通年型のカーリング専用施設「どうぎんカーリングスタジアム」などのスポーツ施設の他、さっぽろ羊ヶ丘展望台などの観光施設、大学や研究機関も充実している。

区では、ひとりひとりの区民が安全・安心で心身ともに充実した生活を送ることができる区を目指し、「スポーツ」「健康」「安心安全」をキーワードに街の魅力と活力を高めるまちづくりを進めている。

〈ホームページ・アドレス〉

豊平区役所ホームページ「夢ひらく 花ひらく とよひらく」

<https://www.city.sapporo.jp/toyohira/>

【清 田 区】シンボルマーク(平成9年11月制定)



平岡公園の梅林

〈位置と広さ〉

清田区は、札幌市の南東部に位置し、白石区、厚別区、豊平区、南区、恵庭市、北広島市の4区2市と接している。面積は、59.87平方キロメートルで、東西に7.8キロメートル、南北に15.3キロメートルの広がりをもつ。

〈地勢と現況〉

清田区は、区域のおよそ3分の2が緑豊かな丘陵地と山林に覆われ、南北に縦断するあしりべつ川（厚別川）、山部川などの河川にも恵まれた自然豊かな区である。南西部には白旗山を有する市最大の市有林があり、「ふれあいの森」や「自然観察の森」が整備され、行楽や散策の場として多くの人々に利用されている。

区民から「あしりべつ川」と呼ばれ親しまれる厚別川は、アシリベツの滝、有明の滝などが合流し豊平川に注いでいる。かつて両岸の平地は、札幌で一番の米産地帯であったが、今は河川敷に花壇や樹木の植栽が施され、散策やパークゴルフなど区民の憩いの場となっている。また、平岡公園には、約1,200本の梅の木が植栽され、梅の名所として広く親しまれている。

区では、「多くの方が行き交い、安心して住み続けたいまち」を目指し、清田区の魅力である「自然」（「白旗山」「あしりべつ川」「平岡梅林」）、「食」（「きよたマルシェ」「きよたスイーツ」）、「音楽」（「きよフェス」「区民コンサート」）を活かしたまちづくりを区民と協働で進めているほか、安心して生活できる環境づくりのため、防災、子育て支援（「こそだてインフォメーション」等）、健康増進（「きよっち健康チャレンジ」、「健活ラボ」）等の取組を進めている。

〈ホームページ・アドレス〉

清田区役所ホームページ「きよたF a n倶楽部」

<https://www.city.sapporo.jp/kiyota/>

【南区】シンボルマーク(昭和52年6月制定)



市民の水がめである豊平峡ダム

〈位置と広さ〉

南区は、札幌市の南西部に位置し、小樽市、千歳市、恵庭市、伊達市、京極町、喜茂別町そして赤井川村の4市2町1村と接している。面積は、657.48平方キロメートルで、市の総面積の約60パーセントを占め、東西に33.2キロメートル、南北に37.6キロメートルの広がりをもつ。

〈地勢と現況〉

区内には、無意根山や空沼岳など標高1,000メートルを超える山々がそびえ、真駒内川をはじめとした大小100余りの河川が豊平川へと注いでいる。市街地は平坦な北東部とこれらの河川に沿って形成されている。

豊かな自然に恵まれた区内には、滝野すずらん丘陵公園や真駒内公園など大規模な公園・緑地や市民の水がめである豊平峡ダムと定山溪ダム、札幌国際スキー場などがあり、市民のレクリエーションの場となっている。また、長い歴史がある定山溪温泉には、国内外から毎年多くの観光客が訪れている。そのほか、“芸術文化の薫る街”のシンボルとしての札幌芸術の森をはじめ、札幌市立大学芸術の森キャンパス、軟石採掘場跡を造成した石山緑地など、新しい芸術文化の発信地となっている。

南区では、地域の皆さまの安心・安全で豊かな暮らしを守るため、福祉・健康・子育て、防災、道路・公園の維持管理などの取組を進めるとともに、区内の大学等と連携し、地域資源であるアートを活用したまちづくりや、豊かな自然環境をはじめとした区の魅力のPRにも力を入れている。

〈ホームページ・アドレス〉

南区役所ホームページ「ゆたかな緑 きよらかな水 みなみ区」

<https://www.city.sapporo.jp/minami/>

【西 区】シンボルマーク(昭和51年7月制定)



西区環境キャラクター「さんかくやまべ」

〈位置と広さ〉

西区は、市の西部に位置し、東側は中央区に、南西側は山岳地帯に沿って南区に、西側は手稲区に、そして北東側は新川と琴似川を挟んで北区に接している。面積は75.10平方キロメートルで、東西に14.1キロメートル、南北に11.3キロメートルの広がりをもつ。

〈地勢と現況〉

区の南西部は手稲連峰を中心とした山々に囲まれ、そこから流れ出た琴似発寒川が区の中心を南北に流れている。この川は、左股川と合流して水量を増しながら、北部で琴似川と合流して新川となる。西区は、ほぼ琴似発寒川の扇状地の上に発展している地域である。南部の福井地区には、パークゴルフ場や炊事広場などを備えた五天山公園があり、市民の交流・憩いの場として親しまれている。一方、北部には発寒鉄工団地を有し、本市の第2次産業の重要拠点としての役割を果たしている。また、東部の琴似地区周辺は、区役所をはじめとする公共施設や様々な商業、文化施設が集積し、区を中心としての役割を果たしている。

区では、気軽に本格的な演奏を楽しむことができる無料コンサート「コトニジャズ」・「コトニクラシック」や芸術文化の祭典「西区文化フェスタ」など、文化芸術を生かした事業を区民と一体となって展開している。また、琴似発寒川での稚魚放流や一斉清掃、北海道で初めて導入した地域の団体との「アダプト・プログラム」による環境美化活動を実践しているほか、町内会、学校、企業、NPO法人などから組織される「西区環境まちづくり協議会」が中心となって、環境に優しいまちづくりを進めている。

〈ホームページ・アドレス〉

西区役所ホームページ「Hello! 西区」 <https://www.city.sapporo.jp/nishi/>

【手 稲 区】



シンボルマーク（平成2年3月制定）



手稲区マスコットキャラクター「ていね」

〈位置と広さ〉

手稲区は市の北西部に位置し、南東は西区と、西は南区・小樽市と、北東は北区・小樽市・石狩市と、北西は小樽市と接している。面積は56.77平方キロメートルで、東西に10.9キロメートル、南北に9.4キロメートルの広がりをもっている。

〈地勢と現況〉

地形は、区域を東西に横断しているＪＲ函館本線よりも北部は低地で泥炭層からなり、南部は北部に比べて高く火山岩（安山岩）からなっている。

手稲区は市内でも自然に恵まれた地域であり、特に、区のシンボルである手稲山（標高1023.12メートル）は、1972年冬季オリンピック札幌大会会場となり、その存在を全世界に広めた。現在は、四季を通じてスポーツやレクリエーションが楽しめる空間として、市民に親しまれている。

平成元年の分区当時、人口10万人程度であった手稲区は、現在では人口約14万人までに成長した。ＪＲ手稲駅の南側には、古くから栄えてきた商業地が広がり、北側一帯には新興住宅を背景に幹線道路沿いに大型店舗や商店街の広がりが見られる。曙地区には工業団地が立地し、また山口地区では砂地を生かした露地栽培が行われ、カボチャ（大浜みやこ）やスイカ（サッポロスイカ）などの特産品を全国に出荷している。

区では、「人に優しいまちづくり」と「ふるさと手稲づくり」をまちづくりの目標に掲げ、各種事業を実施。災害時における地域の自主防災力の向上を目的とした研修会の実施、大学や近隣市と連携したまちづくりの推進、手稲山の自然に触れ親しんでもらえるようなイベントの開催など、区民が住んでいて良かったと実感できるまちづくりの実現に向けて取組を進めている。

〈ホームページ・アドレス〉

手稲区役所ホームページ「ていねっていいね」 <https://www.city.sapporo.jp/teine/>

4. 各区町名一覧 【中央区】

令和8年4月1日現在

あさひがおか 旭ヶ丘 1～6丁目 おおどおり 大通 西1～28丁目 大通 東1～14丁目 北1条 西1～28丁目 北2条 西1～28丁目 北3条 西1～30丁目 北4条 西1～30丁目 北5条 西1～29丁目 北6条 西10～28丁目 北7条 西11～27丁目 北8条 西12～26丁目 北9条 西13～24丁目 北10条 西14～24丁目 北11条 西13～24丁目 北12条 西15～20・23丁目 北13条 西15～19丁目 北14条 西15・18～20丁目 北15条 西15・19丁目 北16条 西15・16・20・21丁目 北17条 西15丁目 北18条 西15丁目 北20条 西15丁目 北21条 西15丁目 北22条 西15丁目 北1条 東1～19丁目 北2条 東1～20丁目 北3条 東1～15丁目 北4条 東1～8丁目 北5条 東1～3丁目 さかいがわ 界川 1～4丁目 なかじまこうえん 中島公園 ばんけい 盤溪 ふしみ 伏見 1～5丁目 ふたごやま 双子山 1～4丁目 まるやま 円山 まるやまにしまち 円山西町 円山西町 1～10丁目	南1条 西1～28丁目 南2条 西1～28丁目 南3条 西1～18・20～28丁目 南4条 西1～18・20～28丁目 南5条 西1～18・20～28丁目 南6条 西1～18・20～27丁目 南7条 西1～18・20～26丁目 南8条 西1～18・20～26丁目 南9条 西1～18・20～23丁目 南10条 西1～3・6～18・20～23丁目 南11条 西1・6～18・20～23丁目 南12条 西1・6～18・20～23丁目 南13条 西1・5～18・20～23丁目 南14条 西1・5～19丁目 南15条 西1・4～19丁目 南16条 西1・4～19丁目 南17条 西4～18丁目 南18条 西5～17丁目 南19条 西5～16丁目 南20条 西5～16丁目 南21条 西5～16丁目 南22条 西6～15丁目 南23条 西7～15丁目 南24条 西7～15丁目 南25条 西7～14丁目 南26条 西7～14丁目 南27条 西7～14丁目 南28条 西7～13丁目 南29条 西8～12丁目 南30条 西9～11丁目 南1条 東1～8丁目 南2条 東1～6丁目 南3条 東1～6丁目 南4条 東1～5丁目 南5条 東1～5丁目 南6条 東1～3丁目 南7条 東1・2丁目 みやがおか 宮ヶ丘 宮ヶ丘 1～3丁目 みやのもり 宮の森 宮の森1条 1～18丁目 宮の森2条 1～17丁目 宮の森3条 1～13丁目 宮の森4条 1～13丁目
---	--

各区町名一覧 【北 区】

あいのさと あいの里 1 条 3～7丁目 あいの里 2 条 1～8丁目 あいの里 3 条 1～10丁目 あいの里 4 条 1～10丁目 あいの里 5 条 3・4丁目 あさぶちよう 麻生町 1～9丁目 北 6 条 西1～9丁目 北 7 条 西1～10丁目 北 8 条 西1～11丁目 北 9 条 西1～11丁目 北10条 西1～11丁目 北11条 西1～11丁目 北12条 西1～12丁目 北13条 西1～12丁目 北14条 西1～13丁目 北15条 西1～13丁目 北16条 西1～13丁目 北17条 西1～13丁目 北18条 西2～13丁目 北19条 西2～13丁目 北20条 西2～13丁目 北21条 西2～13丁目 北22条 西2～13丁目 北23条 西2～14丁目 北24条 西2～19丁目 北25条 西2～9・11～18丁目 北26条 西2～9・12～17丁目 北27条 西2～16丁目 北28条 西2～15丁目 北29条 西2～15丁目 北30条 西2～14丁目 北31条 西2～14丁目 北32条 西2～13丁目 北33条 西2～12丁目 北34条 西2～11丁目 北35条 西2～10丁目 北36条 西2～10丁目 北37条 西2～9丁目 北38条 西2～8丁目 北39条 西3～7丁目 北40条 西4～6丁目 しのろ 篠路 1 条 1～11丁目 篠路 2 条 1～10丁目 篠路 3 条 1～10丁目 篠路 4 条 1～10丁目 篠路 5 条 1～10丁目	篠路 6 条 1～8丁目 篠路 7 条 1～8丁目 篠路 8 条 1～7丁目 篠路 9 条 1～4・6丁目 篠路10条 1～4丁目 しのろちようかみしのろ 篠路町上篠路 しのろちようしのろ 篠路町篠路 しのろちようたいへい 篠路町太平 しのろちようたくほく 篠路町拓北 しのろちようふくい 篠路町福移 しんかわ 新川 新川 1 条 1～6丁目 新川 2 条 1～13丁目 新川 3 条 1～20丁目 新川 4 条 1～20丁目 新川 5 条 1～6・14～16・20丁目 新川 6 条 14～16・20丁目 新川 7 条 16丁目 新川 8 条 17丁目 しんかわにし 新川西 1 条 1～4・6・7丁目 新川西 2 条 1～7丁目 新川西 3 条 1～7丁目 新川西 4 条 3・4丁目 新川西 5 条 4丁目 しんことに 新琴似 1 条 1～13丁目 新琴似 2 条 1～13丁目 新琴似 3 条 1～13丁目 新琴似 4 条 1～17丁目 新琴似 5 条 1～17丁目 新琴似 6 条 1～17丁目 新琴似 7 条 1～17丁目 新琴似 8 条 1～17丁目 新琴似 9 条 1～16丁目 新琴似10条 1～17丁目 新琴似11条 1～17丁目 新琴似12条 1～17丁目 しんことにちよう 新琴似町 たいへい 太平 1 条 1丁目 太平 2 条 1・3～5丁目
--	---

太平3条 1・3～5丁目 太平4条 1・3～6丁目 太平5条 1～6丁目 太平6条 1～6丁目 太平7条 1～7丁目 太平8条 1～7丁目 太平9条 1～7丁目 太平10条 1～7丁目 太平11条 1～7丁目 太平12条 1～7丁目 たくほく 拓北1条 1～4丁目 拓北2条 1～4丁目 拓北3条 1～4丁目 拓北4条 1～4丁目 拓北5条 1～5丁目 拓北6条 1～5丁目 拓北7条 1～5丁目 拓北8条 1～5丁目 とんでん 屯田1条 1・2丁目 屯田2条 1～5丁目 屯田3条 1～8丁目 屯田4条 1～10丁目 屯田5条 1～12丁目 屯田6条 1～12丁目 屯田7条 1～12丁目 屯田8条 1～12丁目 屯田9条 1～12丁目 屯田10条 1～3丁目 屯田11条 1～3丁目 とんでんちょう 屯田町 にしばらと 西茨戸 西茨戸1条 1丁目 西茨戸2条 1丁目 西茨戸3条 1丁目 西茨戸4条 1・2丁目 西茨戸5条 1丁目 西茨戸6条 1丁目 西茨戸7条 1丁目 ひがしばらと 東茨戸 東茨戸1条 1～3丁目 東茨戸2条 1～3丁目 東茨戸3条 1・2丁目 東茨戸4条 1丁目 みなみあいのさと 南あいの里 3～7丁目	ゆりがはら 百合が原 1～11丁目 ゆりがはらこうえん 百合が原公園
---	--

各区町名一覧 【東 区】

おかだまちょう		北50条	東2～10・13～15丁目
丘珠町		北51条	東2～10・14・15丁目
かりきちょう		きたおかだま	
雁来町		北丘珠1条	2～4丁目
北4条	東10～16丁目	北丘珠2条	1～4丁目
北5条	東4～17丁目	北丘珠3条	1～4丁目
北6条	東1～8・12～20丁目	北丘珠4条	1～4丁目
北7条	東1～9・11～20丁目	北丘珠5条	1～4丁目
北8条	東1～19丁目	北丘珠6条	4丁目
北9条	東1～16丁目	さかえまち	
北10条	東1～17丁目	栄町	
北11条	東1～17丁目	なえぼちょう	
北12条	東1～17丁目	苗穂町	1～16丁目
北13条	東1～10・12～16丁目	なかぬま	
北14条	東1～10・12～16丁目	中沼1条	1～3丁目
北15条	東1～10・12～18丁目	中沼2条	1・2丁目
北16条	東1～10・12～19丁目	中沼3条	1・2丁目
北17条	東1～10・12～20丁目	中沼4条	1・2丁目
北18条	東1～10・12～21丁目	中沼5条	1・2丁目
北19条	東1～10・12～22丁目	中沼6条	1～3丁目
北20条	東1～10・12～22丁目	なかぬまちょう	
北21条	東1～10・12～23丁目	中沼町	
北22条	東1～10・12～23丁目	なかぬまにし	
北23条	東1～10・12～23丁目	中沼西1条	1・2丁目
北24条	東1～10・12～22丁目	中沼西2条	1・2丁目
北25条	東1～10・12～22丁目	中沼西3条	1・2丁目
北26条	東1～10・12～22丁目	中沼西4条	1・2丁目
北27条	東1～10・12～22丁目	中沼西5条	1・2丁目
北28条	東1～10・12～21丁目	ひがしかりき	
北30条	東1～10・12～20丁目	東雁来1条	1丁目
北31条	東1～10・12～19丁目	東雁来2条	1丁目
北32条	東1～10・12～18丁目	東雁来3条	1丁目
北33条	東1～10・12～18丁目	東雁来4条	1丁目
北34条	東1～10・12～28丁目	東雁来5条	1丁目
北35条	東1～10・12～28丁目	東雁来6条	1～3丁目
北36条	東1～10・12～29丁目	東雁来7条	1～3丁目
北37条	東1～10・12～22・25～30丁目	東雁来8条	1～4丁目
北38条	東1～10・12～21丁目	東雁来9条	1～4丁目
北39条	東1～10・12～21丁目	東雁来10条	1～4丁目
北40条	東1～10・12～20丁目	東雁来11条	1～4丁目
北41条	東1～10・12～20丁目	東雁来12条	2～4丁目
北42条	東1～10・12～19丁目	東雁来13条	2～4丁目
北43条	東1～10・12～19丁目	東雁来14条	2～4丁目
北44条	東1～10・12～15丁目	ひがしかりきちょう	
北45条	東1～10・12～19丁目	東雁来町	
北46条	東1～10・12～19丁目	ひがしなえぼ	
北47条	東1～10・13～19丁目	東苗穂1条	1～3丁目
北48条	東1～10・13～19丁目	東苗穂2条	1～3丁目
北49条	東2～10・13～17丁目	東苗穂3条	1～3丁目

東苗穂 4 条	1～3丁目
東苗穂 5 条	1～3丁目
東苗穂 6 条	1～3丁目
東苗穂 7 条	1～3丁目
東苗穂 8 条	1～3丁目
東苗穂 9 条	1～3丁目
東苗穂10条	1～3丁目
東苗穂11条	1～3丁目
東苗穂12条	1～4丁目
東苗穂13条	1～4丁目
東苗穂14条	1～4丁目
東苗穂15条	1～4丁目
ひがしなえぼちょう	
東苗穂町	
ふしこ	
伏古 1 条	2～5丁目
伏古 2 条	3～5丁目
伏古 3 条	2～5丁目
伏古 4 条	2～5丁目
伏古 5 条	2～5丁目
伏古 6 条	2～5丁目
伏古 7 条	2～5丁目
伏古 8 条	1～5丁目
伏古 9 条	1～5丁目
伏古10条	1～5丁目
伏古11条	1～5丁目
伏古12条	2～5丁目
伏古13条	3～5丁目
伏古14条	3～5丁目
ほんちょう	
本町 1 条	1～11丁目
本町 2 条	1～11丁目
もえれぬまこうえん	
モエレ沼公園	

各区町名一覧 【白石区】

かわきた		北郷 1 条		1～14丁目
川北		北郷 2 条		1～14丁目
川北 1 条	1～3丁目	北郷 3 条		1～14丁目
川北 2 条	1～3丁目	北郷 4 条		1～14丁目
川北 3 条	1～3丁目	北郷 5 条		3～10丁目
川北 4 条	1～3丁目	北郷 6 条		3・4・7～10丁目
川北 5 条	1丁目	北郷 7 条		3・4・7～10丁目
かわしも		北郷 8 条		3・4・7～10丁目
川下		北郷 9 条		3・7～9丁目
川下 1 条	4～9丁目	さかえどおり		
川下 2 条	4～8丁目	栄通		1～21丁目
川下 3 条	3～7丁目	ちゅうおう		
川下 4 条	1～6丁目	中央 1 条		1～7丁目
川下 5 条	1～4丁目	中央 2 条		1～7丁目
きくすい		中央 3 条		1～6丁目
菊水 1 条	1～4丁目	なんごうどおり		
菊水 2 条	1～3丁目	南郷通		1～12・14～20丁目北
菊水 3 条	1～5丁目	南郷通		1～21丁目南
菊水 4 条	1～3丁目	ひがしさっぽろ		
菊水 5 条	1～3丁目	東札幌 1 条		1～6丁目
菊水 6 条	1～4丁目	東札幌 2 条		1～6丁目
菊水 7 条	1～4丁目	東札幌 3 条		1～6丁目
菊水 8 条	1～4丁目	東札幌 4 条		1～6丁目
菊水 9 条	1～4丁目	東札幌 5 条		1～6丁目
きくすいかみまち		東札幌 6 条		1～6丁目
菊水上町		ひがしよねさと		
菊水上町 1 条	1～4丁目	東米里		
菊水上町 2 条	1～4丁目	へいわどおり		
菊水上町 3 条	1～4丁目	平和通		1～17丁目北
菊水上町 4 条	1～4丁目	平和通		1～17丁目南
きくすいもとまち		ほんごうどおり		
菊水元町		本郷通		1～13丁目北
菊水元町 1 条	1～5丁目	本郷通		1～13丁目南
菊水元町 2 条	1～5丁目	ほんだおり		
菊水元町 3 条	1～5丁目	本通		1～21丁目北
菊水元町 4 条	1～3丁目	本通		1～21丁目南
菊水元町 5 条	1～3丁目	よねさと		
菊水元町 6 条	1～4丁目	米里		
菊水元町 7 条	1～4丁目	米里 1 条		1～4丁目
菊水元町 8 条	1～3丁目	米里 2 条		1～4丁目
菊水元町 9 条	1・2丁目	米里 3 条		1～3丁目
菊水元町10条	1丁目	米里 4 条		1～3丁目
きたごう		米里 5 条		1～3丁目
北郷		りゅうつう		
		流通センター		1～7丁目

各区町名一覧 【厚別区】

あおばちょう 青葉町	1～16丁目	しものっぽろ 下野幌 テカパーウ	1・2丁目
あつべつきた 厚別北1条	1～4丁目	もみじだいきた もみじ台北	1～7丁目
厚別北2条	1～5丁目	もみじだいにし もみじ台西	1～7丁目
厚別北3条	2～5丁目	もみじだいひがし もみじ台東	1～7丁目
厚別北4条	2～5丁目	もみじだいみなみ もみじ台南	1～7丁目
厚別北5条	4・5丁目		
厚別北6条	4・5丁目		
あつべつちゅうおう 厚別中央1条	1～7丁目		
厚別中央2条	1～6丁目		
厚別中央3条	1～6丁目		
厚別中央4条	2～6丁目		
厚別中央5条	1～6丁目		
あつべつちょうかみのっぽろ 厚別町上野幌			
あつべつちょうこのっぽろ 厚別町小野幌			
あつべつちょうしものっぽろ 厚別町下野幌			
あつべつちょうやまもと 厚別町山本			
あつべつにし 厚別西			
厚別西1条	1～5丁目		
厚別西2条	1～6丁目		
厚別西3条	1～6丁目		
厚別西4条	1～6丁目		
厚別西5条	1～6丁目		
あつべつひがし 厚別東1条	1～6丁目		
厚別東2条	1～7丁目		
厚別東3条	1～7丁目		
厚別東4条	1～9丁目		
厚別東5条	1～4・7・8丁目		
あつべつみなみ 厚別南	1～7丁目		
おおやちにし 大谷地西	1～6丁目		
おおやちひがし 大谷地東	1～7丁目		
かみのっぽろ 上野幌1条	1～6丁目		
上野幌2条	1～6丁目		
上野幌3条	1～6丁目		

各区町名一覧 【豊平区】

あさひまち 旭町	1～7丁目	平岸7条	12～19丁目
すいしやまち 水車町	1～8丁目	平岸8条	12・13丁目
つきさむちゅうおうどおり 月寒中央通	1～11丁目	ふくずみ 福住1条	1～9丁目
つきさむにし 月寒西1条	2～11丁目	福住2条	1～11丁目
月寒西2条	4～10丁目	福住3条	1～12丁目
月寒西3条	4～10丁目	みその 美園1条	1～8丁目
月寒西4条	5～10丁目	美園2条	1～8丁目
月寒西5条	6～8・10丁目	美園3条	1～8丁目
つきさむひがし 月寒東1条	1～20丁目	美園4条	1～8丁目
月寒東2条	1～20丁目	美園5条	1～8丁目
月寒東3条	3～11・15～19丁目	美園6条	1～8丁目
月寒東4条	6～11・15～19丁目	美園7条	1～8丁目
月寒東5条	5～19丁目	美園8条	1～8丁目
とよひら 豊平1条	1～8・10～13丁目	美園9条	1～8丁目
豊平2条	1～8・10～13丁目	美園10条	4～8丁目
豊平3条	1～13丁目	美園11条	4～8丁目
豊平4条	1～3・5～13丁目	美園12条	6～8丁目
豊平5条	1～3・5～11・13丁目		
豊平6条	2・3・5～10丁目		
豊平7条	7～10・13丁目		
豊平8条	8～13丁目		
豊平9条	9丁目		
なかのしま 中の島			
中の島1条	1～14丁目		
中の島2条	1～12丁目		
にしおか 西岡			
西岡1条	2～11丁目		
西岡2条	1～14丁目		
西岡3条	1～13丁目		
西岡4条	1～14丁目		
西岡5条	1～3・11～15丁目		
ひつじがおか 羊ヶ丘			
ひらぎし 平岸1条	1～23丁目		
平岸2条	1～18丁目		
平岸3条	1～18丁目		
平岸4条	1～18丁目		
平岸5条	6～15・18・19丁目		
平岸6条	9～17丁目		

各区町名一覧 【清田区】

ありあけ 有明 うつくしがおか 美しが丘 1 条 1～10丁目 美しが丘 2 条 1～10丁目 美しが丘 3 条 1～10丁目 美しが丘 4 条 5～10丁目 美しが丘 5 条 5・6・9丁目 きたの 北野 1 条 1・2丁目 北野 2 条 1～3丁目 北野 3 条 1～5丁目 北野 4 条 1～5丁目 北野 5 条 1～5丁目 北野 6 条 1～5丁目 北野 7 条 1～5丁目 きよた 清田 清田 1 条 1～4丁目 清田 2 条 1～3丁目 清田 3 条 1～3丁目 清田 4 条 1～4丁目 清田 5 条 1～4丁目 清田 6 条 1～4丁目 清田 7 条 1～4丁目 清田 8 条 1～3丁目 清田 9 条 1・3丁目 清田10条 3・4丁目 さとづか 里塚 里塚 1 条 1～4丁目 里塚 2 条 1～7丁目 里塚 3 条 1～7丁目 里塚 4 条 1・3丁目 さとづかみどりがおか 里塚緑ヶ丘 1～12丁目 しんえい 真栄 真栄 1 条 1・2丁目 真栄 2 条 1・2丁目 真栄 3 条 2丁目 真栄 4 条 1～5丁目 真栄 5 条 1～5丁目 真栄 6 条 1丁目	ひらおか 平岡 1 条 1～6丁目 平岡 2 条 1～6丁目 平岡 3 条 1～6丁目 平岡 4 条 1～3・6・7丁目 平岡 5 条 1～4・6丁目 平岡 6 条 1～4丁目 平岡 7 条 1～4丁目 平岡 8 条 1～4丁目 平岡 9 条 1～4丁目 平岡10条 1～3丁目 ひらおかこうえん 平岡公園 ひらおかこうえんひがし 平岡公園東 1～11丁目
---	---

各区町名一覧 【南 区】

いしやま 石山		澄川 1 条	1～4丁目
石山 1 条	1～9丁目	澄川 2 条	1～5丁目
石山 2 条	2～9丁目	澄川 3 条	1～6丁目
石山 3 条	5～8丁目	澄川 4 条	1～12丁目
石山 4 条	6丁目	澄川 5 条	3～13丁目
いしやまひがし 石山東	1～7丁目	澄川 6 条	3～13丁目
かたいしやま 硬石山		たきの 滝野	
かわぞえ		といしやま 砥石山	
川沿 1 条	1～6丁目	ときわ 常盤	
川沿 2 条	1～6丁目	常盤 1 条	1・2丁目
川沿 3 条	1～5丁目	常盤 2 条	1～3丁目
川沿 4 条	1～5丁目	常盤 3 条	1・2丁目
川沿 5 条	1～4丁目	常盤 4 条	1・2丁目
川沿 6 条	2～4丁目	常盤 5 条	1・2丁目
川沿 7 条	2～4丁目	常盤 6 条	1・2丁目
川沿 8 条	1～4丁目	とやま 砥山	
川沿 9 条	1～4丁目	とよたき 豊滝	
川沿10条	1～3丁目	豊滝	1・2丁目
川沿11条	1～3丁目	なかのさわ 中ノ沢	
川沿12条	1～5丁目	中ノ沢	1～7丁目
川沿13条	1～3丁目	ふじの 藤野	
川沿14条	1・2丁目	藤野 1 条	5～10丁目
川沿15条	1・2丁目	藤野 2 条	1～13丁目
川沿16条	1・2丁目	藤野 3 条	1～11丁目
川沿17条	1・2丁目	藤野 4 条	1～11丁目
川沿18条	1・2丁目	藤野 5 条	1～10丁目
かわぞえちょう 川沿町		藤野 6 条	1～4・6・9丁目
きたのさわ 北ノ沢		まこまない 真駒内	
北ノ沢	1～9丁目	まこまないあけぼのまち 真駒内曙町	1～4丁目
げいじゅつのもり 芸術の森	1～3丁目	まこまないいずみまち 真駒内泉町	1～4丁目
こがねゆ 小金湯		まこまないかしわおか 真駒内柏丘	1～12丁目
じょうざんけい 定山溪		まこまないかみまち 真駒内上町	1～5丁目
じょうざんけいおんせんにし 定山溪温泉西	1～4丁目	まこまないこうえん 真駒内公園	
じょうざんけいおんせんひがし 定山溪温泉東	1～4丁目	まこまないさいわいまち 真駒内幸町	1～3丁目
しらかわ 白川			
すみかわ 澄川			

まこまないひがしまち 真駒内東町 1～3丁目	もいわやま 藻岩山
まこまないほんちょう 真駒内本町 1～7丁目	
まこまないみどりまち 真駒内緑町 1～4丁目	
まこまないみなみまち 真駒内南町 1～7丁目	
みすまい 簾舞	
簾舞 1 条 1・2・4・5丁目	
簾舞 2 条 1～5丁目	
簾舞 3 条 1～3・5・6丁目	
簾舞 4 条 1～3・6丁目	
簾舞 5 条 1・2丁目	
簾舞 6 条 1・2丁目	
南30条 西8丁目	
南31条 西8～11丁目	
南32条 西8～11丁目	
南33条 西8～11丁目	
南34条 西8～11丁目	
南35条 西9～11丁目	
南36条 西10・11丁目	
南37条 西10・11丁目	
南38条 西10・11丁目	
南39条 西10・11丁目	
みなみさわ 南沢	
南沢 1 条 1～3丁目	
南沢 2 条 1～4丁目	
南沢 3 条 1～4丁目	
南沢 4 条 1～4丁目	
南沢 5 条 1～4丁目	
南沢 6 条 2～4丁目	
もいわした 藻岩下	
藻岩下 1～5丁目	

各区町名一覧 【西 区】

ことに		八軒 5 条	東1～5丁目
琴似 1 条	1～7丁目	八軒 6 条	東1～5丁目
琴似 2 条	1～7丁目	八軒 7 条	東1～5丁目
琴似 3 条	1～7丁目	八軒 8 条	東1～5丁目
琴似 4 条	1～7丁目	八軒 9 条	東1～5丁目
こべつさわ		八軒10条	東1～5丁目
小別沢		はっさむ	
にしの		発寒 1 条	2～4丁目
西野		発寒 2 条	1～5丁目
西野 1 条	1～9丁目	発寒 3 条	1～6丁目
西野 2 条	1～10丁目	発寒 4 条	1～7丁目
西野 3 条	1～10丁目	発寒 5 条	2～8丁目
西野 4 条	1～10丁目	発寒 6 条	3～5・7～14丁目
西野 5 条	1～10丁目	発寒 7 条	4・5・7～14丁目
西野 6 条	1～10丁目	発寒 8 条	5・7・9～14丁目
西野 7 条	1～10丁目	発寒 9 条	9～14丁目
西野 8 条	1～10丁目	発寒10条	1～6・11～14丁目
西野 9 条	3～9丁目	発寒11条	1～6・11・12・14丁目
西野10条	6～9丁目	発寒12条	1～5・11～14丁目
西野11条	7～9丁目	発寒13条	2～5・11～14丁目
西野12条	8丁目	発寒14条	1～5・11～14丁目
西野13条	8丁目	発寒15条	1～4・12～14丁目
西野14条	8丁目	発寒16条	1～4・12～14丁目
にしまちきた		発寒17条	3・4・13・14丁目
西町北		ふくい	
にしまちみなみ		福井	
西町南		福井	1～10丁目
にじゅうよんけん		へいわ	
二十四軒 1 条	1～7丁目	平和	
二十四軒 2 条	1～7丁目	平和 1 条	2～11丁目
二十四軒 3 条	1～7丁目	平和 2 条	1～11丁目
二十四軒 4 条	1～7丁目	平和 3 条	4～10丁目
はちけん		みやのさわ	
八軒 1 条	西1～4丁目	宮の沢	
八軒 2 条	西1～4丁目	宮の沢 1 条	1～5丁目
八軒 3 条	西1～5丁目	宮の沢 2 条	1～5丁目
八軒 4 条	西1～6丁目	宮の沢 3 条	2～5丁目
八軒 5 条	西1～6・8～11丁目	宮の沢 4 条	3～5丁目
八軒 6 条	西1～11丁目	やまのて	
八軒 7 条	西1～11丁目	山の手	
八軒 8 条	西1～10丁目	山の手 1 条	1～13丁目
八軒 9 条	西1～7・9～11丁目	山の手 2 条	1～12丁目
八軒10条	西1～6・9～13丁目	山の手 3 条	1～12丁目
八軒 1 条	東1～5丁目	山の手 4 条	1～11丁目
八軒 2 条	東1～5丁目	山の手 5 条	1～10丁目
八軒 3 条	東1～5丁目	山の手 6 条	1～9丁目
八軒 4 条	東1～5丁目	山の手 7 条	5～8丁目

各区町名一覧 【手稲区】

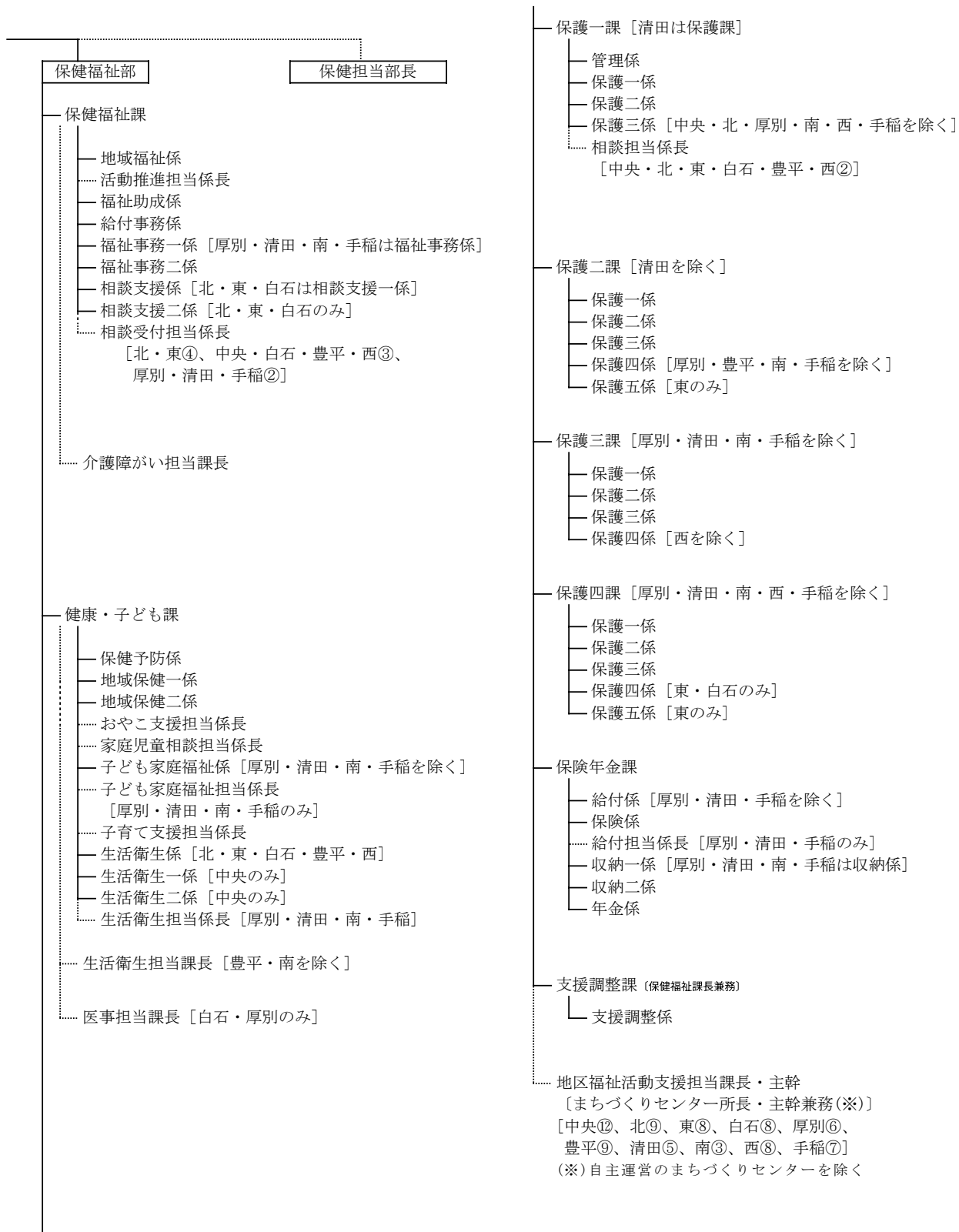
あけぼの		手稲本町 5 条		1～4丁目
曙 1 条	1～3丁目	手稲本町 6 条		3・4丁目
曙 2 条	1～5丁目	ていねまえだ		
曙 3 条	1～3丁目	手稲前田		
曙 4 条	1～3丁目	ていねやまぐち		
曙 5 条	1～5丁目	手稲山口		
曙 6 条	1～3丁目	とみおか		
曙 7 条	1～3丁目	富丘 1 条	3～7丁目	
曙 8 条	1・2丁目	富丘 2 条	2～7丁目	
曙 9 条	1・2丁目	富丘 3 条	1～7丁目	
曙10条	1・2丁目	富丘 4 条	1～7丁目	
曙11条	1・2丁目	富丘 5 条	2～7丁目	
曙12条	1・2丁目	富丘 6 条	2～4・7丁目	
あすかぜ		にしみやのさわ		
明日風	1～6丁目	西宮の沢		
いなほ		西宮の沢 1 条	1～5丁目	
稲穂 1 条	1～8丁目	西宮の沢 2 条	1～5丁目	
稲穂 2 条	1～8丁目	西宮の沢 3 条	1～3丁目	
稲穂 3 条	1～7丁目	西宮の沢 4 条	1～5丁目	
稲穂 4 条	1～7丁目	西宮の沢 5 条	1・2丁目	
稲穂 5 条	2～7丁目	西宮の沢 6 条	1・2丁目	
かなやま		ほしおき		
金山 1 条	1～4丁目	星置 1 条	1～9丁目	
金山 2 条	1～4丁目	星置 2 条	1～9丁目	
金山 3 条	1～3丁目	星置 3 条	1・4～9丁目	
しんはっさむ		ほしおきみなみ		
新発寒 1 条	1～3丁目	星置南	1～4丁目	
新発寒 2 条	1～5丁目	まえだ		
新発寒 3 条	1～5丁目	前田 1 条	1～12丁目	
新発寒 4 条	1～6丁目	前田 2 条	1～4・7～13丁目	
新発寒 5 条	1～9丁目	前田 3 条	3・4・7～10丁目	
新発寒 6 条	1～10丁目	前田 4 条	4～15丁目	
新発寒 7 条	1～11丁目	前田 5 条	4～15丁目	
ていねいなほ		前田 6 条	5～16丁目	
手稲稲穂		前田 7 条	6～15・17・18丁目	
ていねかなやま		前田 8 条	8～15・17～19丁目	
手稲金山		前田 9 条	9～19丁目	
ていねとみおか		前田10条	9～20丁目	
手稲富丘		前田11条	10丁目	
ていねほしおき		前田12条	10丁目	
手稲星置		前田13条	10丁目	
ていねほんちょう				
手稲本町				
手稲本町 1 条	1～4丁目			
手稲本町 2 条	1～5丁目			
手稲本町 3 条	1～4丁目			
手稲本町 4 条	1～4丁目			

Ⅱ 区役所の行政機構等

1. 行政機構（令和8年4月1日現在）



中央区	本府・中央、東北・東、苗穂、豊水、西創成、曙、山鼻、幌西、大通・西、南円山、円山、桑園、宮の森
北 区	篠路茨戸、鉄西、幌北、北、新川、新琴似、新琴似西、屯田、麻生、太平百合が原、拓北・あいの里
東 区	鉄東、北光、北栄、栄西、栄東、元町、伏古本町、丘珠、札苗、苗穂東
白石区	白石、東白石、東札幌、菊水、北白石、北東白石、白石東、菊の里
厚別区	厚別中央、厚別南、厚別西、もみじ台、青葉、厚別東
豊平区	豊平、美園、月寒、平岸、中の島、西岡、福住、東月寒、南平岸
清田区	北野、清田中央、平岡、清田、里塚・美しが丘
南 区	定山溪、真駒内、石山、簾舞、藤野、藻岩、藻岩下、澄川、芸術の森地区
西 区	八軒、琴似二十四軒、西町、発寒北、西野、山の手、発寒、八軒中央
手稲区	手稲、手稲鉄北、前田、新発寒、富丘西宮の沢、稲穂金山、星置



2. 事務分掌 (令和8年4月1日現在)

市 民 部

総務企画課

- 1 区所管事務の運営管理に係る総括調整に関する
こと。
- 2 区行政の推進に係る事項の調査、企画及び調整
に関すること。
- 3 まちづくり戦略ビジョン及びこれに基づく実施
計画並びにこれらに基づく基本的な計画の区関係
部分に係る調整に関すること。
- 4 文書の収受発送及び完結文書保存に関するこ
と。
- 5 区に係る公印の管理に関すること。
- 6 区役所集中管理自動車の使用及び維持管理に関
すること。
- 7 区役所庁舎の維持管理及び庁中取締りに関する
こと。
- 8 区役所出張所庁舎の維持管理（市長が定めるも
のに限る。）に関すること（北区及び南区に限
る。）。)
- 9 地区集会所の維持管理（市長が定めるものに限
る。）に関すること（北区及び南区に限る。）。)
- 10 区民センター、コミュニティセンター、地区セ
ンター、地区会館及びまちづくりセンター（中央
区にあっては円山児童会館及び桑園児童会館、北
区にあっては太平児童会館及び麻生児童会館、東
区にあっては北光児童会館、厚別区にあっては厚
別南児童会館、豊平区にあっては豊平児童会館及
び美園児童会館、清田区にあっては清田中央児童
会館、南区にあってはみすまい児童会館を含む。
）に係る施設の維持管理（市長が定めるもの
に限る。）に関すること（コミュニティセンター
にあっては北区及び手稲区に限る。）。)
- 11 部所管施設に係る委託契約に関すること。
- 12 部所管公有財産の管理に関すること。
- 13 市民交流広場の管理運営に関すること（厚別区
及び清田区に限る。）。)
- 14 防犯に係る連絡調整に関すること。
- 15 交通安全運動及び関係団体との連絡調整に関
すること。
- 16 区災害対策の連絡調整に関すること。
- 17 区選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- 18 広報誌の区版の作成及び広報誌の配布に関す
ること。
- 19 区民の相談及び要望等への対応の総括に関す
ること。
- 20 区長懇談会等区に係る集団広聴の実施に関す
ること。

こと。

21 部内の経理に関すること。

22 区内他部及び部内他課所の主管に属しないこ
と。

地域振興課

- 1 地域におけるまちづくり活動に係る調整に関す
ること。
- 2 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の
企画及び調整に関すること。
- 3 住民組織の振興（まちづくりセンターが所管す
るものを除く。）に関すること。
- 4 地区センター、まちづくりセンター（篠路茨戸
まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンタ
ーを除く。）及び地区会館の新築、改築等の要望に係
る事務の連絡調整に関すること。
- 5 地区会館の運営に関する指導及び助言に関する
こと。
- 6 市民集会施設の補助に関すること。
- 7 各種統計調査の実施に関すること。
- 8 自衛官の募集に関すること。
- 9 まちづくりセンターにおける未来へつなぐ笑顔
のまちづくり活動推進事業の企画及び実施に係る調
整に関すること。
- 10 地区住民組織の振興に関してまちづくりセン
ターが行う事務の連絡調整に関すること。
- 11 前号に掲げるもの以外の事務に係るまちづくり
センターとの連絡調整に関すること。
- 12 地域住民の生涯学習に係る事業の企画、調整及
び実施に関すること。
- 13 地域の生涯学習関係団体との連絡調整に関す
ること。
- 14 青少年健全育成のための各種事業の推進及び成
人式に関すること。
- 15 区民センター、コミュニティセンター及び地区
センターに関すること（第4号に掲げるものを除
き、コミュニティセンターにあっては、北区及び手
稲区に限る。）。ただし、総務企画課並びに屯田ま
ちづくりセンター、拓北・あいの里まちづくりセン
ター、清田まちづくりセンター、里塚・美しが丘ま
ちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、藻岩
まちづくりセンター、手稲まちづくりセンター、新
発寒まちづくりセンター及び星置まちづくりセン
ターの所管に係るものを除く。

戸籍住民課

- 1 住民基本台帳に関すること。
- 2 住民記録に関すること。

- 3 戸籍及び戸籍の附票に関する事。
- 4 外国人住民に係る住居地の届出に関する事。
- 5 印鑑の登録及び登録証明に関する事。
- 6 身分証明、転出証明、住居表示変更証明その他諸証明に関する事。
- 7 個人番号カードに関する事。
- 8 電子署名に係る認証業務に関する事。
- 9 人口動態調査に関する事。
- 10 臨時運行許可に関する事。
- 11 学齡児童、生徒に関する事。
- 12 埋火葬の許可に関する事。
- 13 犯罪人名簿に関する事。
- 14 市税に係る諸証明書の交付に関する事（別に定めるものに限る。）。

篠路出張所・定山溪出張所

- 1 住民基本台帳に関する事。
- 2 戸籍及び戸籍の附票に関する事。
- 3 印鑑の登録及び登録証明に関する事。
- 4 転出証明その他諸証明に関する事。
- 5 個人番号カードに関する事（篠路出張所に限る。）。
- 6 電子署名に係る認証業務に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 7 臨時運行許可に関する事。
- 8 埋火葬許可に関する事。
- 9 交通安全の推進に関する事。
- 10 地区集会所の管理運営に関する事。
- 11 市税に係る諸証明書の交付に関する事（別に定めるものに限る。）。
- 12 児童手当に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 13 子ども医療費の助成に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 14 介護保険に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 15 敬老優待乗車証に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 16 高齢者、障がい者等の保健福祉に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 17 母子保健に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 18 難病対策に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 19 子ども・子育て支援法に基づく情報の提供等に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 20 国民健康保険に関する事（篠路出張所に限る。）。

- 21 国民年金に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 22 後期高齢者医療に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 23 その他区長が必要と認めた事。

まちづくりセンター

- 1 地区住民組織の振興及び住民組織のネットワーク化支援に関する事。
- 2 市民集会施設の補助に係る相談及び要望等の集約に関する事。
- 3 戸籍及び住民記録業務等の取次ぎに関する事（篠路茨戸まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターを除く。）。
- 4 地区に係る要望等の収集に関する事。
- 5 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整に関する事。
- 6 地域情報の交流及び市政情報の提供に関する事。
- 7 児童会館の管理（市長が定めるものに限る。）に関する事（円山まちづくりセンター（円山児童会館に限る。）、桑園まちづくりセンター（桑園児童会館に限る。）、麻生まちづくりセンター（麻生児童会館に限る。）、太平百合が原まちづくりセンター（太平児童会館に限る。）、北光まちづくりセンター（北光児童会館に限る。）、厚別南まちづくりセンター（厚別南児童会館に限る。）、豊平まちづくりセンター（豊平児童会館に限る。）、美園まちづくりセンター（美園児童会館に限る。）、清田中央まちづくりセンター（清田児童会館に限る。）及び簾舞まちづくりセンター（みすまい児童会館に限る。）に限る。）。
- 8 地区センターの管理（市長が定めるものに限る。）に関する事（屯田まちづくりセンター（屯田地区センターに限る。）、拓北・あいの里まちづくりセンター（拓北・あいの里地区センターに限る。）、里塚・美しが丘まちづくりセンター（里塚・美しが丘地区センターに限る。）、藤野まちづくりセンター（藤野地区センターに限る。）、藻岩まちづくりセンター（もいわ地区センターに限る。）、新発寒まちづくりセンター（新発寒地区センターに限る。）及び星置まちづくりセンター（星置地区センターに限る。）に限る。）。
- 9 コミュニティセンターの管理（市長が定めるものに限る。）に関する事（手稲まちづくりセンター（手稲コミュニティセンターに限る。）に限る。）。

る。）。

- 10 区民センターの管理（市長が定めるものに限る。）に関する事（清田まちづくりセンター（清田区民センターに限る。）に限る。）。)
- 11 その他区長が必要と認めたこと。

土 木 部

維持管理課

- 1 公園緑地等（みどりの推進部の所管に係るものを除く。以下この項において同じ。）の占用許可及び公園緑地等内の行為の許可に関する事。
- 2 市民記念植樹の受付に関する事。
- 3 道路の占用及び掘削の許可に関する事（建設局総務部の所管に係るものを除く。）。)
- 4 道路占用の監督処分に関する事。
- 5 道路損傷に対する原状回復命令に関する事。
- 6 屋外広告物の許可及び違反広告物の取締りに関する事。
- 7 道路法に基づく通行禁止及び制限並びにこれらに伴う公安委員会との協議に関する事。
- 8 道路標識及び街路灯の設置及び維持管理に関する事。
- 9 道路の監察パトロールに関する事。
- 10 私人の行う道路工事の承認に関する事。
- 11 道路認定の願出の受付及び相談に関する事。
- 12 道路用地の寄附申出の受付及び相談に関する事。
- 13 私設街路灯の設置費補助等に関する事。
- 14 道路、公園緑地等及び河川のパトロールに関する事。
- 15 道路、橋梁及び河川の維持補修の計画及び実施に関する事。
- 16 道路の新設改良、橋梁の新設架換及び河川工事の施行に関する事。
- 17 他部から委託された工事施行に関する事。
- 18 道路等の除雪の計画及び実施に関する事。
- 19 道路等の除雪に係る地域との連携に関する事（建設局土木部の所管に係るものを除く。）。)
- 20 区内スキー場に関する事（南区に限る。）。)
- 21 公園緑地等の運営管理並びに街路樹等の管理及び維持補修に関する事。
- 22 公園緑地等の設計及び工事に関する事。
- 23 区土木部庁舎の維持管理に関する事。
- 24 部内の経理に関する事。

保健福祉部

保健福祉課

- 1 地域福祉の推進に関する事。
- 2 旧軍人、戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関する事。
- 3 戦傷病者に対する補装具の支給及び修理に関する事。
- 4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。
- 5 行旅病人及び行旅死亡人並びに引取者のない遺骨の取扱いに関する事。
- 6 老人クラブの運営指導に関する事。
- 7 区民生委員・児童委員関係事務の総括に関する事。
- 8 区社会福祉協議会の事業支援に関する事。
- 9 地域保健福祉の推進に係る事業の連絡調整に関する事。
- 10 地域自主運営を行っているまちづくりセンターが所管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調整に関する事。
- 11 災害に備えた要配慮者避難支援の促進に関する事。
- 12 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受付に関する事。
- 13 児童手当、災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金の受付及び支給に関する事。
- 14 心身障害者扶養共済制度の実施に関する事。
- 15 子ども、重度心身障がい者及びひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事。
- 16 老人福祉法に関する事。
- 17 高齢者の虐待防止に関する事。
- 18 要介護認定及び要支援認定に関する事。
- 19 介護保険の給付、負担限度額等の認定及び利用者負担額の減額に関する事。
- 20 介護認定審査会（部会に限る。）の庶務に関する事。
- 21 地域支援事業の運営に関する事（健康・子ども課の所管に係るものを除く。）。)
- 22 知的障害者福祉法に関する事。
- 23 身体障害者福祉法に関する事。
- 24 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事。
- 25 児童福祉法の規定による障害児通所支援等に関する事。
- 26 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事（精神保健福祉センターの所管に係るものを除く。）。)
- 27 障害児福祉手当及び特別障害者手当の受付及び支給に関する事。
- 28 障害支援区分認定等審査会（部会に限る。）の

庶務に関すること。

- 29 障害者の虐待防止に関すること。
- 30 高齢者、障がい者等の保健福祉及び介護保険に係る相談及び苦情並びにこれらに伴う指導及び助言に関すること。
- 31 保健福祉に係る総合的な相談並びにこれに伴う部内調整、指導及び助言に関すること。
- 32 その他区内社会福祉施設との連絡調整に関すること（健康・子ども課の所管に係るものを除く。）。
- 33 部内（保険年金課を除く。）の経理に関すること（健康・子ども課の所管に係るものを除く。）。
- 34 部内他課の主管に属しないこと。

健康・子ども課

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（市長が定めるものに限る。）。
- 2 難病対策に関すること。
- 3 母子保健に関すること。
- 4 歯科保健に関すること。
- 5 育成医療その他児童に係る医療の給付に関すること。
- 6 東健康づくりセンターの維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（東区に限る。）。
- 7 地域の健康づくりに関すること。
- 8 健康増進法による健康増進事業（障がい保健福祉部、ウェルネス推進部及び保健所の所管に係るものを除く。）の実施に関すること。
- 9 母子、成人及び老人の保健指導に関すること。
- 10 国民健康保険に係る特定健康診査（後期高齢者等の健康診査を含み、保険年金課の所管に係るものを除く。）・特定保健指導・生活習慣病重症化予防事業（市長が定めるものに限る。）に関すること。
- 11 栄養指導・食育（市長が定めるものに限る。）に関すること。
- 12 助産施設入所者からの費用徴収に関すること。
- 13 母子生活支援施設入所者からの費用徴収に関すること（中央区、東区、豊平区及び南区に限る。）。
- 14 児童福祉法に関すること（保健福祉課の所管に係るものを除く。）。
- 15 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定、乳児等支援給付認定並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定

及び償還払いに関すること。

- 16 子ども・子育て支援法に基づく情報の提供等に関すること。
- 17 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- 18 家庭児童相談に関すること。
- 19 婦人相談に関すること。
- 20 地域子育て支援事業の実施に関すること。
- 21 子育てに係る市内他機関との連携・調整に関すること（子育て支援部の所管に係るものを除く。）。
- 22 児童虐待に関すること（児童相談所の所管に係るものを除く。）。
- 23 衛生害虫の駆除相談等の環境衛生関係の市民相談に関すること。
- 24 空き地等に繁茂する雑草の除去の指導に関すること。
- 25 畜犬の登録及び犬猫の引取りに関すること。
- 26 保健センターの管理運営に関すること。
- 27 部内の経理に関すること（健康・子ども課に係るもの（市長が定めるものを除く。）に限る。）。
- 28 地域支援事業の運営に関すること（保健福祉部長が定めるものに限る。）。

保護一課（清田区以外の区）

- 1 生活保護法に関すること（保健福祉部長が定めるものに限る。）。
- 2 保護金品の支給に関すること。
- 3 生活保護の統計に関すること。
- 4 保護一課、保護二課、保護三課及び保護四課（厚別区、南区及び手稲区にあつては保護一課及び保護二課、西区にあつては保護一課、保護二課及び保護三課）所管事務の総括調整に関すること。

保護二課（清田区以外の区）

- 1 生活保護法に関すること（保護一課、保護三課及び保護四課（厚別区、南区及び手稲区にあつては保護一課、西区にあつては保護一課及び保護三課）の所管に係るものを除く。）。

保護三課（厚別区、清田区、南区及び手稲区以外の区）

- 1 生活保護法に関すること（保護一課、保護二課及び保護四課（西区にあつては、保護一課及び保護二課）の所管に係るものを除く。）。

保護四課（中央区、北区、東区、白石区及び豊平

区)

- 1 生活保護法に関する事（保護一課、保護二課及び保護三課の所管に係るものを除く。）。

保護課（清田区）

- 1 生活保護法に関する事。
- 2 保護金品の支給に関する事。
- 3 生活保護の統計に関する事。

保険年金課

- 1 国民健康保険の資格得喪に関する事。
- 2 国民健康保険の給付に関する事。
- 3 国民健康保険料の賦課徴収及び滞納処分に関する事。
- 4 国民健康保険に係る特定健康診査（後期高齢者の健康診査を含む。）の受診券交付に関する事。
- 5 国民年金の資格得喪に関する事。
- 6 国民年金に係る届出書等の受理及び送付に関する事。
- 7 特別障害給付金に係る請求書等の受理、送付等に関する事。
- 8 年金生活者支援給付金に係る請求書等の受理、送付等に関する事。
- 9 介護保険の資格得喪に関する事。
- 10 介護保険料の賦課徴収及び滞納処分に関する事。
- 11 後期高齢者医療に係る申請書等の受理及び送付に関する事。
- 12 後期高齢者医療保険料の徴収、督促及び滞納処分に関する事。
- 13 部内の経理（保険年金課に係るものに限る。）に関する事。

支援調整課

- 1 複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に係る調整に関する事。
- 2 複合支援推進会議に関する事。

地区福祉活動支援担当課長（まちづくりセンター所長兼務）

- 1 まちづくりセンター（地域自主運営を行っているものを除く。）が所管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調整に関する事。

市民文化局地域振興部の事務分掌

地域振興部

区政課

- 1 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する
こと。
- 2 区の一般事務管理関係予算、庶務等の総括調整
に関すること。
- 3 区行政の推進に係る調査研究及び総括調整に関
すること。
- 4 区の境界に関すること。
- 5 区役所庁舎等の施設整備計画及び更新に関する
こと。
- 6 区役所、区民センター、コミュニティセン
ター、地区センター、まちづくりセンター及び地
区会館の維持管理の調整に関すること。
- 7 交通安全実施計画の策定に関すること。
- 8 違法駐車等の防止等に係る事業の推進に関する
こと。
- 9 各種交通安全運動、行事等の企画及び指導並び
に関係機関との連絡調整に関すること。
- 10 前3号に係る区の事務の総括調整に関するこ
と。
- 11 地域防犯の推進に関すること。
- 12 犯罪被害者等支援（性暴力被害者支援を除
く。）に関すること。
- 13 区民センター、コミュニティセンター及び地区
センターの運営等の調整に関すること。
- 14 まちづくりセンターの管理（情報交流機能を除
く。）及び地区会館の運営管理の調整に関するこ
と。
- 15 市民集会施設に係る補助の総括に関すること。
- 16 自衛官募集事務の総括に関すること。
- 17 平和事業の推進に関すること。
- 18 交通安全対策会議の庶務に関すること。
- 19 犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の
庶務に関すること。
- 20 部内の経理に関すること。
- 21 局内他部及び部内他課の主管に属しないこと。
- 7 市民活動の促進に関すること。
- 8 市民活動サポートセンターの管理運営に関する
こと。
- 9 市民まちづくり活動促進テーブルの庶務に関す
ること。
- 10 特定非営利活動法人の認証及び認定に関するこ
と。
- 11 控除対象特定非営利活動法人の指定に関するこ
と。
- 12 控除対象特定非営利活動法人審査委員会の庶務
に関すること。

市民自治推進室

市民自治推進課

- 1 市民自治の推進に関すること。
- 2 まちづくりセンターの運営に関すること。
- 3 地域のまちづくり活動の支援に関すること。
- 4 住民組織の振興の総括に関すること。
- 5 地縁団体の認可に関すること。
- 6 市民自治推進会議の庶務に関すること。

3. 職員数

(1) 区の課別職員定数

令和8年4月1日現在

部 課	総数	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区
総 数	3,118	384	401	414	377	218	355	192	238	315	224
市 民 部	689	82	85	75	71	58	72	57	61	69	59
総務企画課	177	18	18	18	18	17	18	17	18	18	17
地域振興課	138	15	14	14	14	13	14	13	14	14	13
戸籍住民課	289	37	35	35	31	22	31	22	25	29	22
出張所	12	0	10	0	0	0	0	0	2	0	0
まちづくりセンター	73	12	8	8	8	6	9	5	2	8	7
土 木 部	311	42	37	33	31	26	29	26	30	31	26
維持管理課	311	42	37	33	31	26	29	26	30	31	26
保 健 福 祉 部	2,118	260	279	306	275	134	254	109	147	215	139
保健福祉課	526	54	66	68	58	42	57	36	44	58	43
健康・子ども課	391	48	50	49	43	29	42	28	30	41	31
保護一課	241	25	26	37	36	18	33	0	23	24	19
保護二課	257	31	33	37	33	22	25	0	23	31	22
保護三課	185	30	33	34	32	0	31	0	0	25	0
保護四課	143	25	25	36	32	0	25	0	0	0	0
保護課	25	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0
保険年金課	334	45	44	43	39	22	39	19	26	34	23
支援調整課	16	2	2	2	2	1	2	1	1	2	1

注1: 区長は総務企画課に、部長は部庶務担当課に計上

(2) 区・部・職種別職員定数

令和8年4月1日現在

	合計	事務職員						技術職員														その他の職員		
		計	局・部長職	課長職	係長職	事務職	精神保健相談員	計	局・部長職	課長職	係長職	土木	造園	保健師	助産師	看護師	栄養士	歯科衛生士	放射線技師	保育士	衛生	計	運転手	土木管理員
全部課	3,118	2,612	30	17	441	1,945	23	482	20	17	95	104	28	152	0	10	20	5	0	0	31	24	0	24
中央区	384	324	3	24	50	245	2	57	2	2	10	12	3	17	0	1	2	1	0	0	7	3	0	3
北 区	401	339	3	20	52	261	3	59	2	2	9	14	3	21	0	1	2	1	0	0	4	3	0	3
東 区	414	356	3	19	54	277	3	55	2	2	9	12	3	20	0	1	2	1	0	0	3	3	0	3
白石区	377	325	3	19	51	249	3	50	2	1	10	11	3	16	0	1	2	1	0	0	3	2	0	2
厚別区	218	176	3	14	36	121	2	40	2	2	9	9	2	11	0	1	2	0	0	0	2	2	0	2
豊平区	355	303	3	20	47	231	2	50	2	2	10	10	3	16	0	1	2	1	0	0	3	2	0	2
清田区	192	150	3	12	33	100	2	40	2	2	10	7	3	11	0	1	2	0	0	0	2	2	0	2
南 区	238	193	3	12	38	138	2	42	2	1	10	9	3	12	0	1	2	0	0	0	2	3	0	3
西 区	315	265	3	18	44	198	2	48	2	1	9	11	3	16	0	1	2	0	0	0	3	2	0	2
手稲区	224	181	3	15	36	125	2	41	2	2	9	9	2	12	0	1	2	0	0	0	2	2	0	2
市民部	689	688	20	10	123	440	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区	82	82	2	15	13	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北 区	85	84	2	12	13	57	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 区	75	75	2	11	12	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白石区	71	71	2	11	12	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚別区	58	58	2	9	12	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊平区	72	72	2	12	12	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清田区	57	57	2	8	12	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南 区	61	61	2	6	13	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西 区	69	69	2	11	12	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手稲区	59	59	2	10	12	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木部	311	91	0	1	19	71	0	196	10	10	44	104	28	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	24
中央区	42	18	0	1	3	14	0	21	1	1	4	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
北 区	37	11	0	0	2	9	0	23	1	1	4	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
東 区	33	9	0	0	2	7	0	21	1	1	4	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
白石区	31	8	0	0	2	6	0	21	1	1	5	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
厚別区	26	7	0	0	2	5	0	17	1	1	4	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
豊平区	29	7	0	0	1	6	0	20	1	1	5	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
清田区	26	7	0	0	1	6	0	17	1	1	5	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
南 区	30	8	0	0	2	6	0	19	1	1	5	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
西 区	31	9	0	0	2	7	0	20	1	1	4	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
手稲区	26	7	0	0	2	5	0	17	1	1	4	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
保健福祉部	2,118	1,833	10	67	299	1,434	23	285	10	7	51	0	0	151	0	10	20	5	0	0	31	0	0	0
中央区	260	224	1	8	34	179	2	36	1	1	6	0	0	17	0	1	2	1	0	0	7	0	0	0
北 区	279	244	1	8	37	195	3	35	1	1	5	0	0	20	0	1	2	1	0	0	4	0	0	0
東 区	306	272	1	8	40	220	3	34	1	1	5	0	0	20	0	1	2	1	0	0	3	0	0	0
白石区	275	246	1	8	37	197	3	29	1	0	5	0	0	16	0	1	2	1	0	0	3	0	0	0
厚別区	134	111	1	5	22	81	2	23	1	1	5	0	0	11	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0
豊平区	254	224	1	8	34	179	2	30	1	1	5	0	0	16	0	1	2	1	0	0	3	0	0	0
清田区	109	86	1	4	20	59	2	23	1	1	5	0	0	11	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0
南 区	147	124	1	6	23	92	2	23	1	0	5	0	0	12	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0
西 区	215	187	1	7	30	147	2	28	1	0	5	0	0	16	0	1	2	0	0	0	3	0	0	0
手稲区	139	115	1	5	22	85	2	24	1	1	5	0	0	12	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0

4. 区の組織の変遷及び区の機能強化の年譜

年 月 日	概 要
S47. 4. 1	・政令指定都市移行。区制施行〔7区体制〕 ・区の組織は、区長、区次長を置き、そのもとに総務部、税務部、土木部、福祉事務所の4部体制（ほかに会計課）スタート
S49. 1. 14	・市民の活動の拠点として北区総務部に区民センターを設置（以降各区に順次設置）
S49. 4. 1	・福祉事務所に保護課を設置し、福祉部門の体制を強化
S50. 7. 1	・税務部課税課を市民税課と固定資産税課に分割し、課税部門の体制を強化
S52. 4. 15	・区次長を副区長に名称変更
S53. 4. 10	・地域住民との連携をより密接にするため、総務部市民課連絡所を係相当から課相当とし体制を強化
S61. 4. 1	・市民に分かりやすい名称とするため、総務部を市民部に名称変更
H元. 11. 6	・白石区及び西区を分区して、厚別区及び手稲区を設置〔9区体制〕
H 2. 4. 11	・区の自主執行事業として「区の個性あるまちづくり事業」を創設（平成4年6月2日に「区のふれあい街づくり事業」に変更）
H 3. 7. 1	・区の総合調整機能強化のため、「札幌市区における総合行政の推進に関する規則」を施行 ・甲・乙部長の区分を廃止して、本庁の部長と区の部長を同格とするとともに、甲部長職の副区長を廃止 ・市民に分かりやすい名称とするため、福祉事務所を福祉部に名称変更 ・区の企画調整機能強化のため、区市民部総務課に企画調整主査（係長職）を設置
H 7. 4. 1	・区長に、区の一般職に係る人事配置権を付与（他の局長と同時に付与）
H 9. 4. 1	・保健と福祉の連携を強化するため、区に保健センター（部相当）を編入〔5部体制〕 ・区の企画調整機能を強化するため、区市民部総務課に広聴企画担当課長を設置 ・会計課を廃止して、会計係を戸籍住民課に所属替 ・地域に密着した区行政を推進するため、地域振興課を設置（市民課の振替） ・区民センターの運営を委託することに伴い、機構としての区民センター（課相当）を廃止
H 9. 11. 4	・豊平区を分区して、清田区を設置〔10区体制〕 ・保健と福祉の連携をいっそう強化するため、保健センターと福祉部を統合し、保健福祉部を設置〔4部体制〕
H10. 1. 6	・市民参加により豊平区が「区のまちづくりビジョン」を策定（以降、平成11年3月31日までに各区が策定）
H10. 5. 15	・「区の目指すべき方向性検討会議」を設置し、これからの区の方針性の検討に着手
H12. 4. 1	・区の機能強化を継続的に進めるため、総務課と広聴企画担当課長の機能を集約し、総務企画課に一体化 ・介護保険制度の本格導入に向け、保健福祉部保健福祉サービス課に介護担当課長を設置

年 月 日	概 要
H13. 4. 1	・ 特定税目の集約化に伴い、市民税課と固定資産税課を統合し課税課を設置
H13. 5. 22	・ 「区の目指すべき方向性」を定める
H14. 4. 1	・ 土木業務におけるいっそうの連携強化及び効果的な業務執行のため、管理課と維持建設課を統合再編し維持管理課を設置 ・ 区の総合的な保健福祉施策を推進するため、子育て支援部門や食品・衛生相談部門などの業務（組織）を本庁所管部から移管
H14. 7. 1	・ 「区の目指すべき方向性」に掲げる「予算要望システム」を導入
H15. 4. 15	・ 地域における様々なまちづくり活動に対するサポート体制を強化するため、地域振興課にまちづくり担当係長を設置
H16. 4. 1	・ 出張所及び連絡所を「まちづくりセンター」とし、地域ネットワークの形成促進など、地域の様々なまちづくり活動を支援する機能を強化
H17. 4. 1	・ 「区のふれあい街づくり事業」に、市民の主体的なまちづくり活動を支援する目的等を加え、新たに「元気なまちづくり支援事業」として実施
H18. 4. 1	・ 地域まちづくり企画調整機能を再編・集約し、地域振興課にまちづくり推進係、まちづくり調整担当係長を設置 ・ 防犯を含めた「地域の安全」に係る総括セクションとして地域安全担当係長を設置 ・ 地域保健福祉に関する横断的な調整、まちづくりセンター等との連携・協力体制の強化のため、保健福祉課に活動推進担当係長を設置
H22. 10. 12	・ 税務事務の効率化と組織の機能強化を目指して、各区税務部を5市税事務所に統合して移転設置 ・ 区役所の空きスペースは、市民サービスの向上、働きやすい職場環境の整備、適切な庁舎維持管理を目指して策定した「区役所庁舎のレイアウト等に関する基本的ガイドライン」に基づき、効果的な配置となるようレイアウト変更を実施（～11月）
H28. 4. 1	・ 地方自治法改正に伴って区の事務分掌を条例化（「札幌市区の設置等に関する条例」の改正）するとともに、区の地域課題解決機能を強化する目的で「札幌市区における総合行政の推進に関する規則」を改正し、区企画調整会議の規定化、区と局の情報共有機能強化（協議細目の一覧化）、区から局への予算要望の規定化などを行った。 ・ 区の自主執行予算である「元気なまちづくり支援事業」について、地域課題への対応の強化のほか、使途の緩和や区長の裁量を拡大することとし、「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」へと変更した。

Ⅲ 区役所関係庁舎等

1. 区役所

区 役 所	所 在 電話番号	建 築 年 月 日	構 造 及 び 専有部分内訳
中央区役所（中央区複合 庁舎） 	〒060-8612 札幌市中央区 南3条西11丁目 330番地2 TEL231-2400(代)	令6.12.27 ※供用開始日 令7.2.25	鉄筋コンクリート造地下2階地上6階 延面積 20,215.91㎡ 専有部分内訳 （保健センター・区民センター含む） 地下2階 264.00㎡ 3階 2,760.70㎡ 地下1階 96.54㎡ 4階 1,631.23㎡ 1階 654.57㎡ 5階 1,263.57㎡ 2階 1,521.00㎡ 6階 1,026.63㎡ その他共用部分（駐車場・駐輪場含む） 10,997.67㎡
北区役所 	〒001-8612 札幌市北区 北24条西6丁目 1番1号 TEL757-2400(代)	昭47.3.1	鉄筋コンクリート造屋階付3階建 1階 2,774.76㎡ 3階 635.07㎡ 2階 2,141.34㎡ P・H 84.73㎡ 区分建物部分 鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付地上11 階建 延面積 10,130.51㎡ 建築面積 912.17㎡ うち専有部分1階 277.42㎡
東区役所 	〒065-8612 札幌市東区 北11条東7丁目 1番1号 TEL741-2400(代)	昭52.7.15	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付一部 地下1階地上13階建 （区民センター含む） 延面積 20,836.76㎡ 専有部分内訳 地下1階 394.03㎡ 1階 2,517.13㎡ 2階 1,993.38㎡ 3階 1,475.13㎡ P・H 96.32㎡
白石区役所（白石区複合 庁舎） 	〒003-8612 札幌市白石区 南郷通1丁目南 8番1号 TEL861-2400(代)	平28.9.30	鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階地上7階 建 延面積 16,155.25㎡ 専有部分内訳 地下2階 86.79㎡ 4階 962.73㎡ 地下1階 90.55㎡ 5階 35.68㎡ 1階 1,040.94㎡ 6階 278.66㎡ 2階 1,288.77㎡ 7階 226.68㎡ 3階 1,093.60㎡ その他共用部分 2,128.42㎡
厚別区役所 	〒004-8612 札幌市厚別区 厚別中央1条 5丁目3番2号 TEL895-2400(代)	平元.8.24	鉄骨一部鉄筋コンクリート造地下1階地上 4階建 地下1階 1,740.53㎡ 1階 1,880.03㎡ 2階 1,864.03㎡ 3階 106.74㎡ 4階 229.59㎡

土地の概要		建物の内訳					備 考
敷 地 積 面 積	建 築 積 面 積	延(専有) 面 積	事務室	会議室	市 民 ロビー	その他	
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
3,962.37	3,021.62	9,218.24	3,373.94	692.55	-	5,151.75	専有部分のほか共用部分を含む 中央区民センター・中央保健センター 併設
8,530.41	2,774.76	5,913.32	2,941.50	207.16	274.16	2,490.50	一部区分建物 昭54.12 3階一部485.68m ² 増築 平4.3 エレベーター20.37m ² 増築 平5.11 1,259.06m ² 増築 北区民センターは別棟
7,378.46	2,533.24	6,475.99	2,229.06	323.70	374.94	3,548.29	区分建物 UR賃貸住宅部分地下1階～13階 計 11,498.20m ² 東区民センターと併設 東区保健センターは別棟
4,251.31	2,629.66	7,146.02	4,137.64	295.41	-	2,712.97	専有部分のほか共用部分を含む 白石保健センター・白石区民セン ター・白石区保育・子育て支援セン ター・えほん図書館と併設 ※事務室及びその他に市民ロビーを含 む
5,489.17	2,873.80	5,820.92	1,993.80	326.50	571.29	2,929.33	専有部分のほか共用部分を含む 厚別保健センター・厚別消防署と併設 厚別区民センターは別棟

区 役 所	所 在 電話番号	建 築 年月日	構 造 及 び 専有部分内訳
豊平区役所 	〒062-8612 札幌市豊平区 平岸6条10丁目 1番1号 TEL822-2400(代)	昭49. 2. 15	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コン クリート造、一部地下1階、地上3階、一 部4階、塔屋1階付 地下1階 280.79㎡ 1階 1,928.69㎡ 2・3階 2,285.10㎡ 4階 395.66㎡ P・H 236.33㎡
清田区役所 	〒004-8613 札幌市清田区 平岡1条1丁目 2番1号 TEL889-2400(代)	平9. 9. 19	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上 3階、一部4階建 地下1階 46.81㎡ 1階 2,214.65㎡ 2階 1,459.79㎡ 3階 1,805.17㎡ 4階 72.56㎡ P・H 47.40㎡ 車庫(別棟) 290.81㎡
南区役所 	〒005-8612 札幌市南区 真駒内幸町 2丁目2番1号 TEL582-2400(代)	昭47. 12. 15	鉄筋コンクリート造陸屋根、地下1階、 地上3階建、塔屋2階付 延面積 5,039.54㎡ 専有部分内訳 1階 1,363.52㎡ P・H1 108.94㎡ 2階 1,371.06㎡ P・H2 108.94㎡ 3階 1,371.06㎡ 車庫・倉庫棟 鉄骨造平屋建 1階 304.00㎡
西区役所 	〒063-8612 札幌市西区 琴似2条7丁目 1番1号 TEL641-2400(代)	昭47. 3. 1	鉄筋コンクリート造屋階付地上4階建 1階 1,176.86㎡ 4階 1,069.42㎡ 2階 774.45㎡ P・H 150.82㎡ 3階 1,088.46㎡ (区分建物部分) 鉄骨鉄筋コンクリート 造屋階付地上11階、建延面積8,125.04㎡ うち専有部分1階394.66㎡ (ボイラー室)鉄筋コンクリート造2階 建、1階201.06㎡、2階 14.96㎡、車庫 412.88㎡〔昭54.12増築〕
手稲区役所 	〒006-8612 札幌市手稲区 前田1条11丁目 1番10号 TEL681-2400(代)	平元. 8. 21	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コン クリート造地上3階建 1階 1,992.91㎡ 2階 1,670.74㎡ 3階 1,138.88㎡ P・H 20.05㎡

土地の概要		建物の内訳					備 考
敷 地 面 積	建 築 面 積	延(専有)面 積	事務室	会議室	市 民 ロビー	その他	
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
8,398.21	2,065.52	5,126.57	2,057.99	159.33	364.50	2,544.75	専有部分のほか共用部分を含む 豊平保健センターと併設 平3.4 4階一部159.33㎡増築 豊平区民センターは別棟
8,366.42	2,390.13	5,937.19	1,613.20	401.30	125.18	3,797.51	専有部分のほか共用部分を含む 清田保健センター・清田消防署・ 清田図書館と併設 清田区民センターは別棟
6,796.21	1,390.61	4,627.52	1,987.00	222.00	560.40	1,858.12	区分建物 北海道地域暖房(株)部分 地下1階～1階 計 716.02㎡ 南区民センターは別棟
6,297.65	2,631.12	5,283.57	2,211.29	96.80	310.00	2,665.48	一部区分建物 昭54.12 4階一部375.81㎡増築 (延面積には1階ピロティ部 145.19㎡含む) 西区民センター・西保健センター は別棟
9,793.47	3,897.02	4,822.58	1,574.55	178.83	368.40	2,700.80	専有部分のほか共用部分を含む 手稲区民センター・手稲保健セン ターと併設

2. 出張所（まちづくりセンター）及び地区集会所

出張所	建築年	建物の構造及び規模	建物用途区分				
			事務室	市民ロビー	集会所	その他	合計
北区 ○篠路出張所 (篠路茨戸まちづくりセンター) 【増築棟】  【既存棟】  〒002-8024 札幌市北区篠路4条7丁目 電話 771-2231 F A X 773-6986	令3.11	鉄骨造平屋建 延 284.81㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
			143.45	—	180.82	386.46	710.73
	昭50.4	鉄筋コンクリート造2階建 延 425.92㎡ 1階 248.00㎡ 2階 177.92㎡					
・昭和30年3月合併により承継取得 ・福祉のまち推進センター(25.5㎡：使用許可)と併設							
南区 ○定山溪出張所 (定山溪まちづくりセンター)  〒061-2302 札幌市南区定山溪温泉東4丁目 電話 598-2191 F A X 598-2192	平24.12	鉄筋コンクリート造2階建 延 348.00㎡ 1階 141.00㎡ 2階 207.00㎡	50.85	48.00	82.5	166.65	348.00
○地区集会所使用料 令7.7.1施行							
		50㎡までの室	50㎡を超え100㎡までの室	100㎡を超える室			
午前	8：00～12：00	500円	1,500円	2,600円			
午後	12：30～16：30	650円	1,900円	3,200円			
夜間	17：00～21：00	750円	2,300円	3,900円			
全日	8：00～21：00	1,700円	5,000円	8,400円			
備考							
1 入場料その他名称のいかんを問わずこれらに類するもの(以下「入場料等」という。)でその額(入場料等に段階があるときは、その最高額とする。)が600円を超えるものを徴収する場合又は営利若しくは営業の目的で使用する場合は、5割増とする。							
2 市長が集会所の運営に支障がないと認めたときは、使用時間を超過し、又は繰り上げて使用することができる。この場合の使用料は、超過又は繰上時間1時間につき全日使用の場合の1時間当たりの使用料の2割増とする。							
3 冬期間燃料を使用する場合は、市長が別に定める実費を徴収する。							
4 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、その使用に係る実費相当額を徴収することができる。							

3. まちづくりセンター及び地区会館

(1) まちづくりセンターの概要

昭和47年区制施行時に設置された連絡所は、平成16年4月、まちづくりセンターとなった。

まちづくりセンターは、住民組織の振興、地区の要望等の収集、市政の周知、戸籍や住民票の取り次ぎなどの従来からの機能に加え、市民自治によるまちづくりを進めるため、以下の機能強化の取組を進めており、地域のまちづくり活動の拠点化を目指している。

ア 住民組織等のネットワーク化の支援

地域の市民自治の仕組みとして、町内会をはじめ、商店街、企業、ボランティア、NPOといった様々な団体が連携して、地域課題の解決や目標実現のために行動する場としての「まちづくり協議会」の設立を積極的に支援している。

イ まちづくり活動支援機能の強化

地域の様々な事業を通じてまちづくりを担う人材発掘・育成などを行うとともに、地域のまちづくり事業に関して、行政と市民の協働による企画・実施や本庁関係部局との調整を行うこととしている。

(2) 地区会館の概要

昭和47年の政令指定都市移行時に、当時の本市支所・出張所を廃止し、連絡所（現在のまちづくりセンター）を設置した。

その際、連絡所に併設していた地区集会所を、引き続き地区住民のコミュニティ活動の拠点とし地域コミュニティ意識の育成などに活用するため、地区会館として開設した。（当時32館）

地区会館は、連合町内会に貸し付け、連合町内会が組織する地区会館運営委員会が運営している。

直近では、平成24年度に厚別会館（厚別中央まちづくりセンター併設）を廃止したほか、平成25年度に西町会館（西町まちづくりセンター併設）を、平成30年10月に栄西地区会館（栄西まちづくりセンター併設）を、令和2年3月に発寒交流会館（発寒まちづくりセンター併設）をそれぞれ設置し、現在59館となっている。

このほか、地区会館や市民集会施設、地区センター等が設置されていない地域におけるコミュニティ活動の拠点確保のため、地域の意向に応じて、集会機能を備えた「地域会議室」を小学校内に整備することとし、令和2年6月に豊平区の羊丘小学校内に初めての地域会議室を設置し、その後令和4年4月に西区の二十四軒小学校に、令和6年4月に元町北小学校にそれぞれ設置し、現在3館となっている。

(3) 施設一覧

区	名称 ○印は 地区併 設会館	所 在	電 話	FAX	建物の 区 分			開設 年度	建築 年度	建 物 の 構 造
					市 有	共 有	借 入			
中央区	本府・中央	北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階	251-6353	271-2738			○	平10	昭56	鉄骨鉄筋コンクリート地上14階 地下2階搭屋2階
	○ 東北・東	大通東6丁目12	241-1696	241-1693	○			△47	令3	鉄筋コンクリート地上3階建
	○ 苗穂	北1条東10丁目15-9	261-3669	221-7367	○			△47	昭62	鉄筋コンクリート地上4階地下2階
	○ 豊水	南8条西2丁目5	521-0204	533-7438	○			△47	昭46	鉄筋コンクリート地上3階地下1階
	西創成	南5条西7丁目3	521-2384	533-7461			○	△47	昭43	鉄筋コンクリート3階建
	○ 曙	南11条西10丁目1-6	511-0116	533-7465	○			△47	令6	木造2階建
	○ 山鼻	南23条西10丁目1-23	511-6371	533-0346	○			△47	平30	木造2階建
	○ 幌西	南11条西14丁目1-20	561-3256	552-9265	○			△47	昭61	木造2階建
	○ 大通・西	南2条西15丁目291-98	280-7033	280-7051	○			△47	平29	鉄筋コンクリート地上4階建
	○ 南円山	南9条西21丁目1-1	561-2472	552-5640	○			△47	平元	木造2階建
	○ 円山	北1条西23丁目1-18	611-3367	618-0082	○			△47	平5	鉄筋コンクリート2階建
	○ 桑園	北7条西15丁目28	621-3405	618-0127	○			△47	昭60	鉄筋コンクリート2階建
	○ 宮の森	宮の森2条11丁目1-3	644-8760	644-6421	○			平3	平3	木造2階地下1階
	計				11	0	2			
北区	○ 鉄西	北10条西4丁目1-12	726-5285	726-5287	○			△47	昭61	木造2階建
	○ 幌北	北17条西5丁目1-7	726-6345	726-2765	○			△47	平26	木造2階建
	○ 北	北29条西7丁目3-15	726-4385	726-2771	○			△47	昭57	鉄筋コンクリート2階建
	○ 新川	新川1条4丁目4-26	762-2604	762-2575	○			昭47	昭59	木造2階建
	○ 新琴似	新琴似7条4丁目1-3	761-4205	761-4292	○			△47	平4	鉄筋コンクリート2階建
	○ 新琴似西	新琴似7条14丁目1-17	762-8767	762-2620		○		昭50	昭52	軽量鉄骨2階建
	屯田	屯田5条6丁目3-21	772-1260	772-1496	○			昭49	昭63	鉄筋コンクリート一部鉄骨2階建
	○ 麻生	北39条西5丁目3-5	757-5810	757-5375	○			昭54	昭61	鉄筋コンクリート2階建
	○ 太平百合が原	太平8条7丁目2-1	771-9180	773-1264	○			昭59	昭60	鉄骨造平屋建
	○ 拓北・あい	あいの里1条6丁目1-1	778-2355	778-2359	○			平8	平9	鉄筋コンクリート2階建
	計				9	1	0			
東区	○ 鉄東	北9条東5丁目2-8	721-3105	721-3530	○			△47	平6	木造2階建
	○ 北光	北18条東5丁目1-1	721-1271	721-8067	○			△47	平2	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
	○ 北栄	北25条東7丁目3-18	721-6336	721-8601	○			△47	令1	木造2階建
	○ 栄西	北39条東4丁目1-1	752-9536	743-5587	○			昭47	平30	鉄筋コンクリート平屋建
	○ 栄東	北41条東14丁目3-1	711-2203	711-0150	○			昭59	昭59	木造2階建
	○ 元町	北20条東20丁目6-22	781-5375	784-3430	○			昭47	昭49	鉄筋コンクリート2階建、木造平屋建(別館)
	伏古本町	伏古3条3丁目2-10	784-5534	784-2530	○			昭61	昭61	木造平屋建
	○ 丘珠	丘珠町183-2	781-4283	784-8250	○			昭54	昭58	木造2階建、鉄骨造平屋建
	○ 札苗	東苗穂7条2丁目2-30	783-3608	783-2271		○		昭47	平22	木造平屋建
	○ 苗穂東	苗穂町3丁目3-45	742-4427	743-0922	○			昭47	平25	木造2階建
	計				8	2	0			
白石区	○ 白石	本通1丁目南2-32	861-8270	861-7079	○			△47	平24	木造2階建
	○ 東白石	本通13丁目南10-1	861-9262	861-4369	○			△47	昭62	鉄筋コンクリート2階建
	○ 東札幌	東札幌2条4丁目3-14	811-9355	815-4879	○			△47	平12	鉄筋コンクリート2階建
	○ 菊水	菊水7条2丁目2-20	811-9445	811-3831	○			△47	平4	鉄筋コンクリート2階建
	○ 北白石	北郷2条3丁目11-21	874-0293	874-7052	○			昭49	平27	木造平屋建
	○ 北東白石	北郷3条12丁目4-1	875-3077	875-7969	○			昭61	平4	鉄筋コンクリート2階建
	○ 白石東	本通18丁目南2-6	862-0813	862-8694	○			平2	平2	木造2階建
	○ 菊の里	菊水元町8条1丁目11-1	871-2355	871-2344	○			平10	平9	鉄骨造平屋建・木造平屋建
	計				8	0	0			

注1 敷地面積のうち○印はまちづくりセンター事務室を借用している会館の敷地面積である。

注2 開設年度の△印は旧出張所を転用したもの。

建 物 の 規 模 (m ²)							敷地面積 (m ²)	保全リ ニューアル改 修工事	備 考
合 計	まちセン		地区会館		福祉のまち 推進セン ター	その他			
	事務室	会議室	会議室 集会室	厨房 調理室					
110.65	40.87	69.78	-	-	-	-	-		清水総合開発㈱から借入
413.04	39.50	-	328.54	22.00	23.00	-	-		中央小、中央児童会館と併設
565.64	28.00	-	286.74	-	-	250.90	-	令5	
1,040.60	51.22	-	388.74	24.20	32.00	544.44	1,691.56		札幌市公文書館と併設
102.19	65.90	-	-	-	-	36.29	○223.25		(一社)西創成親和会から借入
342.83	32.30	-	161.48	-	15.73	133.32	384.25		
347.80	28.98	-	290.66	-	23.19	4.97	984.12		
378.00	38.88	-	165.51	19.44	-	154.17	520.18		
450.99	37.24	-	213.07	20.35	25.42	154.91	-		二条小、二条はるにれ児童会館と併設
498.15	32.81	-	251.91	16.20	-	197.23	601.21		改修のためR8.6～R9.3下旬(予定)まで仮事務所(中央区役所内)に移転。地区会館は休館。
502.18	45.26	-	271.89	-	-	185.03	1,517.11		円山児童会館と併設
290.19	27.50	-	168.00	-	-	94.69	416.49		桑園児童会館と併設
541.08	34.02	-	172.53	19.44	-	315.09	458.30		
303.40	27.72	-	168.07	17.82	まちセン事務室と共同使用	89.79	384.94		
324.29	29.21	-	152.72	-	24.60	117.76	324.88		
354.15	41.01	-	227.97	10.44	30.00	44.73	593.05		
725.76	27.54	-	359.64	29.16	12.45	296.97	1,053.86		
991.19	41.54	-	457.50	-	-	492.15	978.53	令7	
84.00	34.18	34.02	-	-	-	15.80	198.70		敷地は借入、三和福祉会館内
26.00	26.00	-	-	-	まちセン事務室と共同使用	-	-		屯田地区センター内
704.32	67.01	63.80	259.46	22.00	まちセン事務室と共同使用	292.05	1,145.72		麻生児童会館・北老人福祉センターと併設
225.37	24.75	-	122.55	-	-	78.07	404.49	令7	太平児童会館と併設
51.47	51.47	-	-	-	-	-	-		拓北・あいの里地区センター内
386.80	33.21	20.25	164.00	14.18	-	155.16	517.14		
682.23	33.74	39.00	338.95	28.16	-	242.38	1,500.02	令5	北光児童会館と併設
446.34	28.98	-	216.97	-	24.01	176.38	495.87		
604.72	39.60	-	200.66	20.62	14.85	328.99	12,483.00		H30.9移転 栄西小、栄西小はんのき児童会館と併設、多目的ホールあり
499.05	38.43	36.10	305.90	-	-	118.62	800.01		
499.67	25.59	21.17	264.63	20.40	(21.17)	167.88	1,012.75		
166.94	24.30	83.23	-	-	-	59.41	871.95	令1	
859.01	40.50	21.78	475.11	17.82	45.40	258.40	3,318.18		
204.03	67.93	33.12	-	-	47.14	55.84	1,286.96		モエレ交流センター内
252.99	48.60	-	87.06	-	-	117.33	267.43		
400.77	25.92	-	204.35	-	-	170.50	660.71		
820.32	24.50	-	216.91	11.16	40.95	526.80	810.66	令3	
618.37	47.19	-	266.75	-	42.22	262.21	1,103.15		
715.74	39.41	-	341.94	12.38	-	322.01	800.04		
159.98	33.01	53.87	-	-	17.62	55.48	480.71		
800.80	40.00	-	286.50	25.13	-	449.17	1,009.08		
499.99	46.17	-	239.36	16.20	-	198.26	1,032.33		
309.89	50.40	-	115.42	-	50.40	93.67	1,189.05		併設地区会館改築(H20.9完成)

区	名 ○印 地 区 館 併 設	所 在	電 話	FAX	建物の 区 分			開設 年度	建築 年度	建 物 の 構 造
					市 有	共 有	借 入			
厚別区	厚別中央	厚別中央4条3丁目3-6	891-3907	895-0149	○			昭49	平25	木造平屋建
	○ 厚別南	厚別南1丁目15-10	891-1666	895-0425	○			昭61	昭61	鉄骨造2階建
	○ 厚別西	厚別西2条3丁目8-31	891-4555	895-7961	○			昭61	昭56	鉄骨造2階建
	もみじ台	もみじ台北7丁目1-1	897-6121	897-2537	○			昭51	昭56	鉄筋コンクリート2階建
	○ 青葉	青葉町3丁目2-26	892-8177	892-6613	○			昭54	平21	鉄筋コンクリート1階建
	○ 厚別東	厚別東4条4丁目9-3	897-2885	897-2887	○			平8	平8	木造2階建
	計				5	1	0			
豊平区	○ 豊平	豊平6条7丁目1-12	811-9435	811-9439	○			△47	昭58	鉄筋コンクリート2階建
	○ 美園	美園6条5丁目4-1	811-4119	811-4117	○			△47	昭63	鉄筋コンクリート2階建
	月寒	月寒中央通7丁目8-19	852-9288	852-9288	○			△47	昭49	鉄筋コンクリート3階建
	○ 平岸	平岸2条7丁目2-5	811-9545	841-3264	○			△47	平23	木造2階建
	○ 中の島	中の島1条4丁目9-4	821-5841	821-5872	○			△47	平18	木造2階建
	○ 西岡	西岡4条5丁目8-21	854-0357	854-6876	○			昭52	平26	木造2階建
	○ 福住	福住1条4丁目13-17	855-6615	855-6623	○			平8	平8	木造2階建
	東月寒	月寒東3条17丁目15-30	853-9191	853-2913	○			昭56	昭57	木造平屋建
	○ 南平岸	平岸2条14丁目1-26	814-1440	814-8523	○			平4	平4	木造2階建
	計				9	0	0			
清田区	○ 北野	北野4条2丁目8-28	883-0373	888-3681	○			昭58	平26	木造2階建
	○ 清田中央	清田6条2丁目10-1	884-7187	884-2295	○			平2	平2	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
	○ 平岡	平岡7条3丁目9-25	883-7100	883-3430	○			平4	平4	木造2階建
	清田	清田1条2丁目5-35	883-7600	883-8057	○			平9	昭57	鉄骨鉄筋コンクリート2階建
	里塚・美しが丘	里塚2条5丁目1-1	884-1210	884-1215	○			平10	平19	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
	計				5	0	0			
南区	真駒内	真駒内幸町2丁目2-1	581-3025	581-8020	○			△47	昭54	鉄筋コンクリート3階建
	○ 石山	石山1条4丁目1-1	591-8734	591-2057	○			△47	平31	鉄筋コンクリート3階建
	○ 簾舞	簾舞3条6丁目8-25	596-2059	596-2183	○			昭47	平8	木造平屋建
	藤野	藤野2条7丁目2-1	591-7041	593-1465	○			△47	昭63	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
	藻岩	川沿8条2丁目4-15	571-6121	573-0125	○			△47	平7	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
	○ 藻岩下	南34条西9丁目2-1	581-2001	581-1324	○			△47	昭62	木造2階建
	○ 澄川	澄川3条2丁目6-1	821-8585	823-8625	○			昭47	平3	木造2階建
	○ 芸術の森地区	石山東7丁目1-31	592-7009	592-1406	○			平6	平6	木造2階建
	計				8	0	0			
西区	○ 八軒	八軒1条西1丁目7-1	611-2221	618-0076	○			△47	平12	鉄筋コンクリート一部鉄骨地上3階地下1階
	琴似二十四軒	琴似2条7丁目1-10	621-2508	618-0081	○			△47	昭34	鉄筋コンクリート2階建、木造平屋建(別館)
	○ 西町	西町南9丁目2-2	661-2591	667-7816	○			平25	平25	木造2階建
	○ 発寒北	発寒10条4丁目9-1	661-6262	667-7801		○		昭49	平2	鉄骨造3階建
	○ 西野	西野6条3丁目14-16	663-0360	664-4107	○			昭55	平2	木造2階建
	山の手	山の手5条6丁目1-1	613-1929	613-1373	○			昭62	令6	鉄筋コンクリート3階建
	○ 発寒	発寒5条7丁目1-2	664-6411	664-6145	○			昭63	令2	鉄筋コンクリート4階建
	○ 八軒中央	八軒6条西2丁目1-11	615-9588	615-8486	○			平5	平5	木造2階建
	計				7	0	1			
手稲区	手稲	手稲本町3条1丁目3-41	681-2131	681-2132	○			平元	昭60	鉄骨鉄筋コンクリート2階建
	手稲鉄北	曙7条3丁目6-22	684-0048	684-0657		○		昭55	昭59	鉄骨造2階建
	前田	前田6条9丁目2-1	683-4422	684-0297	○			昭58	昭58	木造平屋建
	新発寒	新発寒5条4丁目2-2	684-5557	684-8618	○			平元	平2	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
	○ 富丘西宮の沢	富丘2条2丁目1-1	685-4745	685-0376	○			平元	平24	鉄骨造2階建
	○ 稲徳金山	稲徳3条5丁目1-28	684-4020	684-0349	○			平3	平3	木造2階建
	星置	星置2条3丁目14-1	695-3222	695-3223	○			平8	平7	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
	計				6	0	1			
合 計		まちづくりセンター 地区会館	84カ所 58カ所		76	4	4			

建 物 の 規 模 (m ²)							敷地面積 (m ²)	保全リ ニュー アル改 修工事	備 考
合 計	まちセン		地区会館		福祉のまち 推進セン ター	その他			
	事務室	会議室	会議室 集会室	厨房 調理室					
157.00	52.65	20.09	-	-	26.21	58.05	826.73		厚別信濃会館内
447.67	26.90	-	198.87	22.68	44.29	154.93	847.46		厚別南児童会館と併設
416.56	28.35	-	199.23	18.93	20.80	149.25	694.41		
77.28	52.32	24.96	-	-	-	-	-		もみじ台管理センター内
349.65	36.39	13.61	168.51	-	-	131.14	-		敷地は市街地整備部所管
667.09	31.88	20.70	252.00	24.85	28.98	308.68	939.56		小野幌会館(地区会館)はS60建築 H8にまちセン部分を含む増築を実施
492.12	26.27	-	201.99	75.14	-	188.72	613.08		豊平児童会館と併設
393.89	25.95	-	237.73	41.70	-	88.51	723.88		美園児童会館と併設
96.72	57.92	38.80	-	-	-	-	-		月寒公民館内
403.38	27.54	-	184.56	9.72	-	181.56	586.48		
375.46	20.50	19.87	137.46	24.84	-	172.79	495.87		
449.35	36.25	-	213.03	9.52	-	190.55	979.10		
396.49	33.41	-	214.11	8.10	-	140.87	551.00		福住開拓記念館と併設
152.02	32.40	80.19	-	-	-	39.43	1,184.71		
449.92	40.50	-	207.28	-	-	202.14	442.01		
449.34	27.34	-	210.60	6.48	-	204.92	800.01		
468.77	30.06	-	279.50	18.50	-	140.71	541.13	令7	清田中央児童会館と併設
499.16	33.61	-	235.50	16.20	-	213.85	2,006.83		
134.13	83.52	50.61	-	-	-	-	-		清田区民センター内
81.32	34.70	46.62	-	-	-	-	-		里塚・美しが丘地区センター内
105.60	48.27	57.33	-	-	-	-	-		南区民センター内
499.39	63.23	-	242.49	13.50	-	180.17	15,699.53		石山緑小、石山児童会館と併設、 多目的ホールあり
450.22	44.55		207.03	14.58	36.45	147.61	888.30		みすまい児童会館と併設
54.37	28.93	25.44	-	-	-	-	-		藤野地区センター内
50.09	50.09	-	-	-	-	-	-		もいわ地区センター内
505.32	46.58	-	241.38	10.93	-	206.43	752.26		
499.61	42.12	-	241.11	10.62	-	205.76	764.27		
391.68	35.28	17.28	127.98	19.44	-	191.70	920.59		
855.11	54.50	31.70	365.50	35.30	46.50	321.61	3,140.02		西健康づくりセンターと併設
40.00	40.00	-	-	-	-	-	-		西区役所分庁舎内
449.37	29.30	35.10	165.24	-	35.10	184.63	1,072.54	令4	
53.55	36.87	-	-	-	-	16.68	-		R3.3移転。個人から借入
509.42	38.88	-	275.95	18.22	-	176.37	874.87		
107.50	41.35	23.14	-	-	-	43.01	-		R6.7移転。山の手小、山の手児童 会館と併設
399.83	39.56	-	153.67	19.65	32.35	154.60	-		R2.3移転。発寒西小、発寒児童 会館と併設
499.77	46.98	21.87	215.45	14.58	-	200.89	807.91		
53.00	39.00	14.00	-	-	-	-	-		手稲コミュニティセンター内
59.99	30.78	29.21	-	-	-	-	-		鉄北コミュニティプラザ内 手稲曙及び手稲稲山連合町内会 から借入
111.78	28.35	44.55	-	-	-	38.88	1,013.16		
51.75	39.61	12.14	-	-	-	-	-		新発寒地区センター内
491.98	39.06	-	239.52	-	-	213.40	1,109.98		
499.86	42.70	-	255.55	14.58	-	187.03	1,335.68		
51.29	30.90	20.39	-	-	-	-	-		星置地区センター内

4. 区民センター、コミュニティセンター、地区センター

(1) 概要

○ 区民センター

区民センターは、地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として各区に設置することとしており、まず昭和49年に北区、白石区及び西区に開設し、その後、昭和52年に東区、昭和53年に豊平区、昭和54年南区、昭和56年中央区と整備を進めてきた。また、分区に関連して、昭和62年に厚別区、平成元年に手稲区、平成10年4月に清田区に開設し、全区に設置を完了した。子どもからお年寄りに至る住民各層の交流の場、地域文化を育む場など多目的な利用が可能な総合施設として市民に親しまれている。

○ コミュニティセンター

コミュニティセンターは、既存の区民センターから離れた地域に、区民センターの機能を補完し、地域における住民の自主的な活動を促進するための施設として設置しているものであり、昭和57年に清田コミュニティセンター（平成10年4月から清田区民センター）、昭和60年に篠路コミュニティセンター及び手稲コミュニティセンターを開設し、住民相互の連帯意識の向上を目指した住民活動の拠点施設として利用されている。

○ 地区センター

地区センターは、地域社会の段階的の広がりに応じたコミュニティの形成を図るため、区と近隣住区を結ぶ地区に、文化・スポーツなどを通じた地区住民のコミュニティ活動の拠点となる施設として設置することとしており、昭和61年に開設した北白石地区センターをはじめとして、逐次整備を進め、24館を設置し、多くの住民に利用されている。

【地域コミュニティ施設の整備体系】

区 分		区民センター	コミュニティ セ ン ター	地区センター	地区会館	市民集会施設
設置 基準	範 囲	区全域	区民センターからの遠隔の地域	現存施設から遠隔地区 2～3連合町内会単位	3～4kmの区域 1連合町内会単位	概ね半径500mの区域 1～2単位町内会単位
	対象人口	200千人	50～100千人	40～60千人	20～30千人	1,000世帯(2～5千人)
建設 基準	敷地面積	—	4,000㎡程度	2,300㎡程度	800㎡程度	450㎡程度
	延床面積	2,800㎡～3,500㎡	2,000㎡程度	1,200㎡程度	350㎡程度	250㎡程度
	設置主体	市	市	市	市	地元
運 営 方 法 等		指定管理者	指定管理者	指定管理者	連合町内会に貸付 連合町内会が運営 委員会を組織して運営	町内会が自主運営
施設の現状等		10館	2館	24館	59館	265館
備 考					その他地域会議室 3館	改築等に対する市補助金あり (補助率1/2 限度額18,000千円)

(2) 使用料

令7.7.1施行

種 別		使用時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
ホ ー ル	全面		10,300円	12,900円	15,500円	30,900円
	半面		5,150円	6,450円	7,750円	15,450円
集 会 室	30㎡までの室		750円	950円	1,100円	2,300円
	30㎡を超え 60㎡までの室		1,200円	1,500円	1,800円	3,600円
	60㎡を超え 90㎡までの室		1,900円	2,400円	2,900円	5,700円
	90㎡を超え 120㎡までの室		2,700円	3,400円	4,100円	8,100円
	120㎡を超える室		3,900円	4,900円	5,900円	11,700円

備考

- 市長（札幌市区民センター条例第13条第1項の規定により区民センター等の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者）が区民センター等の運営に支障がないと認めたときは、使用時間を超過し、又は繰り上げて使用することができるものとし、この場合の使用料は、超過又は繰上時間1時間までごとにつき、使用承認を受けた使用時間区分の使用料の1時間当たりの額を加算する。ただし、次に掲げる場合に加算する超過又は繰上時間の使用料は、当該額に3分の2を乗じた額とする。
 - 正午までの使用時間を超過して使用する場合（40分以内に限る。）
 - 午後1時からの使用時間を繰り上げて使用する場合（40分以内に限る。）
 - 午後5時までの使用時間を超過して使用する場合（40分以内に限る。）
 - 午後6時からの使用時間を繰り上げて使用する場合（40分以内に限る。）
- 備考1に定めるもののほか、使用時間区分と異なる使用をする場合の使用料は、1時間までごとにつき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める使用時間区分の使用料の1時間当たりの額とする。
 - 午後1時前に使用を終了する場合 午前
 - 午後1時以降午後6時前に使用を終了する場合 午後
 - 午後6時以降に使用を終了する場合 夜間
- ホールの半面の一部又は料理実習室、視聴覚室その他のホール及び集会室以外の室を使用する場合については、その使用面積に応じて集会室の使用料を適用する。
- 1室を複数の室に分割して使用できる構造の室（以下「続き部屋」という。）において、続き部屋を分割せずに1室として使用する場合又は続き部屋を分割した複数の室すべてを同時に使用する場合の使用料は、続き部屋を分割せずに1室として使用した場合の使用料と、続き部屋を分割して使用した場合のそれぞれの室の使用料の合計のいずれか低い方の額とする。

- 5 夜間使用において、飲酒を主たる目的として使用する場合は、10割増とする。
- 6 入場者等から入場料、受講料、会費その他これらに類する金員（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 入場料等の額（入場料等に段階があるときは、その最高額とする。以下同じ。）が4,000円下のとき（入場料等の額が2,000円以下の場合は、営利又は営業の目的で使用するときに限る。）は、10割増
 - (2) 入場料等の額が4,000円を超えるときは、20割増
- 7 入場者等から入場料等を徴収しない場合で、営利又は営業の目的で使用する場合は、10割増とする。
- 8 使用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした使用をしたものとみなす。
- 9 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 10 備付けの陶芸窯及び備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、その使用に係る実費相当額を徴することができる。

(3) 区民センター施設一覧

名 称	所 在 電話番号 [指定管理者]	開館年月日 (建築年月日)	構 造 及 び 専 有 部 分 内 訳
中央区民センター	中央区南3条西11丁目 TEL 271-1100(直通) FAX 261-7405 [一般社団法人札幌市市民センター運営委員会]	昭56.4.11 (令6.12.27)	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付地下2階地上6階建 専有部分内訳 1階 586.27㎡ 2階 1,179.20㎡
北区民センター	北区北25条西6丁目 TEL 757-3511(直通) FAX 717-1139 [労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団]	昭49. 1.14 (昭48.12.28)	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付地下1階地上3階建 専有部分内訳 地下1階 201.26㎡ P・H1 77.01㎡ 1階 684.06㎡ P・H2 64.48㎡ 2階 568.48㎡ P・H3 64.48㎡ 3階 1,226.25㎡
東区民センター	東区北11条東7丁目 TEL 742-5500(直通) FAX 711-6970 [一般社団法人札幌市市民センター運営委員会]	昭52. 7.18 (昭52. 7.15)	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付一部地下1階地上13階建 専有部分内訳 地下1階 81.46㎡ 2階 1,031.00㎡ 1階 743.61㎡ 3階 907.50㎡
白石区民センター	白石区南郷通1丁目南 TEL 861-3100(直通) FAX 861-4164 [一般社団法人札幌市市民センター運営委員会]	昭49.11. 9 (平28.10.14)	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造 (地下1階柱頭免震構造)地下2階地上7階建 専有部分内訳 5階 1887.79㎡ 6階 363.42㎡
厚別区民センター	厚別区厚別中央1条5丁目 TEL 894-1581(直通) FAX 895-4471 [一般社団法人札幌市市民センター運営委員会]	昭62. 1.23 (昭61.11.29)	鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付地上2階建 専有部分内訳 1階 1,104.48㎡ P・H1 130.55㎡ 2階 1,383.22㎡
豊平区民センター	豊平区平岸6条10丁目 TEL 812-7181(直通) FAX 812-7185 [一般社団法人札幌市市民センター運営委員会]	昭53.12.18 (昭53.12.15)	鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付一部地下1階地上3階建 専有部分内訳 地下1階 315.51㎡ 3階 651.89㎡ 1階 1,206.58㎡ P・H1 57.70㎡ 2階 1,235.47㎡ P・H2 57.70㎡ 渡り廊下 45.94㎡
清田区民センター	清田区清田1条2丁目 TEL 883-2050(直通) FAX 883-2237 [一般社団法人札幌市市民センター運営委員会]	平10. 4. 6 (昭57. 9.24)	鉄骨鉄筋コンクリート造塔屋付地上2階建 専有部分内訳 1階 1,915.19㎡ P・H 141.52㎡ 2階 1,172.84㎡
南区民センター	南区真駒内幸町2丁目 TEL 584-2100(直通) FAX 583-5548 [一般社団法人札幌市市民センター運営委員会]	昭54.10.23 (昭54.10.15)	鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付一部地下1階地上3階建 専有部分内訳 地下1階 227.69㎡ 3階 561.83㎡ 1階 1,012.57㎡ P・H1 175.54㎡ 2階 1,059.52㎡ 渡り廊下 14.40㎡
西区民センター	西区琴似2条7丁目 TEL 641-4791(直通) FAX 641-5891 [一般社団法人札幌市市民センター運営委員会]	昭49.10.19 (昭49.10. 2)	鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付地下1階地上3階建 専有部分内訳 地下1階 257.38㎡ 3階 836.34㎡ 1階 809.12㎡ P・H1 57.68㎡ 2階 791.34㎡ P・H2 79.63㎡
手稲区民センター	手稲区前田1条11丁目 TEL 681-5121(直通) FAX 681-1881 [一般社団法人札幌市市民センター運営委員会]	平成.11. 6 (平成. 8.21)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造陸屋根屋階付地上3階建 専有部分内訳 1階 1,113.95㎡ P・H 12.94㎡ 2階 1,176.61㎡ 3階 808.72㎡

敷地の概要		建 物 の 用 途								備 考
面 積	建 築 面 積	延(専有)面 積	事務室	会議室	市 民 ロビー	ホール	図書室	調理等実習室	その他	
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
3,962.37	3,021.62	1,765.47	191.62	182.81	0.00 ※	451.87	251.65	—	687.52	中央区複合庁舎内に併設 ※市民ロビーは共用部のため、記載せず
2,122.01	664.50	2,886.02	135.70	120.00	278.40	338.00	212.00	92.00	1,709.92	北保健センターと併設 北区役所庁舎は別棟
—	727.50	2,763.57	70.80	61.00	297.00	444.00	240.60	122.00	1,528.17	公団住宅との区分建物 東区役所庁舎と併設
—	2,651.86	2,251.21	52.58	—	248.00	453.60	238.04	88.80	1,170.19	白石区複合庁舎内に併設
1,690.01	964.14	2,618.25	144.00	221.40	231.46	379.61	—	69.20	1,572.58	厚別図書館と併設 厚別区役所庁舎は別棟
—	1,271.30	3,524.85	185.50	152.00	181.00	480.00	256.00	79.20	2,191.15	豊平区役所庁舎は別棟
6,001.73	1,963.94	3,229.55	73.27	285.60	120.70	408.01	—	71.49	2,270.48	清田まちづくりセンターと併設
6,796.21	1,104.07	3,051.55	228.00	—	223.20	468.10	314.85	73.00	1,744.40	真駒内まちづくりセンター(105.60 m ²)と併設 南区役所庁舎は別棟
5,636.60	836.34	2,831.49	85.00	251.00	139.00	437.00	171.00	74.00	1,674.49	西保健センターと併設
—	1,247.33	3,112.22	162.00	250.31	169.09	459.00	—	58.00	2,013.82	手稲区役所庁舎及び手稲保健センターと併設

(4) コミュニティセンター、地区センター施設一覧

名 称	所 在 電話番号 [指定管理者]	開館年月日 (建築年月日)	構 造 及 び 専 有 部 分 内 訳
篠路 ニ テ ィ セ ン タ ー コ ミ ュ	北区篠路3条8丁目 TEL 771-3700 FAX 771-3696 [労働者協同組合ワーカーズ コープ・センター事業団]	昭60.10.19 (昭60. 9.17)	鉄骨鉄筋コンクリート造塔屋付地上2階建 専有部分内訳 1階 1,314.82㎡ P・H 84.00㎡ 2階 561.65㎡
手稲 ニ テ ィ セ ン タ ー コ ミ ュ	手稲区手稲本町3条1丁目 TEL 681-2133 FAX 681-2050 [札幌市手稲コミュニティ センター運営委員会]	昭60.10.19 (昭60. 9.26)	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート2階建 専有部分内訳 1階 1,194.88㎡ P・H 87.21㎡ 2階 597.34㎡
旭山 地 区 セ ン タ ー	中央区南9条西18丁目 TEL 520-1700 FAX 561-6868 [札幌市旭山公園通 地区センター運営委員会]	平15. 3.19 (平15. 1.31)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,067.66㎡ 2階 258.21㎡
屯田 地 区 セ ン タ ー	北区屯田5条6丁目 TEL 772-1811 FAX 772-1823 [札幌市屯田地区センター 運営委員会]	昭63.11. 3 (昭63.10. 3)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 952.02㎡ 2階 420.69㎡
新琴似 新 川 地 区 セ ン タ ー	北区新琴似2条8丁目 TEL 765-5910 FAX 765-5920 [労働者協同組合ワーカーズ コープ・センター事業団]	平 7. 2.27 (平 7. 1.10)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,038.40㎡ 2階 228.38㎡
拓北 ・ あ い の 里 地 区 セ ン タ ー	北区あいの里1条6丁目 TEL 778-8000 FAX 778-3366 [たくあいふれあいセンター]	平10. 1.19 (平 9.12.19)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 997.49㎡ 2階 300.30㎡
太平 百 合 地 区 セ ン タ ー	北区太平12条2丁目 TEL 770-6531 FAX 774-1721 [特定非営利活動法人 太平百合が原ブリッジ]	平16. 2.19 (平15.12.19)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造塔屋付地上2階建 専有部分内訳 1階 1,118.48㎡ P・H 23.38㎡ 2階 245.34㎡
ふし こ 地 区 セ ン タ ー	東区伏古11条3丁目 TEL 785-6323 FAX 785-6334 [札幌市ふしこ地区センター 運営委員会]	平 2. 4. 1 (平 2. 2.15)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,156.46㎡ 2階 376.10㎡
栄 地 区 セ ン タ ー	東区北36条東8丁目 TEL 704-6005 FAX 704-6030 [札幌市栄地区センター 運営委員会]	平 6.11.24 (平 6. 9.30)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 936.67㎡ 2階 275.14㎡

敷地の概要		建 物 の 用 途								備 考
面 積	建 築 面 積	延(専有) 面 積	事務室	会議室	市 民 ロビー	ホール	図書室	調理等 実習室	その他	
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
6,500.01	1,398.53	1,960.47	41.00	127.00	227.00	450.00	127.00	67.00	921.47	
4,159.06	1,255.00	1,879.43	47.80	142.00	205.00	443.00	126.00	60.00	852.63	手稲まちづくりセンター(53.00m ²)、 福祉のまち推進センター(32.20m ² : 使用許可)と併設
2,462.94	1,141.84	1,325.87	33.33	141.08	83.62	390.91	195.45	40.57	440.91	福祉のまち推進センター(19.12m ² :使 用許可)と併設
3,087.51	1,253.52	1,372.71	51.15	109.00	56.00	456.00	—	65.00	635.56	屯田まちづくりセンター(26.0m ²)及 び屯田郷土資料館(396.00m ²)と併 設
2,593.81	1,090.84	1,266.78	43.32	154.00	113.50	375.00	213.61	36.00	331.35	
2,300.03	1,064.96	1,297.79	34.28	96.97	52.92	353.56	205.93	37.69	516.44	拓北・あいの里ま ちづくりセンター (51.47m ²)、福祉の まち推進センター (50.00m ² :使用許 可)と併設
1,548.01	1,146.79	1,387.20	64.71	136.44	110.08	371.25	200.77	45.07	458.88	福祉のまち推進セ ンター(48.90m ² :使 用許可)と併設
2,500.06	1,247.33	1,532.56	35.00	108.60	76.50	425.00	252.30	49.00	586.16	
2,242.00	985.95	1,211.81	38.46	105.38	81.75	375.00	221.70	41.00	348.52	

名 称	所 在 電話番号 [指定管理者]	開館年月日 (建築年月日)	構 造 及 び 専 有 部 分 内 訳
苗 穂 センター ・ 本 町 区	東区本町2条7丁目 TEL 784-7833 FAX 784-7834 [札幌市苗穂・本町 地区センター運営委員会]	平11. 2.15 (平10.12.15)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,020.42㎡ 2階 288.89㎡
北 地 センター 白 石 区	白石区北郷3条7丁目 TEL 874-8232 FAX 874-8241 [札幌市北白石地区センター 運営委員会]	昭61. 4. 1 (昭61. 2.17)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,130.61㎡ 2階 337.09㎡
白 地 センター 石 東 区	白石区本通16丁目南 TEL 866-3000 FAX 866-3270 [札幌市白石東地区センター 運営委員会]	平 8. 5.10 (平 8. 4. 1)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 979.52㎡ 2階 240.36㎡
菊 水 センター 元 町 区	白石区菊水元町5条2丁目 TEL 872-7600 FAX 874-1211 [札幌市菊水元町地区センター 運営委員会]	平12. 2.16 (平11.12.16)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 989.95㎡ 2階 259.34㎡
厚 地 センター 別 西 区	厚別区厚別西4条4丁目 TEL 896-2000 FAX 896-1145 [労働者協同組合ワーカーズ コープ・センター事業団]	平 5.11.23 (平 5. 9.30)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,064.46㎡ 2階 290.68㎡
厚 地 センター 別 南 区	厚別区厚別南7丁目 TEL 896-3000 FAX 896-4990 [札幌市厚別南地区センター 運営委員会]	平 6.12.12 (昭53.12.27)	新札幌わかば小学校4階部 鉄筋コンクリート地上4階建 増築部:鉄骨造4階建 専有部分内訳 1階 131.27㎡ 3階 52.80㎡ 2階 52.80㎡ 4階 1,556.80㎡
西 地 センター 岡 福 住 区	豊平区西岡4条9丁目 TEL 852-4687 FAX 852-4697 [札幌市西岡福住地区センター 運営委員会]	昭62. 3.20 (昭62. 2.25)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 935.69㎡ 2階 420.38㎡
東 地 センター 月 寒 区	豊平区月寒東3条18丁目 TEL 853-2011 FAX 853-2012 [札幌市東月寒地区センター 運営委員会]	平12. 6. 1 (平12. 3.21)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,026.41㎡ 2階 276.89㎡
里 が センター 塚 丘 地 区 ・ 美 し	清田区里塚2条5丁目 TEL 888-5005 FAX 792-0444 [労働者協同組合ワーカーズ コープ・センター事業団]	平20. 4. 1 (平19.12.19)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 759.30㎡ P・H 38.72㎡ 2階 545.61㎡

敷地の概要		建 物 の 用 途								備 考
面 積	建 築 面 積	延(専有)面 積	事務室	会議室	市 民ロビー	ホール	図書室	調理等実習室	その他	
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
2,481.16	1,076.53	1,309.31	44.08	91.08	51.02	369.75	207.21	37.62	508.55	福祉のまち推進センター(45.37㎡:使用許可)と併設
2,725.20	1,167.35	1,467.70	53.37	90.72	83.19	484.40	197.41	57.00	501.61	
2,000.00	1,100.93	1,219.88	42.44	91.40	73.65	396.00	215.82	40.15	360.42	
2,300.00	1,055.68	1,249.29	35.00	116.84	66.00	390.40	210.39	41.24	389.42	
2,300.10	1,113.36	1,355.14	32.70	120.74	28.00	380.90	220.73	32.70	530.80	
(学校敷地) 15,262.89	1,648.47	1,793.67	48.60	179.04	81.00	217.50	259.20	59.80	1,066.11	新札幌わかば小学校余裕教室活用
2,688.26	976.43	1,356.07	50.95	127.99	20.59	456.30	—	54.00	646.24	
2,848.31	1,092.76	1,303.30	34.66	107.10	98.00	360.00	208.00	40.00	455.54	福祉のまち推進センター(49.40㎡:使用許可)と併設
2,300.02	813.71	1,343.63	33.63	134.92	135.20	198.66 (多目的室)	—	63.24	777.98	里塚・美しが丘まちづくりセンター(81.32㎡)、福祉のまち推進センター(20.79㎡:使用許可)と併設

名 称	所 在 電話番号 [指定管理者]	開館年月日 (建築年月日)	構 造 及 び 専 有 部 分 内 訳
藤 野 センター 地区	南区藤野2条7丁目 TEL 592-2002 FAX 592-2037 [札幌市藤野地区センター 運営委員会]	平元. 4. 1 (平元. 2.16)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,078.55㎡ 2階 445.75㎡
も 地 センター い 区 わ 区	南区川沿8条2丁目 TEL 572-5733 FAX 572-5744 [札幌市もいわ地区センター 運営委員会]	平 8. 4.20 (平 8. 2.26)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 969.97㎡ 2階 247.23㎡
す 地 センター み 区 か 区 わ 区	南区澄川4条4丁目 TEL 818-3035 FAX 818-3036 [札幌市すみかわ地区センター 運営委員会]	平14. 2.14 (平13.12.11)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建 専有部分内訳 904.42㎡
西 野 センター 地 区	西区西野4条2丁目 TEL 666-5550 FAX 666-6629 [札幌市西野地区センター 運営委員会]	平 4. 5.17 (平 4. 3.27)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,215.39㎡ 2階 331.29㎡
は 地 センター っ さ 区 さ む 区	西区発寒10条4丁目 TEL 662-8411 FAX 662-8422 [札幌市はっさむ地区センター 運営委員会]	平 6. 5.23 (平 6. 3.25)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上3階建 専有部分内訳 1階 259.01㎡ 各階共有部分 207.99㎡ 3階 796.50㎡ ※西消防署 1,534.97㎡
は 地 センター ち 区 け 区 ん 区	西区八軒6条西2丁目 TEL 611-0966 FAX 611-0967 [労働者協同組合ワーカーズ ユープ・センター事業団]	平 18. 4. 1 (平 18. 1.20)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造屋階付地上2階建 専有部分内訳 1階 963.87㎡ P・H 2.10㎡ 2階 361.04㎡
新 地 センター 発 区 寒 区	手稲区新発寒5条4丁目 TEL 684-5571 FAX 684-5573 [札幌市新発寒地区センター 運営委員会]	平 3. 4. 1 (平 3. 2. 4)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 1,167.60㎡ 2階 343.34㎡
星 センター 置 区 地 区 区	手稲区星置2条3丁目 TEL 695-3220 FAX 695-3218 [札幌市星置地区センター 運営委員会]	平 8. 4.27 (平 8. 3.29)	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建 専有部分内訳 1階 969.24㎡ 2階 259.59㎡

敷地の概要		建 物 の 用 途								備 考
面 積	建 築 面 積	延(専有)面 積	事務室	会議室	市 民ロビー	ホール	図書室	調理等実習室	その他	
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
2,049.74	1,194.09	1,524.30	35.88	158.10	110.63	425.00	251.73	54.38	488.58	藤野まちづくりセンター(54.37m ²)と併設
2,508.11	1,094.35	1,217.20	35.00	86.81	121.48	370.87	210.30	33.60	359.14	藻岩まちづくりセンター(50.09m ²)と併設
2,305.37	910.36	904.42	29.88	80.13	20.00	400.20	—	41.88	332.33	福祉のまち推進センター(41.95m ² :使用許可)と併設
2,269.97	1,279.50	1,546.68	37.50	102.91	73.00	425.00	244.15	48.00	616.12	
2,218.70 のうち 998.42	1,259.23	1,263.50	38.42	86.32	200.87	363.57	220.40	34.46	319.46	西消防署(1,534.97m ²)と併設
2,335.95	1,077.18	1,327.01	30.78	87.90	198.13	328.10	215.67	—	466.43	福祉のまち推進センター(15.19m ² :使用許可)と併設
2,503.73	1,239.07	1,510.94	41.95	99.65	47.89	443.81	249.39	55.00	573.25	新発寒まちづくりセンター(51.75m ²), 福祉のまち推進センター(38.30m ² :使用許可)と併設
2,073.23	1,072.62	1,228.83	39.11	97.50	109.26	375.60	208.67	39.27	359.42	星置まちづくりセンター(51.29m ²), 福祉のまち推進センター(48.81m ² :使用許可)と併設

(5) 区民センター等利用件数

	利 用 総件数	利用率 (%)	事 業 別 利 用 状 況					
			開 放		講 座		行 事	
			件 数	(%) 構成比	件 数	(%) 構成比	件 数	(%) 構成比
総 数	187,667	60.1	8,149	4.3	2,337	1.2	4,360	2.3
区 民 セ ン タ ー	83,424	69.2	1,220	1.5	651	0.8	1,831	2.2
中央区民センター	8,663	79.9	72	0.8	59	0.7	51	0.6
北区民センター	12,563	83.5	160	1.3	88	0.7	203	1.6
東区民センター	8,375	71.1	273	3.3	33	0.4	142	1.7
白石区民センター	10,264	86.5	124	1.2	75	0.7	324	3.2
厚別区民センター	6,865	71.0	22	0.3	44	0.6	192	2.8
豊平区民センター	6,916	60.7	111	1.6	68	1.0	225	3.3
清田区民センター	5,830	43.4	245	4.2	75	1.3	268	4.6
南区民センター	7,430	62.2	65	0.9	92	1.2	133	1.8
西区民センター	10,114	71.7	52	0.5	74	0.7	154	1.5
手稲区民センター	6,404	60.0	96	1.5	43	0.7	139	2.2
コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	10,426	46.5	456	4.4	95	0.9	350	3.4
篠路コミュニティセンター	5,827	50.6	323	5.5	70	1.2	283	4.9
手稲コミュニティセンター	4,599	42.3	133	2.9	25	0.5	67	1.5
地 区 セ ン タ ー	93,817	55.1	6,473	6.9	1,591	1.7	2,179	2.3
旭山公園通 地区センター	5,014	72.9	22	0.4	61	1.2	26	0.5
屯田地区センター	4,378	49.8	352	8.0	20	0.5	130	3.0
新琴似・新川地区センター	4,963	63.1	402	8.1	41	0.8	135	2.7
拓北・あいの里地区センター	3,948	68.2	365	9.2	40	1.0	49	1.2
太平百合が原地区センター	4,325	61.3	213	4.9	59	1.4	104	2.4
ふしこ 地区センター	5,456	62.1	354	6.5	43	0.8	232	4.3
栄 地区センター	3,475	52.7	342	9.8	48	1.4	184	5.3
苗穂・本町地区センター	4,102	55.1	51	1.2	45	1.1	46	1.1
北白石地区センター	2,738	48.6	261	9.5	37	1.4	75	2.7
白石東地区センター	3,556	64.8	220	6.2	55	1.5	95	2.7
菊水元町地区センター	3,275	50.9	409	12.5	72	2.2	82	2.5
厚別西地区センター	3,661	55.3	99	2.7	21	0.6	208	5.7
厚別南地区センター	3,399	45.3	1,231	36.2	77	2.3	41	1.2
西岡福住地区センター	5,460	58.4	32	0.6	79	1.4	119	2.2
東月寒地区センター	3,326	48.9	368	11.1	255	7.7	105	3.2
里塚・美しが丘地区センター	4,148	62.4	156	3.8	54	1.3	166	4.0
藤野地区センター	3,199	40.3	268	8.4	35	1.1	50	1.6
もいわ地区センター	3,660	53.2	344	9.4	50	1.4	46	1.3
すみかわ 地区センター	3,123	52.4	140	4.5	69	2.2	80	2.6
西野地区センター	3,916	43.7	242	6.2	93	2.4	64	1.6
はっさむ 地区センター	3,160	47.2	99	3.1	49	1.6	37	1.2
はちけん 地区センター	3,739	80.8	75	2.0	37	1.0	46	1.2
新発寒地区センター	4,378	48.8	230	5.3	63	1.4	53	1.2
星置地区センター	3,418	51.9	198	5.8	188	5.5	6	0.2

				部屋別利用状況							
貸 室		その他		ホ ー ル		会議室、集会室、 講義室		実習室、視聴覚室、 陶芸室		そ の 他	
件 数	(%) 構成比	件 数	(%) 構成比	件数	(%) 利用率	件数	(%) 利用率	件数	(%) 利用率	件数	(%) 利用率
171,890	91.6	931	0.5	29,693	69.4	75,296	66.7	31,167	51.3	51,511	54.2
79,357	95.1	365	0.4	6,975	63.3	39,982	75.6	15,917	60.8	20,550	67.3
8,433	97.3	48	0.6	907	82.1	4,281	79.5	1,819	83.6	1,656	76.1
11,928	94.9	184	1.5	739	68.5	6,536	86.9	1,618	75.2	3,670	85.5
7,920	94.6	7	0.1	767	70.8	4,953	76.6	1,223	58.8	1,432	66.6
9,733	94.8	8	0.1	877	81.1	4,743	88.0	2,907	89.9	1,737	80.5
6,603	96.2	4	0.1	576	52.7	2,643	82.3	1,507	70.3	2,139	66.2
6,496	93.9	16	0.2	771	69.7	2,338	71.3	1,821	50.0	1,986	57.7
5,181	88.9	61	1.0	471	42.7	2,831	51.1	899	27.8	1,629	46.6
7,125	95.9	15	0.2	789	67.2	2,984	68.9	1,620	49.8	2,037	63.9
9,824	97.1	10	0.1	605	53.3	5,486	84.7	1,132	52.1	2,891	66.7
6,114	95.5	12	0.2	473	44.8	3,187	60.3	1,371	63.6	1,373	63.1
9,493	91.1	32	0.3	1,448	63.9	3,968	53.7	3,298	43.9	1,712	32.6
5,123	87.9	28	0.5	896	77.9	2,683	59.2	2,037	44.4	211	13.6
4,370	95.0	4	0.1	552	47.8	1,285	45.2	1,261	43.1	1,501	38.0
83,040	88.5	534	0.6	21,270	72.4	31,346	59.2	11,952	44.0	29,249	49.2
4,894	97.6	11	0.2	1,006	77.2	1,850	84.3	708	65.1	1,450	63.1
3,835	87.6	41	0.9	947	83.1	1,610	73.1	419	39.4	1,402	32.5
4,365	88.0	20	0.4	970	82.7	761	70.0	453	40.1	2,779	62.3
3,465	87.8	29	0.7	800	77.7	1,419	74.0	606	63.8	1,123	59.8
3,941	91.1	8	0.2	854	60.2	1,639	71.0	514	44.4	1,318	60.7
4,817	88.3	10	0.2	1,092	89.6	1,242	57.2	516	48.3	2,606	61.1
2,883	83.0	18	0.5	889	74.6	1,035	46.8	465	43.5	1,086	52.4
3,872	94.4	88	2.1	1,163	72.2	1,197	52.0	446	39.3	1,296	57.7
2,352	85.9	13	0.5	809	69.6	498	45.1	411	35.8	1,020	46.2
3,168	89.1	18	0.5	882	73.4	1,462	68.4	618	56.3	594	57.6
2,712	82.8	0	0.0	1,048	74.8	1,340	51.8	385	33.6	502	42.6
3,327	90.9	6	0.2	898	72.0	1,282	59.4	433	40.6	1,048	50.2
2,032	59.8	18	0.5	0	0.0	1,402	42.3	338	31.0	1,659	53.2
5,212	95.5	18	0.3	1,341	97.3	1,362	61.5	408	37.1	2,349	52.5
2,552	76.7	46	1.4	805	60.5	1,079	49.2	499	48.1	943	43.1
3,730	89.9	42	1.0	734	63.5	1,622	74.0	1,792	54.2	0	0.0
2,834	88.6	12	0.4	685	55.0	850	39.9	420	37.6	1,244	36.6
3,170	86.6	50	1.4	785	60.3	1,177	53.8	351	31.6	1,347	59.7
2,812	90.0	22	0.7	1,188	78.6	1,021	47.6	396	37.9	518	50.1
3,506	89.5	11	0.3	759	57.9	1,224	54.8	312	29.7	1,621	38.2
2,964	93.8	11	0.3	730	55.6	1,346	62.8	409	38.7	675	31.7
3,564	95.3	17	0.5	1,164	91.7	2,575	77.2	0	0.0	0	0.0
4,007	91.5	25	0.6	942	75.0	1,116	47.6	633	59.6	1,687	40.2
3,026	88.5	0	0.0	779	64.2	1,237	57.6	420	38.7	982	46.6

(6) 区民センター等利用人員

	利 用 総人員	1日当たり 利用人員	事 業			
			開 放		講 座	
			人 員	(%) 構成比	人 員	(%) 構成比
総 数	2,776,537	7,734	73,806	2.7	29,387	1.1
区 民 セ ン タ ー	1,508,995	4,203	16,740	1.1	9,415	0.6
中央区民センター	210,227	602	693	0.3	748	0.4
北区民センター	152,288	424	1,693	1.1	2,053	1.3
東区民センター	214,469	597	7,400	3.5	666	0.3
白石区民センター	143,418	402	1,963	1.4	842	0.6
厚別区民センター	152,850	426	390	0.3	570	0.4
豊平区民センター	168,372	469	1,793	1.1	836	0.5
清田区民センター	86,329	240	1,053	1.2	946	1.1
南区民センター	137,144	382	479	0.3	975	0.7
西区民センター	129,061	360	762	0.6	989	0.8
手稲区民センター	114,837	320	514	0.4	790	0.7
コミュニティセンター	143,580	400	2,650	1.8	929	0.6
篠路コミュニティセンター	97,119	271	2,205	2.3	793	0.8
手稲コミュニティセンター	46,461	129	445	1.0	136	0.3
地 区 セ ン タ ー	1,123,962	3,131	54,416	4.8	19,043	1.7
旭山公園通地区センター	56,139	156	423	0.8	753	1.3
屯田地区センター	76,287	212	5,701	7.5	345	0.5
新琴似・新川地区センター	69,240	193	4,118	5.9	747	1.1
拓北・あいの里地区センター	47,256	132	1,906	4.0	438	0.9
太平百合が原地区センター	39,526	110	2,175	5.5	836	2.1
ふしこ地区センター	69,490	194	4,917	7.1	656	0.9
栄地区センター	42,035	117	2,764	6.6	361	0.9
苗穂・本町地区センター	43,730	122	403	0.9	488	1.1
北白石地区センター	37,456	104	1,917	5.1	356	1.0
白石東地区センター	44,439	124	3,214	7.2	414	0.9
菊水元町地区センター	40,860	114	3,915	9.6	791	1.9
厚別西地区センター	44,972	125	479	1.1	235	0.5
厚別南地区センター	23,264	65	3,973	17.1	776	3.3
西岡福住地区センター	61,831	173	246	0.4	785	1.3
東月寒地区センター	44,456	124	4,039	9.1	1,948	4.4
里塚・美しが丘地区センター	45,325	127	1,259	2.8	771	1.7
藤野地区センター	41,851	117	2,658	6.4	267	0.6
もいわ地区センター	33,664	94	454	1.3	665	2.0
すみかわ地区センター	36,991	103	1,568	4.2	483	1.3
西野地区センター	44,750	125	1,998	4.5	2,084	4.7
はっさむ地区センター	48,389	136	977	2.0	711	1.5
はちけん地区センター	36,806	103	1,666	4.5	321	0.9
新発寒地区センター	52,892	147	1,150	2.2	995	1.9
星置地区センター	42,313	118	2,496	5.9	2,817	6.7

別 利 用 状 況					
行 事		貸 室		その他	
人 員	(%) 構成比	人 員	(%) 構成比	人 員	(%) 構成比
131,806	4.7	2,533,610	91.3	7,928	0.3
52,003	3.4	1,428,084	94.6	2,753	0.2
1,548	0.7	207,009	98.5	229	0.1
8,339	5.5	138,436	90.9	1,767	1.2
6,013	2.8	200,302	93.4	88	0.0
5,193	3.6	135,371	94.4	49	0.0
5,201	3.4	146,649	95.9	40	0.0
3,749	2.2	161,856	96.1	138	0.1
11,976	13.9	72,184	83.6	170	0.2
2,000	1.5	133,611	97.4	79	0.1
2,775	2.2	124,452	96.4	83	0.1
5,209	4.5	108,214	94.2	110	0.1
11,975	8.3	127,700	88.9	326	0.2
9,436	9.7	84,386	86.9	299	0.3
2,539	5.5	43,314	93.2	27	0.1
67,828	6.0	977,826	87.0	4,849	0.4
1,292	2.3	53,558	95.4	113	0.2
2,873	3.8	67,058	87.9	310	0.4
7,639	11.0	56,331	81.4	405	0.6
1,334	2.8	43,342	91.7	236	0.5
3,933	10.0	32,547	82.3	35	0.1
3,479	5.0	60,326	86.8	112	0.2
4,329	10.3	34,322	81.7	259	0.6
1,684	3.9	40,468	92.5	687	1.6
2,769	7.4	32,232	86.1	182	0.5
2,690	6.1	37,944	85.4	177	0.4
2,029	5.0	34,125	83.5	0	0.0
6,180	13.7	38,020	84.5	58	0.1
810	3.5	17,594	75.6	111	0.5
3,662	5.9	57,020	92.2	118	0.2
3,674	8.3	34,512	77.6	283	0.6
7,316	16.1	35,120	77.5	859	1.9
903	2.2	37,925	90.6	98	0.2
1,898	5.6	30,342	90.1	305	0.9
1,554	4.2	33,203	89.8	183	0.5
1,246	2.8	39,379	88.0	43	0.1
1,474	3.0	45,154	93.3	73	0.2
1,940	5.3	32,786	89.1	93	0.3
2,352	4.4	48,286	91.3	109	0.2
768	1.8	36,232	85.6	0	0.0

5. 集会施設

区	施設名	所在	電話	建築年度	建物構造	建築規模(㎡)			敷地の状況	貸付先
						計	集会室	その他		
東	栄ヶ丘会館	北 36 条 東21丁目	783-6997	昭55	鉄骨造 2 階建 一部木造平屋建	454.12	265.08	189.04	市有地 1,198.43㎡	栄ヶ丘会館管理運営委員会
白石	菊水西町集会所	菊水 5 条 2 丁目	なし	昭49	鉄筋コンクリート 4 階建 (うち 2 階の一部) 青葉保育園に併設	101.13	80.58	20.55	市有地(子育て支援部) 1,983.45㎡	菊水西町集会所運営委員会
南	真駒内本町会館	真駒内本町 6 丁目	583-8296	昭40	木造モルタル 2 階建	405.68	222.75	182.93	市有地 511.18㎡	真駒内本町町内会
	豊滝会館	豊 滝 494	596-2531	昭35	木造モルタル 2 階建	223.10	162.00	61.10	市有地 330.28㎡	豊滝連合町内会
	定山溪 7 区会館	定山溪601	598-2080	昭37	木造モルタル 平屋建	105.78	81.00	24.78	市有地 829.75㎡	定山溪第 7 区町内会
	石山ひろば	石山 2 条 2 丁目	591-8734	昭61	木造亜鉛メッキ 鋼板葺	436.59	398.00	66.94	市有地 607.04㎡	石山地区町内会連合会
西	琴似連町会館	琴似 2 条 2 丁目	なし	平10	鉄骨造 2 階建	95.61	34.32	61.29	市有地 106.97㎡	琴似連町会館運営委員会
手稲	手稲中央会館	手 稲 本 町 2 条 2 丁目	681-2828	昭63	軽量鉄骨造 平屋建	280.89	262.44	18.45	市有地 853.47㎡	手稲中央会館運営委員会
計	8 施設									

6. 市民交流広場

市民に多様な憩いと集いの場を提供することにより、市民の交流や地域住民のコミュニティ活動の促進を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的とした施設として、市民交流広場を設置している。

現在市内には、厚別中央市民交流広場と清田市民交流広場の 2 か所が整備されており、町内会などの行事、野外コンサート、フリーマーケット等市民の幅広い利用が期待されている。

	厚別中央市民交流広場	清田市民交流広場
所 在	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	清田区平岡 1 条 1 丁目
面 積	4,775 ㎡	2,778 ㎡
施設内容	常設ステージ、パーゴラ（日よけ）、階段状観客席、屋外スピーカー等	常設ステージ、パーゴラ（日よけ）、飲料水用緊急貯水槽等
利用時間	午前 8 時～午後 9 時 30 分	午前 8 時～午後 9 時 30 分
使用料金	1 日 13,900 円（半日 7,000 円）	1 日 8,100 円（半日 4,100 円）
供用開始	平成 8 年 5 月 13 日	平成 9 年 11 月 4 日



厚別中央市民交流広場



清田市民交流広場

7. 土木センター

令和8年4月1日現在

名 称	所 在 地	電話番号
中央区土木センター	中央区北12条西23丁目2-5 S.D.C北12条ビル	614-5800
北区土木センター	北区太平12条2丁目1-7	771-4211
東区土木センター	東区北33条東18丁目1-6	781-3521
白石区土木センター	白石区本通14丁目南5-32	864-8125
厚別区土木センター	厚別区厚別町下野幌45-39	897-3800
豊平区土木センター	豊平区西岡3条1丁目8-20	851-1681
清田区土木センター	清田区平岡2条4丁目1-40	888-2800
南区土木センター	南区南31条西8丁目2-5	581-3811
西区土木センター	西区西野290-10	667-3201
手稲区土木センター	手稲区曙5条5丁目2-1	681-4011

8. 保健センター

令和8年4月1日現在

名 称	所 在 地	電話番号
札幌市中央保健センター	中央区南3条西11丁目330番地2	205-3352
札幌市北保健センター	北区北25条西6丁目1-1	757-1181
札幌市東保健センター	東区北10条東7丁目1-20	711-3211
札幌市白石保健センター	白石区南郷通1丁目南8-1	862-1881
札幌市厚別保健センター	厚別区厚別中央1条5丁目3-2	895-1881
札幌市豊平保健センター	豊平区平岸6条10丁目1-1	822-2472
札幌市清田保健センター	清田区平岡1条1丁目2-1	889-2049
札幌市南保健センター	南区真駒内幸町1丁目3-2	581-5211
札幌市西保健センター	西区琴似2条7丁目1-20	621-4241
札幌市手稲保健センター	手稲区前田1条11丁目1-10	681-1211

IV 各局出先機関

1. 清掃事務所・清掃工場等

令和8年4月1日現在

名 称	担当する区	所 在 地	電話番号
中 央 清 掃 事 務 所	中央区	南区南30条西8丁目7-1	581-1153
北 清 掃 事 務 所	北区	北区屯田町990番地3	772-5353
東 清 掃 事 務 所	東区	東区丘珠町873番地1	781-6653
白 石 清 掃 事 務 所	白石区・厚別区	白石区東米里2170番地1	876-1753
豊 平 ・ 南 清 掃 事 務 所	豊平区・清田区 ・南区	南区真駒内602番地	583-8613
西 清 掃 事 務 所	西区・手稲区	西区発寒12条14丁目1076-12	664-0053
発 寒 清 掃 工 場	全市	西区発寒15条14丁目1-1	667-5311
篠 路 破 砕 工 場	全市	北区篠路町福移153番地	791-2516
駒 岡 清 掃 工 場	全市	南区真駒内129番地3	582-9733
白 石 清 掃 工 場	全市	白石区東米里2170番地1	876-1710
処 理 場 管 理 事 務 所	全市	東区東苗穂2条2丁目2-1	783-5314
山 本 処 理 場	全市	厚別区厚別町山本1065番地	893-0105
山 口 処 理 場	全市	手稲区手稲山口364番地	681-3337
ご み 資 源 化 工 場	全市	北区篠路町福移153番地	791-6770
中沼プラスチック選別センター	全市	東区中沼町45番地11	790-4450
中 沼 資 源 選 別 セ ン ター	全市	東区中沼町45番地24	790-3253
駒 岡 資 源 選 別 セ ン ター	全市	南区真駒内129番地30	588-3753
中 沼 雑 が み 選 別 セ ン ター	全市	東区中沼町45番地19	791-1074
札 幌 市 ク リ ー ン セ ン ター	全市	手稲区手稲山口318番地	681-4193
リサイクルプラザ 発寒工房	全市	西区発寒15条14丁目2-30	662-7815
リサイクル プラザ 宮の沢	全市	西区宮の沢1条1丁目1-10	671-4153
リ ュ ー ス プ ラ ザ	全市	厚別区厚別東3条1丁目1-10	375-1133

2. 下水管理センター

令和8年4月1日現在

名 称	担当する区	所 在 地	電話番号
東 部 下 水 管 理 セ ン タ ー	白石区・厚別区・豊平区 ・清田区・南区	白石区本通20丁目北2-11	865-7121
西 部 下 水 管 理 セ ン タ ー	中央区・北区・東区 ・西区・手稲区	西区八軒9条西7丁目1-30	641-8671

3. 水道局配水管理課

令和8年4月1日現在

名 称	担当する区	所 在 地	電話番号
中 部 配 水 管 理 課	中央区・南区	南区川沿2条2丁目2-7	572-7300
北 部 配 水 管 理 課	北区・東区	北区新琴似6条2丁目1-1	762-7300
南 部 配 水 管 理 課	豊平区・清田区 ・白石区・厚別区	豊平区豊平8条10丁目2-1	(豊平区・ 清田区) 812-7300 (白石区・ 厚別区) 876-9870
西 部 配 水 管 理 課	西区・手稲区	西区八軒6条西2丁目1-5	618-7300

4. 水道局料金課

令和8年4月1日現在

名 称	担当する区	所 在 地	電話番号
中 部 料 金 課	中央区・南区	中央区大通東11丁目23	211-7200
北 部 料 金 課	北区・東区 ・西区・手稲区	北区新琴似6条2丁目1-1	762-7200
南 部 料 金 課	豊平区・清田区 ・白石区・厚別区	豊平区豊平8条10丁目2-1	812-7200

5. 消防署

令和8年4月1日現在

名 称	管轄の区	所 在 地	電話番号
中 央 消 防 署	中央区	中央区南4条西10丁目1003 消防局庁舎内	215-2120
北 消 防 署	北区	北区北24条西8丁目2-10	737-2100
東 消 防 署	東区	東区北24条東17丁目1-1	781-2100
白 石 消 防 署	白石区	白石区南郷通6丁目北2-1	861-2100
厚 別 消 防 署	厚別区	厚別区厚別中央1条5丁目3-1	892-2100
豊 平 消 防 署	豊平区	豊平区月寒東1条8丁目1-22	852-2100
清 田 消 防 署	清田区	清田区平岡1条1丁目2-2	883-2100
南 消 防 署	南区	南区真駒内上町5丁目8-5	581-2100
西 消 防 署	西区	西区発寒10条4丁目1-1	667-2100
手 稲 消 防 署	手稲区	手稲区手稲本町2条5丁目1-1	681-2100

V 区民活動

1. 住民組織

令和8年1月1日現在

区 分	連 合 町内会数	単 位 町内会数	総世帯数	単位町内会 加入世帯数	総世帯数に対 する加入率 (%)	単位町内会 平均加入世 帯数
市 計	90	2,174	1,004,838	691,902	68.86	318
中央区	16	256	150,043	93,398	62.25	364
北 区	11	314	143,854	102,730	71.41	327
東 区	10	275	134,515	91,589	68.09	333
白石区	8	142	112,869	69,406	61.49	488
厚別区	6	82	58,670	43,332	73.86	528
豊平区	9	289	125,023	82,747	66.19	286
清田区	5	102	45,984	34,936	75.97	342
南 区	10	246	62,949	49,863	79.21	202
西 区	8	278	108,267	76,072	70.26	273
手稲区	7	190	62,664	47,829	76.33	251

注) 総世帯数は、「国勢調査」の数値を基礎に、毎月の住民基本台帳による人口の増減を加えて算出した推計人口・世帯数(国勢調査ベース)。

2. 地区集会施設

令和8年4月1日現在

区 分	合計	市 設 置 施 設					地元施設
		小計	地区集会所	地区会館	地域会議室	その他の会館	市民集会施設
市 計	329	72	2	59	3	8	257
中央区	20	11	0	11	0	0	9
北 区	47	8	1	7	0	0	39
東 区	42	10	0	8	1	1	32
白石区	28	8	0	7	0	1	20
厚別区	16	4	0	4	0	0	12
豊平区	25	8	0	7	1	0	17
清田区	43	3	0	3	0	0	40
南 区	59	10	1	5	0	4	49
西 区	23	7	0	5	1	1	16
手稲区	26	3	0	2	0	1	23

注) 地区集会所：区出張所に併設の集会所(市管理)、地区会館：まちづくりセンターに併設の集会施設
その他の会館：市が所管する市民集会施設

3. 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業（各区の主要事業は令和7年度）

(1) 事業の概要

市民に身近な区の創意や裁量により、区や地域の特性を生かした魅力的で活力ある地域づくりを進めるため、市民の主体的なまちづくり活動に対し、様々な側面から支援を行う事業として平成4年度から実施していた「区のふれあい街づくり事業」を拡大発展させ、地域の主体的なまちづくり活動を支援することとした「元気なまちづくり支援事業」を平成17年度から開始した。その後、多様な主体のネットワーク化促進や「地域まちづくりビジョン」を策定した地域に対する支援など、「市民力の結集」の実現に向け、平成28年度には「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」として再編しスタートした。

札幌市自治基本条例が施行されたことにより、平成19年4月以降は、まちづくりセンターと区役所を地域の拠点と位置づけ（第28条・第29条）、より地域住民との協働を進めるため、事業全般にわたって「まちづくりへの市民参加（第23条）」「わかりやすい情報提供（第26条）」に特に注力し事業を実施している。

当該事業の実績では、8割以上が住民主体でなされており、地域住民の参加によるまちづくりを継続的に支援することができる事業となっている。

なお、事業の運営に関しては、「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業運営要綱」（以下「要綱」という。）により定めている。

(2) 事業の内容（令和7年度の取組）

事業内容については、要綱で定めた下記ア～オの事業内容を基本とし、各区で次のような点に着目して事業を展開した。

- ア 地域住民のふれあい・交流、まちづくり団体による情報の共有・交流やネットワークの形成など、地域住民の主体的な「まちづくり活動※」を支援するために効果的な事業
 - イ 区や地域が持つ自然・文化・歴史・産業・教育研究機関・企業などの資源や人材を活用し、又は様々な地域課題の解決に向けて実施する事業
 - ウ 地域のまちづくり活動を通じて、男女共同参画の推進、豊かなスポーツ環境の創造、高齢者の生涯学習や生きがいづくりを行うことを目的とした事業
 - エ 区民協議会の活動への支援や同協議会の意見等を活かして区のまちづくりを活性化することを目的とした事業
 - オ 将来の展望とその実現に向けた活動指針である「地域まちづくりビジョン」に資する事業
- ※ まちづくり活動：地域（まち）が抱えている課題に対応して、建物などの整備や活動の実践により解決を図り、暮らしやすいまちを創っていく活動のこと。

(3) ホームページ・アドレス

札幌市役所－市民自治の推進HP内－自治基本情報の具現化に向けた取り組み－「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」のページ

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/gugenka/miku-machi/top.html>

未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業～中央区～

	事業名	事業内容
まちづくりセンター協働事業	まちづくりセンター協働事業	まちづくりセンターを拠点としたコミュニティづくりや、地域課題の解決に向けた取組など、地域住民が主体となって進めるまちづくり活動事業に対し、助成を行うとともに、活動支援を行った。
区役所からの積極的な情報提供と区民との情報交換	まちの魅力再発見事業	参加者に区内を周遊し魅力を再発見してもらうことを目的として、「ちゅうおうスタンプラリー」を実施した。区内4カ所の施設にスタンプスポットを設置したほか、追加企画としてクイズスポットを導入し、より多くの参加者に楽しんでいただける事業を行った。
互いに助け合い、安全・安心を実感できるまちづくり	認知症周知強化事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けられるよう、正しい知識の普及を普及し、理解を促すことを目的に、認知症合同カフェの開催、医療機関リーフレットの改訂・配布、認知症パネル展、オレンジガーデニングプロジェクトin中央区にてチラシ・フラワーピックの配布を行った。
子どもの健やかな成長を育むまちづくり	世代間交流子育てフェスタ	様々な世代が遊びを通して交流し、地域における子育て支援を推進することを目的に、7月（区民ホール）と1月（向陵中学校）、子育て支援に関わる地域関係団体及び関係機関による企画運営委員会形式で子育て家庭を対象としたイベントを行った。
いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり	元気がつながるまち・ちゅうおう	コロナ禍と区役所庁舎の建替えに伴う移転から中断していた「けんこうフェスタ」を「ウェルネスフェスタ」として6年ぶりに復活開催したほか、自主活動グループが企画するウォーキング会と交流会の開催支援、健康づくりを担う人材育成講座の開催、Cスポーツパーティーへの普及啓発コーナー出展など、幅広い年齢層の意識向上を図った。
	食をキーワードとした地域活性化事業	高齢者の低栄養予防として、食育ボランティアの協力を得て冷凍商品等を使用した調理実習を行った。また、地域における食育の醸成を目的として様々な取組を行った。健康づくりのイベントで減塩をテーマに作成した減塩カルタ大会の実施、子育て中の保護者を対象にした野菜についての食育講座の実施、企業から借りた野菜摂取量測定機器（ベジチェック）で機会を捉えて測定するなど、それぞれの事業の対象や目的に合わせて手法を変えながら地域の食育への意識向上を図った。
誇りと愛着を持てるまちづくり	アタック・ザ・531M	家族や友人との絆を深めるとともに、自然に親しむことにより、豊かな自然を守る意識を育てることを目的として、藻岩山登山を実施した。
	協働による地域の環境美化事業	中央区道路環境美化活動（アダプト・プログラム）に基づき、活動団体が継続的に行うごみ拾い等の環境美化活動に対して、清掃用具等の支給、ボランティア保険への加入等の活動支援を行った。
	Cスポーツパーティー	子どもを対象に様々なスポーツを体験する機会や場所を提供することで、体力や運動能力の向上及び健康増進を図るとともに、体を動かす楽しさを再認識してもらうことを目的として、複数のスポーツプログラムを開講した。
	中央区マスコットキャラクター活用事業	区のマスコットキャラクター「中ウォークン」の認知度向上と幅広い世代への定着を通じて地域に愛着を持ってもらうことを目指し、区の各種事業においてノベルティグッズを配布。さらに、着ぐるみの出演や、LINEスタンプの販売、Web上での「ぬい撮り」コンテンツの公開など、多角的に周知活動を行った。
身近な暮らしの中から地球環境を考えるまちづくり	ふれあいフラワー事業	地域住民同士のふれあいの機会の創出や地域の環境美化意識の向上、地域活動の活性化等を目的に、幼稚園児・小中学生と地域住民が主体となり、歩道植樹枠やJR桑園駅前広場で植花を行った。
	旭山記念公園の自然を活用した環境体験学習	子どもたちに自然環境の大切さへの理解を深めてもらうことを目的に、市民活動団体が旭山記念公園で行う自然にふれあう様々なイベントに対して支援を行った。
地域ネットワーク促進事業	すすきの地区における児童虐待発生予防に向けた見守り・支援ネットワーク事業	地域住民や関係機関と連携し、すすきの周辺地域における子どもの見守り・支援ネットワークの構築を目的として、座談会や研修会等を開催した。

北 区～未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業～

	事業名	事業内容
まちづくりセンター協働事業	まちセンによる地域課題解決・活性化促進	まちづくりセンターが主体となり、各地域の活性化や課題解決に資する取組を実施した。
	まちづくりセンター機能強化事業	まちづくりセンターの、地域に対するアドバイザー・コーディネーター機能を高めるための環境整備等を行った。
	北区まちづくり活動助成金	連合町内会が実施する地域コミュニティ活動や地域のまちづくりに携わる各種団体で構成される「地区まちづくり協議会」が実施する活動に対して助成金による支援を行った。
わがまち・地域活性化事業	北区職員プロジェクト	北区職員のプロジェクト会議を構成し、北区の業務運営について意見交換を行い、各種活動の推進を図った。
	広報さっぽろ（北区民のページ）参加事業	小学生記者を募集し、小学生の視点から広報さっぽろを制作することで、読者にとって、より親しみやすく読みやすい誌面の提供等を行った。
	北区アダプト・プログラム支援事業	北区内の道路などの清掃活動を希望する企業や団体を対象に、北区と各団体が覚書を交わし、協働による環境美化活動を推進した。
	「ぼっぴいフェスティバル」事業	百合が原公園において、ステージイベントや体験コーナーを中心に、北区の歴史や魅力、伝統文化などに触れる機会の創出や地域の魅力等を情報発信する区民まつり「ぼっぴいフェスティバル2025」を実施した。
	木製玩具配布事業	北区に生まれた子どもたちに、北区に対する愛着を深めてもらうことを目的とし、4か月児健診の受診者に対し木製玩具の配布を実施した。
	北区歴史と文化の八十八選保存継承事業	北区歴史と文化の八十八選を資源として活用し、認知度や活用の向上を図ったほか、劣化した看板の修繕等を実施した。
	北区の歴史文化を活用した地域愛着醸成事業	地域の特色である歴史文化（農村歌舞伎、藍、亜麻）を資源として活用し、地域愛着の醸成に向けた認知度、活用の向上を図った。
	北区地区防災マップづくり支援	自主防災組織を結成した町内会及び自治会を対象に地区防災マップづくりを支援し、住民相互の連帯感を醸成するとともに、防災意識の高揚を図った。
	みんなでつくる安全で安心なまちづくり	地域の安全で安心なまちづくり活動を推進するため、スクールゾーン標識の整備や補修等を行った。
	子育て支援リーフレット「パパママのための子育てハンドブックin北区」	これから親になる方や就学前の子育て家庭、子育て支援者を対象に、地域で安心して子育てを行うために必要な情報をまとめた冊子を作成し、適切なタイミングを捉えて配布や配架を行った。
	北区ガイド作成事業	北区の地図や歴史・文化などを掲載した「北区ガイド」を作製し配布した。
	「ぼっぴい」×「北区の魅力」発信	北区まちづくりキャラクター「ぼっぴい」と「北区の魅力」のイラストを用いた啓発品等を制作・活用し、北区のイメージアップを図った。
	若者支援・連携事業	地域の学生と連携し、地域の賑わいや活力を生み出す魅力ある地域づくりを行った。
	北区少年少女スポーツ大会	区内在住または区内の小学校に通う小学生を対象にスポーツ大会を実施。レバンガ北海道の協力のもとバスケットボール体験教室、北海道コンサドーレ札幌の協力のもとバドミントン体験教室を行い、スポーツを通じた少年少女の健全育成及び「スポーツ元気都市さっぽろ」の推進を図った。
	冬季スポーツを通じた区民の健康・体力づくり	区民を対象に雪合戦大会を実施。雪中での遊びやスポーツに気軽に触れられる機会を提供し、冬季スポーツの普及と冬季における区民の健康・体力づくりを図った。
	北区ボッチャ大会	区民を対象に、北区スポーツ推進委員会との共催によりボッチャ大会を実施し、区民の健康・体力づくりと地域住民の交流を図った。
	高齢者教室（北親大学）	区内の65歳以上の方を対象に、生涯学習を支援する高齢者教室「北親大学」を開催した。
	きらきら星空ウォッチング	北区の小学生とその保護者を対象に、関係機関の協力により、星や宇宙、また、環境問題と星空の関係性について等の講話を実施し、移動天文車や大

		型望遠鏡による星空観察会を実施した。
	スポーツゴミ拾い「スポGOMI」	市民を対象に、特定非営利活動法人北海道スポーツごみ拾い連盟との共催によりスポGOMI大会を実施し、「スポGOMI」を通じて、環境意識の向上、地域の人々のつながりや活性化を図った。
区民協議会特別推進枠	北区まちづくり協議会支援事業	「北区まちづくり協議会」に参加する団体間の情報共有や活動テーマに対する理解の深化、連携の形成等が活発になるよう支援した。
	北区地域防災力レベルアップ事業	北区の地域防災力向上のための防災事業として、区防災訓練や防災リーダー研修のほか、地域の防災事業支援を実施した。
地域ネットワーク促進枠	地域づくり応援助成金	地域において区民主体のまちづくり活動を推進する団体に対し、助成金による支援を行った。

東 区～未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業～

	事業名	事業内容
まちづくりセンター協働事業	栄東地区まちづくり活性化事業	地区のまちづくりビジョンを踏まえ、栄東地区を「安全安心で活力と魅力あふれるまち」となることを目的とする「栄東地区まちづくり未来会議」により、「ICT活用による情報発信事業」、「子どもに対する情報発信事業」、「ちびっこなつまつり事業」、「高齢者健康づくり事業」、「花いっぱいプロジェクト事業」の5つの事業を実施した。
	元町地区多世代交流事業	元町地区の中・高校生を中心とした「元町の未来へつなぐプロジェクト」で元町のまちづくりを話し合い、若い世代が主体となった地域活動を促進した。開成中等教育学校、札幌工業高校、元町中学校、札幌中学校などの生徒が中心となり、元町会館前広場（愛称：もっちー広場）、元町会館を活用した交流イベントの企画、運営を行い、元町まちづくり連合会が協力・連携をした。
地域ネットワーク促進事業	地域と大学等の連携による東区健康づくり事業	東区で健康づくりを実践している各団体及び東区と連携協定を結んでいる札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部、天使大学、北海道専門学校、札幌保健医療大学との連携により、ウォーキングに関する内容や地域での健康づくり活動に関する内容のパネル展を開催した。
わがまち・地域活性化事業	札幌黄PR事業	東区の農産物である「札幌黄」の存在や魅力を継承していくためのPR事業。令和7年度については、区内外のイベントにおける情報発信のほか、タマネギをテーマに開催された「東区スタンプラリー」において、企画協力と広報協力を行った。
	東区まち美化プログラム	環境美化に対する市民意識の高揚と協働によるまちづくりの推進を目的として、東区内の団体と東区役所が覚書を交わして実施する道路清掃等の環境美化活動。令和7年度は新たに3団体が参加し、令和7年度末時点で通算37団体の参加となった。また、感謝状贈呈基準を満たす2団体に対して、感謝状等の贈呈を行った。
	フラワーロード事業	地域団体や町内会、商店街等が連携して、花による魅力ある街並みづくりの形成を目指すことにより、地域美化及び交流の促進を図ることを目的として、地域住民が主体となり、北8条通において植花活動を行った。
区民協議会特別推進事業	声かけあい、支えあうひがし区民協議会支援	地域において「きずなと信頼、安心・安全」が育まれることを目指して区民協議会の構成団体が取り組んでいる「あいさつ声かけ運動」の支援や、各地区での防災訓練・防災研修会支援、小学校での防災教育支援を実施した。

白石区～未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業～

	事業名	事業内容
まちづくりセンター協働事業	まちづくり活動支援事業	地域の特性を活かした市民自治によるまちづくりを進めるため、各まちづくり協議会等が行う、防犯・防災、環境美化等の地域課題解決に向けた取組や魅力ある地域づくりの活動に対して、必要な経費を助成するなどの支援を行った。
わがまち・地域活性化事業	地域ふれあい・交流支援事業	住民相互の連帯感の醸成と区民意識・ふるさと意識の高揚を図るため、地域におけるコミュニティ形成に効果のある行事・事業を支援した。
	しろっぴーフォトコンテスト	冬期間に気軽に身体を動かす機会を地域住民に提供し、健康・体力の増進を図ること、未来のまちづくりを担う子どもたちの創造力と独創性を育むことを目的とし、区のマスコットキャラクター「しろっぴー」をモチーフとしたフォト&イラストコンテストを「雪だるまフォト部門」、「イラスト部門」の2部門で実施した。
	白石区マスコットキャラクター「しろっぴー」「くろっぴー」活用事業	キャラクターを通じて区への愛着を深めたり、地域の活性化を推進するため、「しろっぴー」、「くろっぴー」の意匠提供、着ぐるみ等の物品の貸出を行った。
	中学生の主張発表会	自分の考えを表現できる力を養うことを目的として、区内の中学校2、3年生の生徒を対象として、自分が普段思っていることや感じていることを発表する場を提供した。
	ニュースポーツふれあい事業	町内会やPTA、地域のサークルなどの行事でニュースポーツを気軽に楽しんでもらうため、用具の無料貸出しを行った。
	地域の安心安全まちづくり支援	しろいしアクション2025の目標である「安全・安心で快適に暮らせるまち」に掲げる「地域防災力の強化」を推進するため、地域の防災活動に必要な物品や講師派遣費用等の支援を行った。
地域ネットワーク促進事業	まちづくりイベント広場活用事業	白石区複合庁舎の「まちづくりイベント広場」を地域団体等のまちづくり活動の場として提供するとともに、開催イベントの情報発信を通して、まちづくり団体の取組の支援を行った。
	しろいしスイーツプロジェクト	子どもをはじめとした区民が白石区の魅力に自ら気付く機会を創出するとともにハロウィン等の機会を通じて区内の菓子店・ベーカリーなどの資源・魅力を広く発信するため、区内菓子店・ベーカリーを巡るスタンプラリーと集客イベントを実施した。
区民協議会特別推進事業	区民協議会特別推進事業	「安心・安全」をテーマとした取組として、自転車シミュレーターを活用した交通安全教室や、子どもの緊急時の対応力を向上させることを目的とした「子ども110番の店」駆け込み・通報訓練及び防犯教室、防災について親子で楽しく気軽に学んでもらうためのイベント「白石おやこ防災フェスタ」の開催等を行った。

厚別区～未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業～

	事業名	事業内容
まちづくりセンター協働事業 (各地区のまちづくり会議支援)	厚別中央～厚別中央地区青色防犯パトロール支援事業～	地域住民が安心・安全に暮らせるまちづくりのため、青色回転灯による自主防災パトロールを強化し、児童の見守り活動の推進を図るため、活動用品を購入。さらに、小学生の登下校を見守る地域の方と児童の対面式を、年度当初に各小学校で実施し、新1年生へ交通安全、防犯啓発品を配布した。
	厚別南～厚別南地区陽だまりロード交流事業～	象徴的な地域資源である「陽だまりロード」を舞台に、ウォーキングをしながら、途中、高校生による4か所のチェックポイントにおけるゲームやクロスワードにチャレンジしてゴールを目指す。ゴールでは参加賞やクロスワードクリア賞を渡すほか、健康度チェックや交通安全クイズなど、多世代が交流するイベントを支援した。
	厚別西～子育て支援マップ&カレンダー製作事業～	厚別西地区の子育て支援情報を幅広く周知し、地域間の交流を活性化することにより、安心して子育てができる環境づくりを支援。厚別西地区内で開催される予定の地域主体の子育てサロン4か所の場所、開催日程を掲載した「子育て支援マップ&カレンダー」を製作し配布した。
	もみじ台～小学校児童との地域交流事業～	児童と地域住民が交流する機会を創出するとともに、児童がもみじ台地域に愛着と親しみをもち、住民とのコミュニケーションを通じて地域との絆を深めるため、もみじ台地域の小学校と地域住民で農作物の栽培などを共同で実施した。
	青葉～青葉中央公園花いっぱい運動	花壇の手入れや鑑賞などで公園を訪れる機会を増やし、地域住民間の交流促進を図るほか、環境整備、自然環境保護への関心を高めるため、青葉中央公園の花壇へ花植えを実施した。
	厚別東～ワイワイ夏フェスタinくりの木～	厚別東地区の子育て世代と地域団体との交流を目的として、乳幼児とその保護者にビニールプール、金魚すくい、体操、歌などの遊びを提供。まちづくり会議、青少年育成委員会、民生委員児童委員協議会などが主体となり、児童会館やミニ児童会館の小学生、地区内の中学生、高校生もボランティアとして参加した。
わがまち・地域活性化事業	新さっぽろ冬まつり	新さっぽろ駅周辺地区のにぎわいづくりや、子どもたちに対する冬の楽しみの提供を目的に、ふれあい広場あつべつ及び科学館公園にて、雪を楽しむ冬の遊び場の提供（すべり台、雪を使った制作体験）、スノーキャンドルの設置等を実施した。
	厚別区広報ラジオ番組「厚別ふれあい・ほっと・ステーション」	厚別区を主な聴取地域とするコミュニティFMラジオにおいて、週1回15分間程度の番組を制作・放送。区民などのゲストを招き、地域のまちづくり活動などの紹介を行い、区民のまちづくり活動への参加意識を高めた。
	地域における安全対策の推進事業	安全・安心に暮らすことができるまちづくりの推進のため、防犯については、学校、地域、警察及び行政が参加する会合等の場で、地域における最新の防犯情勢を共有するなど、安全啓発活動を行った。交通安全については、交差点付近の歩道上に設置するストップマークを作成し希望する小学校に配布したほか、冬期間の除雪の妨げとなる路上駐車防止を啓発するため、区内の連合町内会3地区と連携し、秋と冬に迷惑駐車パトロールを実施した。
	厚別区スポーツチャレンジ	誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めるとともに、スポーツを通じた健康増進や地域活動への参加促進を目的に、ニュースポーツ体験会を開催することで、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、体験できる場を提供した。
	高齢者教室「瑞穂大学」	多様な価値観を持つ高齢者が生きがいを持てるよう、高齢期に必要とされる知識や能力を養い、仲間とのふれあいを通じて、社会参加の意欲をより強くしていくことを目的に、区内65歳以上の高齢者を対象として週1回2時間程度の講座を行った。
区民協議会特別推進事業	区民協議会支援事業	区民が主体となり、創意工夫によるまちづくりを推進するため、区民協議会の運営（運営委員会等の開催）について支援した。
地域ネットワーク促進事業	フォトコンテスト共同開催事業	産官学連携の取組として、北星学園大学・株式会社札幌副都心開発公社との協働により、厚別の魅力の再発見・発信を目的としたフォトコンテストを開催した。

豊平区～未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業～

	事業名	事業内容
地域活動を活性化 するまちづくり	コミュニティ活動支援事業	地域住民の主体的なまちづくりを支援するため、地域のコミュニティ活動に対して助成金の交付を行った（9地区合計79事業に交付）。
	とよひらスポーツ健康ウォーキング事業	5月～11月に、区内のウォーキングマップに掲載しているコース周辺の見どころを紹介するとともに、地域のスポットに掲示したキーワードを回答してもらうウォーキングイベントや、スマホアプリを使った歩数競争イベントの実施、地域主催のウォーキングイベントの支援などをすることで、誰でも気軽に取り組める健康づくり（スポーツ）として「ウォーキング」を広く推進し、区民の健康増進を図った。
	地域スポーツ振興事業	地域のスポーツ振興及びスポーツを通じた地域コミュニティの醸成を図るため、豊平区スポーツ推進委員と連携し、野球大会やドッジボール大会といったスポーツ事業を実施するとともに、区のスポーツ振興に寄与すると認められる豊平区内の各スポーツ団体の大会を支援した。 その他、幅広い世代にスポーツを楽しむ機会を提供し、競技に親しみを持ってもらうことを目的に、地域に向けたスポーツ用具の貸出を行った。
	とよひらフラワーコンサート	区内の音楽振興と、学校と地域の交流促進によるまちづくり活動の活性化を目的として、カナモトホールでコンサートを開催し、区内の小・中学校、高校、大学、一般の23団体が演奏を披露した。
	プロスポーツ応援デー連携事業	区内のプロスポーツチームが実施する豊平区民を対象とした無料招待（区民応援デー）への協力を通じて、スポーツ観戦文化の浸透を図った。また、各プロスポーツチームと連携し、競技やチームに親しむきっかけづくりとして、区内の小学生を対象とするスポーツ体験会を実施した。
	「魅力発見 ほ～！へ～！カルタ」の普及啓発	区内の歴史やシンボルなど、豊平区の魅力を集約したオリジナルカルタ「魅力発見 ほ～！へ～！カルタ」の一層の普及を図るため、7月に大和ハウス プレミストドームで開催されたスポーツバイキングにて体験会を行った。また、2月には区内の小学生を対象としたカルタ大会を北海きたえーる柔道室にて開催した。
	豊平区キャラクター活用事業	区のキャラクター「こりん」と「めーたん」の意匠や着ぐるみの利用を促進し、区の事業や地域行事等に活用することで盛り上げを図り、区への愛着を深めた。
	とよひら“風土”コレクション	「朝ごはんは野菜を食べよう！」をテーマとした「ベジモーニング」事業や、食育の知識や技術を持った専門家を「とよひら食育先生」とした体験型セミナーを開催するなど、豊平区の地域資源（歴史、産業、地域、教育研究機関、企業等）を活用した食育事業を実施した。
安全・安心な暮らしを支えるまちづくり	「豊平区ネットワーク会議」運営事業	地域住民と行政など関係機関等の連携と協働により、安全安心で心豊かな住みよいまちづくりを進めるため、まちづくりに関わる区内の様々な団体が協議や情報共有を行っている。令和7年度の全体会議では、同年度の取組報告や次年度の計画について共有したほか、防災の知識を学べる体験型ブースの設置や、災害発生時に避難生活での健康リスクと正しい体調管理について学べる講演会を実施した。また、夏まつりなどの地域行事の担い手が不足・固定化しているとの課題への対応として、豊平区内の大学に通う学生やまちづくりパートナー企業の従業員から応援を募る取組み（とよサポネット）を実施した。
	「安全・安心なまちとよひら」推進事業	小学生の交通事故防止をはじめ地域住民の交通安全や意識の向上を促すため、歩道に貼るストップマークの小学校への配布を行った。 豊平区防災マップ①～③の印刷（計7,000枚）を行った。 避難所開設イメージブックの印刷（1,000部）を行った。 区防災訓練において、AR技術を活用した訓練を導入した。
	「イザ！カエルキャラバン！」開催支援事業	子どもを中心とした若いファミリーを対象に、楽しみながら防災について学べる防災体験プログラム「イザ！カエルキャラバン」を開催する地域・学校に対し、物品の貸出し及び運営アドバイス等を実施した。

地域で互いに支え合うまちづくり	とよひらまちづくりパートナー事業	多様な担い手によるまちづくり活動を推進するため、地域のまちづくりに参加・協力する意欲のある企業・学校・各種団体を「まちづくりパートナー」として登録し、地域とマッチングしている。令和7年度は新たに18社が加わり、計79の企業・団体が活動した。
豊かな自然・四季と共存するまちづくり	とよひらHANA-LAND事業	自然に恵まれた緑多い豊平区を花で彩り、色彩豊かな美しい街並みを目指すとともに、花を通じたふれあいの場を作り地域の連帯やふるさと意識を育むことを目的とした植花活動を支援する取組み。令和7年度は地域へ59,408株、小学校へ3,450株の花苗を配布し、地域の植花活動を支援した。
	リンゴ並木を活用した区の魅力PR事業	区のシンボルである「環状通リンゴ並木」で収穫されたリンゴを活用して、地元の小学生が地域の歴史やまちづくり活動を学ぶ支援を行ったほか、プロスポーツチームへのリンゴ贈呈式や区役所でのリンゴ配布を通じて（合計1,177個のリンゴを贈呈・配布）、自然豊かな豊平区の魅力をPRした。

清田区～未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業～

	事業名	事業内容
賑わいづくりの拡大	地域交流拠点を中心とした賑わい創出事業	食と音楽による清田の魅力発信を目的に、清田区産の農産物や「きよたスイーツ」を販売する「きよたマルシェ&きよフェス」を9月に開催し、キッチンカーの出店や地元農家による野菜直売会、キッズゾーンや屋上でのビアガーデン、モルック体験を実施した。また、清田地区商工振興会と連携し、モルックの大会を開催した。
	音楽イベント「きよフェス」開催事業	きよフェスでは5組のアーティストによる音楽ライブ等を行い「きよたマルシェ」と同日開催とした。
	スポーツ振興事業	区内の競技団体や清田区スポーツネット、札幌国際大学と連携し、各競技の大会や体験会、子ども向けのスポーツ体験イベント「Fun×Fan Sports inきよた」を開催した。
区内外への情報発信	自然ふれあいまちづくり事業	区の地域資源である豊かな自然を活用した事業として、地元企業と共催にてネイチャーツアーを実施した。また、JAさっぽろの協力を得ながら地元農家で収穫体験を実施した。
	KIYOTA SWEETS推進事業	スイーツを通じて区の魅力を発信し地域の活性化を図るため、区内菓子店と協力して設立した「きよたスイーツ推進協議会」を中心に、「きよたスイーツスタンプラリー」をデジタルと併用して実施したほか、区内外のイベントでの出展・PR等を行った。
多様な地域活動と交流の促進	子どもまちづくり事業	区に対する愛着やまちづくりに参加する意識を持ってもらうため、おしごと体験型イベントの開催や区に関する歴史や自然環境等を内容とする検定を実施した。
	清田区災害時助け合い活動支援事業	地域における自主的な取組推進を図り、かつ災害発生時の住民同士の支え合い活動を推進するため、出前講座の実施・清田区防災訓練において災害時支え合いハンドブックを配布するなど普及啓発を行ったほか、「清田区災害時助け合い活動研修会」の実施や、各地域で抱える課題に応じた名簿活用等の働きかけなど、地域の実情に応じた取組の支援を行った。
	安全安心まちづくり事業	防犯意識の向上を図るため、児童を対象とした「安全教室」を実施したほか、児童の交通安全対策のため、スクールゾーン等通学路内の歩道部分上に貼るストップマークステッカーを作成し、各学校に配布。デジタルサイネージを活用し、清田区の情勢を踏まえた防犯情報の発信を行った。また、防犯意識の啓発や地域防犯活動の活性化を目的に各種啓発活動を実施した。
	環境にやさしいまちづくり事業	「アダプト・プログラム制度」には区内22団体（令和7年4月）が参加し、地域と行政の協働による環境美化活動を推進したほか、旧道の環境保全関連事業を実施した。
子育て世帯、高齢者の取組充実	単身高齢者へのカレンダー配布事業	緊急連絡先や福祉の相談窓口等を掲載し、区内の風景や地域行事の写真をデザインに利用したカレンダーを制作。民生委員・児童委員等を通じて一人暮らしの高齢者等に配布した。
	安全・安心な食のまち・きよた推進事業	食の安全・安心に関する啓発活動を行うとともに、区役所庁舎内において「食の安全・安心クイズラリー」を実施し、区民の啓発に努めた。
まちづくりセンターを活用したまちづくり	北野まちづくりセンター	みどりのカーテンや花苗等の緑化、ペレットストーブの活用により環境負荷の低減と環境美化に関する取組の支援を継続した。
	清田中央まちづくりセンター	災害時対応強化として防災資材の充実を図るとともに、各種事業や研修実施を支援するために環境整備を進めた。
	平岡まちづくりセンター	町連や各福祉団体の啓発事業と連携した交通安全や子育て関係の啓発事業を効果的に行った。
	清田まちづくりセンター	地域の諸団体と連携し、「きよたまちの灯り」等への支援を行ったほか、環境美化活動として清掃活動や、不法投棄の注意喚起のための活動を行った。
	里塚・美しが丘まちづくりセンター	防災意識の向上を図るため、町連秋まつり、防災訓練や避難所運営研修等で防災啓発品を配布した。

南 区～未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業～

	事業名	事業内容
まちづくりセンター協働	まちづくりセンター協働事業	地域力の向上を図るため、地域のまちづくり活動を、まちづくりセンターが中心となって支援・展開した。
わがまち地域活性化	みなみ区・災害に強いまちづくり事業	連合町内会等が行う防災訓練や防災研修会等に対して、講師派遣等の開催支援を行い、地域防災力の向上を図った。
	南区ガイド	「南区ガイド」を10,000部作成し、区内各所で配布した。
	まちづくり推進事業	インターネット環境を整備し、まちづくりに関する情報収集力及び情報発信力を高め、まちづくり活動を推進するため必要な環境の整備を進めた。
	南区地域ふれあい事業	地域力の向上や地域のコミュニティづくりの進展が期待される事業に対して助成金を交付した。
	学生が主体的に取り組むまちづくり活動への助成事業	学生団体の自主的なまちづくり活動が継続的に行われるための支援として、南区の「魅力」を様々な方法で発信することを目的とする事業に対して助成金を交付した。
	地域資源を活用した南区の魅力PR事業	札幌市立大学学生のデザインによる南区の魅力PR用啓発品を作成したほか、「アートのみち」をPRするため、市内を走行する路線バスにアート装飾を施した。
	地域の芸術・文化活動を通じた南区まちづくり事業	地域と連携したアートプロジェクトの企画運営や地元アーティストの活動紹介、南区アートシーズンの実施など、アートを通じたまちづくりの推進に資する事業を実施した。
	南区子ども交流事業	子どもたちが他地域との交流を通じて新たな友情・協調性・社会性を養うため、子どもの居場所づくり南区「遊びの広場」など関係団体の活動を支援した。
	スポーツ振興事業	地域におけるスポーツ振興を図るため、各種スポーツ大会の支援などを行った。
	レクリエーションスポーツ振興事業	生涯スポーツ社会を推進するため、誰もが楽しめるレクリエーションスポーツの普及と、レクリエーションスポーツ用具の貸出等を実施した。
	男女共同参画事業	男女の人権が十分尊重され、豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現のためパネル展等を実施した。
	高齢者教室事業	高齢者の生涯学習や地域活動参加のきっかけづくりとして、各種講座を開催した。
	高齢者世帯見守り活動推進事業	民生委員の活動に関する町内会への出前講座の実施や区役所内での動画広告の放映に加え、お祭りなど地域住民が多く集まるイベントにおいてノベルティグッズの配布を行い、民生委員活動の周知を図った。
	地域資源を活用したウォーキング推進事業	南区内の豊かな自然や地域の名所を楽しみながら歩く「ウォーキング大会」を、南区内の地域活動グループや大学と連携し、開催した。
区民協議会特別推進	シーニックバイウェイとの連携事業	当該団体が取り組むまちづくり活動の支援及び関係団体間の連絡調整や、当該団体の取組及び南区の魅力に関する情報発信を行った。
地域ネットワーク促進	花による南区イメージアップ事業	区内各所を花で彩ることで南区の魅力を向上させるため、地域住民及び中学生による地下鉄真駒内駅周辺の花植え活動や、区の花であるコスモスの種付き啓発品の配布を行った。
	まちづくり活動スタートアップ支援事業	地域の特性を生かしたまちづくり活動や地域課題の解決に向けて活動している団体の事業に対して助成金を交付し、まちづくりの活性化を図った。
	みなみ区魅力発信事業	地域資源を活用して南区の魅力発信や賑わいの創出を図る事業に対して助成金を交付した。

西 区～未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業～

	事業名	事業内容
まちづくりセンター協働事業	まちセン地域サポート事業	区内8か所のまちづくりセンターが、住民とともに地域の魅力や課題を踏まえた独自事業を企画・実施し、地域力の向上を図った。
わがまち・地域活性化事業	西区文化フェスタ	区内の複数施設において、コンサートやダンス、演劇等の多様なジャンルの公演を計12公演実施。区民が気軽に文化芸術に触れることができる機会を提供し、区民の文化意識向上を図った。
	コトニジャズ・コトニクラシック	地下鉄琴似駅や区内の身近な場所を会場に、ジャズやクラシックのコンサートを開催。区民が気軽に本格的なジャズやクラシックに触れられる機会を提供し、区民の文化意識向上を図った。
	にしく♪ちびっこミュージックプロムナード	子ども向けの楽曲によるクラシックコンサートを開催。未就学児とその保護者に本格的な演奏に触れる機会を提供し、文化芸術意識の醸成を図った。
	こども・あーと・にしく	子どもたちが思い思いの絵やスタンプを押し、自分だけのふろしきを作るワークショップを開催。子どもたちが楽しみながら芸術に親しむことのできる機会を提供し、文化意識向上を図った。
	冬季のにぎわい創出事業	西区内の各地域で行われるアイスクャンドル事業のPRや区役所周辺のキャンドル設置等を行い、冬期間の街並みの景観向上と地域住民の交流促進を図った。
	地域の防災力向上事業	地域住民を対象に避難所を開設するために必要な手順を体験する訓練や、地域の自主防災組織を対象に、防災資機材の取扱や応急手当を学ぶ研修等を実施し、地域防災力の強化を図った。
	西区まちづくり活動助成事業	地域住民の主体的なまちづくり活動の促進や地域コミュニティの形成に効果のある事業に対し助成金の交付を行い、住民相互の連帯感の醸成や区民意識の高揚を図った。
	琴似発寒川環境保全推進事業	琴似発寒川河畔において、地域主体の一斉清掃を行い、環境意識の高揚等を図った。また、河川敷の維持管理のため必要な除草や剪定作業等を行った。
	地域と連携した食を通じた健康づくり事業	野菜を使ったレシピコンテストの実施や、野菜摂取啓発リーフレットを作成したほか、働く世代向けの減塩教室を開催し、区民が日常的に「野菜摂取」や「減塩」等が実践できるような環境づくりを進めた。
区民協議会特別推進事業	西区環境まちづくり協議会支援事業	川や公園での自然体験を通して環境について学ぶ「エコキッズ・プログラム」「西区コドモ自然学校」や、楽しみながら環境について学ぶ「西区こども環境広場」など、西区の区民協議会である「西区環境まちづくり協議会」が実施している様々な環境活動の支援を通じて、西区民の自主的かつ継続的な環境活動の推進を図った。
	西区アダプト・プログラム	町内会や企業等の団体が行う環境美化活動（道路や公園の清掃、冬の砂まき等）に対して、清掃用具の提供や傷害保険の加入等の活動支援を行い、市民と行政との協働による環境美化活動を推進した（令和7年度は新たに2団体が加わり、合計60団体となった）。
地域ネットワーク促進事業	子どもの見守り活動支援及び子どもへの交通安全啓発事業	地域の自主防犯組織等による子どもの見守り活動の支援や、交通安全の啓発のため安全確認が必要な道路や交差点の道路上に貼付するストップマークを作成・配布を行い、地域の安全・安心なまちづくりを推進した。
	西区SDGs普及啓発事業	「西区SDGsフォトコンテスト」を開催したほか、区内の企業や団体と連携し、工場見学会やスボGOMI大会を実施し、SDGsに関する情報発信や普及啓発、関連団体とのパートナーシップの形成を図った。

手稲区～未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業～

	事業名	事業内容
まちづくりセンター協働事業	自治の拠点「まちづくりセンター」を通じた地域まちづくり支援	区内7か所のまちづくりセンターを中心に、まちづくり協議会など地域との協働により、地域課題解決のきっかけづくりを行った。 また各まちづくりセンターごとに、各地区の活動や出来事を紹介する情報誌を14,820部発行。併せて区ホームページにも掲載した。
わがまち・地域活性化事業	サービスアップ推進事業	庁舎内情報をわかりやすく掲載した目的別案内リーフレットを、来庁者へ配布した。
	犯罪のない安全・安心なまちづくり事業	手稲警察署、手稲消防署等と協力して、地域の防犯防火活動者向けの研修会を実施し、地域で実践される活動が充実するよう支援を図った。 また、防犯・見守り活動への支援として、安全・安心見守りネットワーク参加事業者の営業車両等に貼付する、手稲区キャラクター「ていぬ」を活用したマグネットステッカー等を作成し配布した。
	交通事故のない安全・安心なまちづくり事業	子どもたちへの交通安全を啓発するため、手稲区キャラクター「ていぬ」を活用した「道路路面用ストップマークステッカー」を作成。各小学校に設置されているスクールゾーン実行委員会に依頼し、小学生・保護者等にスクールゾーン地域内の通学路における歩道部分に貼ってもらった。
	小学生の夢・10年後の手稲のまち事業	区内全小学4年生から「10年後の手稲のまち」をテーマとした絵を募集し、アイディア作品賞について表彰を実施した。
	高齢者教室「手稲区稲苑大学」の運営	高齢者が積極的に教養を高め、生きがいと潤いのある生活を目指す意欲を向上させるとともに、共に学ぶ仲間との交流を深めるため、一般教養をはじめ福祉やまちづくりなど多岐にわたる分野の講座等を実施した。
	北海道科学大学との連携事業	北海道科学大学・手稲区連合町内会連絡協議会・手稲区で締結した「地域包括連携協定」と「防災連携協定」に基づき、様々な事業において連携し、人的・知的資源などの相互活用を図った。
	小樽市・石狩市・手稲区交流事業	交通安全街頭啓発、「あいくる」や「石狩さけまつり」での観光プロモーションイベント、小学生バドミントン大会等を実施するなど、両市との連携の強化を図った。
	「手稲区ガイド」の発行	手稲区ほぼ全域の地図と区内の公共施設や区の概要など身近な情報を記載した「手稲区ガイド」を7,500部作成し、区内各所で配布した。
	広報媒体多様化による区の情報発信機能強化事業	「地域活動の活性化」及び「安全・安心なまちづくり」を推進するため、地域住民に慣れ親しまれているコミュニティ放送を活用し、地域に密着した情報を発信した。
	手稲区スポーツ・レクリエーション祭	区内のスポーツ関係団体及び関係機関と連携し、手稲区体育館において6月と9月にスポーツイベントを開催した。
	スポーツ普及促進事業	手稲区スポーツ推進委員会の運営及び活動支援をはじめ、関係団体及び関係機関と連携して各種スポーツイベント等を支援し、手稲区内のスポーツ振興を進めた。また、水再生プラザパークゴルフ場の管理を行った。
	冬の手稲山魅力再発見事業（手稲区親子スキー教室）	スキー学習を控えたスキー未経験・初心者的小学1年生とその保護者を対象に、子どもにはスキー教室、保護者には指導方法等の講習会を実施。参加者にリフト券を配布し、リピーター拡充を図った。
	手稲区災害時要配慮者地域支え合い事業	災害時に自分や家族の力だけでは避難できない要配慮者（高齢の方、障がいのある方、妊産婦など）の避難にかかる地域の自主的な取組を推進するため、取組実践集を作成し、意見交換等を交えた研修会を行った。
	食をととした地域健康づくり事業	朝食習慣の定着を目的とした「朝食レコーディング」や、区内の子育てサロンや地域団体、企業等と連携した食育講座を実施した。 また、区役所内に推定野菜摂取量測定器「ベジチェック」を設置したほか、地域への貸出や地域イベントでの出張測定を行った。
	「ていねさくらマップ」の発行	区内公園等のサクラ名所をまとめた地図「ていねさくらマップ」を作成し、印刷したマップを区役所等で配布するとともに、ホームページにも掲載した。
	地域魅力発信支援事業	手稲区在住者からなる「手稲魅力PRチーム」を組織し、手稲区公式インスタグラム「Spotlight Teine」において、地域住民ならではの発想や視点

		を活かした投稿を行った。
	町内会ブランド力向上事業	町内会の認知度や好感度を高めるとともに、活動への興味を持ってもらうことを目的とし、町内会活動時に掲示または配布することができる町内会名入りの旗、のぼり及びノベルティ等を制作した。
区民協議会特別推進事業	区民協議会「ていねっていいね！区民の集い」支援事業	6月に総会、3月に北海道科学大学の道尾准教授及びとくダネ手稲代表梁川氏を講師に招き、手稲の賑わいづくりに関する講演会を実施した。
	ていね活用事業	区民の手稲区へのふるさと意識の醸成・愛着向上のため、区内の小学新一年生に「ていねノート」を配布したほか、手稲区総合庁舎2階連絡通路にていねステッカーの貼付けやベンチカバーを設置した。また、砂箱にていねのステッカーを貼付けした。
	ていねの部屋事業	手稲区マスコットキャラクター「ていね」を活用した区の魅力発信を「ていねく情報・文化発信コーナー（ていねの部屋）」で行い、来庁者に対する手稲区への愛着意識の向上を図った。
地域ネットワーク促進枠	手稲区地域防災事業者ネットワーク構築事業	防災に関する共通課題等について、内外部からの講演や事業者による実災害対応の講話や情報提供により、事業者間の連携を強化していくとともに、「ていねっていいね！区民の集い」とも情報共有を図りながら、防災への備えを共有した。
	地域交流行事支援事業	「ていね夏あかり」をはじめとした地域の交流事業に対して、企画・運営面の支援を行った。

Ⅵ 区関係諸統計

１．窓口事務量

(1) 届出事務件数 (単位:件)

			市 計	中央区	北 区		東 区
					区役所	出張所	
届出							
住民基本台帳			464,331	75,652	60,340	3,058	61,714
転入届	市外		55,290	10,628	7,634	790	6,706
	(特例)		21,169	3,600	2,415	348	2,982
	(オンライン)		10,800	2,635	1,873	16	1,186
	市内		20	3	4	0	0
区間異動届			40,582	6,501	4,324	481	5,698
転居届			37,343	6,888	4,331	886	5,633
転出届	市外		42,917	7,707	5,662	684	4,797
	(特例)		12,279	1,716	1,294	243	1,695
	(オンライン)		14,688	3,254	2,423	-	1,812
	市内		11	0	0	0	0
変更届			10,980	1,514	1,356	207	1,559
旧氏	記載		207	28	22	3	28
	変更		190	0	0	0	0
	削除		25	2	5	1	4
職権	記載		9,646	1,282	1,373	6	1,461
	消除		24,075	2,901	3,336	0	3,100
その他の職権修正	戸籍照合等		37,719	5,595	4,698		5,488
	区画整理等		2	0	0		0
	法務省通知		11,849	2,379	2,048		1,347
違反通知	法47-2(交付)		1	0	0	0	0
	法51(閲覧)		2	0	1		0
法	53-1		1	0	0		0
	53-2		18	0	8		3
実態調査	文書調査		29	0	9		2
	外勤調査		23	0	2		2
戸籍附票	記録・修正入力		100,418	16,298	13,227		13,269
	記載・修正		76	17	12		0
	作成		42,344	6,729	5,267		5,600
	消除		50,563	7,180	7,021		7,017
戸籍			231,899	33,350	28,412	1,834	30,499
各 種 届 出	本籍人		75,261	11,082	8,855	746	10,224
	非本籍人		22,688	3,405	2,347	440	2,679
新戸籍編製			15,003	2,595	1,750		1,923
戸籍再製			4	0	0		0
戸籍全部消除			14,574	2,429	1,966		1,993
違反通知			28	0	23		0
身分調書及び身上調書作成			17,609	2,619	2,349		2,486
犯罪人に関する通知書作成			5,374	768	818		752
人口動態調査票の作成等			47,344	6,188	6,266		6,217
埋火葬許可証の発行			24,792	2,714	2,733	648	3,088
相続税法58条による通知			389	0	0		0
家事審判通知書の処理			476	71	61		66
後見登記に関する通知の処理			596	79	175		52
在外選挙人通知書の処理			416	63	75		33
破産通知の処理			10	1	0		0
戸籍届出本人確認事務連絡発送			7,335	1,336	994		986

令和7年度

白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区		西 区	手稲区	証明郵送 センター
				区役所	出張所			
52,647	24,641	60,578	19,010	29,699	286	48,553	25,981	2,172
6,255	2,791	7,765	1,656	3,150	123	5,196	2,596	
2,436	1,108	3,081	727	1,057	16	2,421	978	
1,347	501	1,625	151	344	4	760	358	
0	1	1	0	0	0	1	10	
5,392	1,695	6,604	1,342	2,328	11	4,405	1,801	
4,427	1,484	4,852	891	1,962	54	4,168	1,767	
4,058	2,355	5,234	1,489	2,655	87	3,984	2,033	2,172
1,064	1,021	1,657	586	645	4	1,277	715	362
1,331	620	2,002	411	673	—	1,558	604	—
0	0	10	0	1	0	0	0	0
1,302	572	1,494	489	660	10	1,231	586	
10	21	45	9	7	0	27	7	
181	7	0	0	2	0	0	0	
1	1	4	0	2	0	2	3	
1,058	493	1,302	382	521	1	1,218	549	
2,344	1,593	2,667	1,453	2,141	0	2,611	1,929	
3,729	1,914	5,777	1,740	2,512		4,061	2,205	
0	1	0	0	0		1	0	
1,609	530	1,441	364	741		769	621	
0	1	0	0	0	0	0	0	
0	1	0	0	0		0	0	
0	1	0	0	0		0	0	
0	5	0	0	2		0	0	
0	8	0	0	9		0	1	
2	1	0	12	0		0	4	
11,528	5,870	11,821	4,660	6,943		10,767	6,035	
2	0	1	0	4		40	0	
4,841	2,368	5,591	2,110	2,446		4,720	2,672	
5,908	2,928	5,969	2,413	3,613		5,352	3,162	
27,760	13,255	28,872	11,441	15,559	5	24,662	16,250	—
8,666	4,241	9,338	3,614	5,053	3	8,077	5,362	
2,942	1,384	2,912	1,214	1,357	1	2,332	1,675	
1,727	851	2,017	686	897		1,632	925	
1	0	1	0	0		1	1	
1,686	762	1,814	557	983		1,562	822	
1	0	4	0	0		0	0	
2,048	1,025	2,082	1,031	1,341		1,714	914	
696	215	794	181	326		544	280	
5,886	2,724	6,055	2,314	3,111		5,280	3,303	
2,983	1,631	2,782	1,532	1,955	1	2,629	2,096	
0	0	0	0	0		0	389	
48	20	74	23	42		38	33	
94	23	47	21	47		38	20	
42	23	54	21	41		34	30	
2	0	0	1	2		3	1	
938	356	898	246	404		778	399	

(単位:件)

	市 計	中央区	北 区		東 区	白石区
			区役所	出張所		
マイナンバー	789,377	84,853	101,043	2,341	91,499	82,948
個人番号カード 交付・再交付	258,158	29,186	34,404		28,780	27,068
国外交付(内数)	73	0	12		6	16
国外引き渡し(内数)	7	0	0		3	0
表面記載事項変更	93,065	8,418	10,858	924	12,374	10,627
継続利用	43,868	4,428	5,454	248	5,189	5,006
国外転出(内数)	457	64	63	－	15	23
国外転入(内数)	105	0	18	1	1	0
取りやめ(内数)	1	0	0	－	0	0
一時停止	0	0	0	0	0	0
一時停止解除	2,322	324	169	20	278	239
暗証番号変更	88	0	0	－	5	7
暗証番号再設定	59,660	6,696	5,371	946	6,677	6,473
廃止	87,306	9,181	10,631	1	9,365	7,521
返納	152,794	17,210	22,504	0	17,691	15,291
特急発行	14,817	1,554	2,080	202	2,235	1,662
通知カード 紛失	43,298	4,639	5,090	0	6,226	4,081
返納	33,967	3,217	4,477	0	2,672	4,968
個人番号変更 申請	34	0	5	0	7	5
職権	0	0	0	－	0	0
電子証明書	1,274,491	142,737	153,500	9,627	139,215	127,034
署名用 新規発行	361,761	42,542	46,211	1,621	39,700	38,054
更新	204,838	19,922	24,180	2,309	23,491	18,908
失効	3,169	324	845	18	447	112
パスワード変更	62	0	0	－	6	4
パスワード初期化	112,414	12,672	10,363	1,627	9,910	12,849
引き渡し	2	0	0	－	0	0
利用者証明用 新規発行	305,328	39,269	40,900	682	32,050	29,579
更新	224,247	20,988	25,320	2,414	26,783	21,120
失効	2,482	324	323	18	287	165
パスワード変更	65	0	0	－	5	6
パスワード初期化	60,111	6,696	5,358	938	6,536	6,237
引き渡し	12	0	0	－	0	0
×						
印鑑	56,117	8,317	5,708	1,822	7,267	6,747
登 録 申 請	56,117	8,317	5,708	1,822	7,267	6,747
その他	427,103	389	10,971	0	11,268	87
テレホンサービス受付	349	6	2		2	2
FAX送信件数 大通	442	210	25		40	52
区役所	167	64	19	0	7	22
出張所	148	1	39		0	0
即日交付まちセン	27,275	0	10,862		11,208	0
証明郵送センター	140	62	24		11	11
文書による諸証明の請求	398,582	46	0		0	0
台帳なし	14,061	1,776	785	41	173	642
区窓口請求分	4,163	1,775	536	41	166	639
FAXによる請求 大通	3	1	0	0	2	0
区役所	8	0	4		3	1
出張所	2	0	0	0	2	0
即日交付まちセン	295	0	240		0	0
証明郵送センター	8	0	5		0	2
文書による諸証明の請求	9,582	0	0		0	0

※ マイナンバーカードセンターの列の件数には、第二センター分を含む。

厚別区	豊平区	清田区	南 区		西 区	手稲区	マイナンバー カードセンター (※)	証明郵送 センター
			区役所	出張所				
46,691	89,251	39,437	50,635	0	86,991	51,713	61,975	-
16,304	27,591	13,919	17,129		27,078	17,680	19,019	
9	1	5	23		1	0	0	
0	0	4	0		0	0	0	
4,125	12,347	2,752	4,797		10,012	3,891	11,940	
2,353	6,256	1,320	2,433		4,491	2,012	4,678	
32	87	34	48		47	34	10	
9	30	14	10		17	3	2	
0	1	0	0		0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
110	311	123	160		242	147	199	
0	5	22	14		16	18	1	
3,378	5,457	3,185	3,880		8,687	4,080	4,830	
6,419	10,052	5,691	7,234	0	9,606	7,271	4,334	
9,022	17,179	8,087	9,681	0	17,389	11,041	7,699	
544	2,014	591	922		1,503	972	538	
3,140	5,183	1,825	2,800	0	4,771	2,031	3,512	
1,294	2,855	1,919	1,584	0	3,191	2,565	5,225	
2	1	3	1	0	5	5	0	
0	0	0	0		0	0	0	
80,118	138,403	68,935	81,362	-	141,052	82,096	110,412	-
21,484	42,691	16,097	22,439		37,572	20,180	33,170	
14,205	21,862	13,591	12,506		22,171	13,496	18,197	
127	327	224	141		236	181	187	
0	4	9	12		11	16	0	
6,903	12,210	5,678	7,212		16,126	6,600	10,264	
0	0	2	0		0	0	0	
17,398	31,748	15,997	20,545		31,676	21,096	24,388	
16,169	23,690	13,886	14,461		23,999	16,317	19,100	
148	342	198	164		237	102	174	
0	6	11	6		13	18	0	
3,684	5,523	3,230	3,876		9,011	4,090	4,932	
0	0	12	0		0	0	0	
3,334	7,390	2,371	3,340	34	6,347	3,440	-	-
3,334	7,390	2,371	3,340	34	6,347	3,440		
167	3,193	208	2,246	0	46	188	-	398,340
150	13	1	1		0	172	-	
6	73	4	6		23	3	-	
6	21	3	6	0	11	8	-	
0	2	0	105		1	0	-	
0	3,078	1	2,126		0	0	-	
5	6	3	2		11	5	-	
0	0	196	0		0	0	-	398,340
127	277	169	141	0	242	106	-	9,582
127	277	169	86	0	242	105	-	
0	0	0	0	0	0	0	-	
0	0	0	0		0	0	-	
0	0	0	0	0	0	0	-	
0	0	0	55		0	0	-	
0	0	0	0		0	1	-	
0	0	0	0		0	0	-	9,582

(2) 証明事務件数 (単位: 通)

種 別	市 計	大通平日	大通土日	証明郵送 センター	コンビニ 交付(※)	区 計			中央区
						合 計	区役所	出張所	
合 計	2,146,813	178,086	29,250	407,497	640,020	891,960	847,310	44,650	84,223
証明閲覧(休日を除	1,562,857	120,306	22,983	233,992	562,343	623,233	592,735	30,498	59,290
印鑑登録証明	440,887	23,574	5,837		220,413	191,063	179,995	11,068	18,299
住民票の写し	928,383	79,172	15,252	134,618	334,355	364,986	347,544	17,442	32,440
広域交付住民票	1,550	617	—			933	912	21	162
住民票記載事項証明	13,739	1,906	518	49		11,266	10,818	448	817
住民票の閲覧	23,193					23,193	23,193	—	4,343
身分証明	18,642	3,759	309	2,758		11,816	10,978	838	1,081
戸籍附票の写し	133,068	10,597	872	95,501	7,575	18,523	17,877	646	2,030
その他の証明	3,395	681	195	1,066		1,453	1,418	35	118
証明閲覧(休日)	0	—	—	—	—	0	0	—	0
印鑑登録証明	0	—	—	—	—	0	0	—	0
住民票の写し	0	—	—	—	—	0	0	—	0
戸 籍	574,906	57,780	6,267	173,505	77,677	259,677	248,319	11,358	24,645
戸籍謄本	261,688	24,414	3,561	70,698	58,558	104,457	99,991	4,466	9,654
広域交付戸籍謄本	30,770	5,358	41	2,558	—	22,813	21,931	882	3,348
戸籍抄本	37,771	1,951	406	1,999	19,119	14,296	13,711	585	933
除(改)籍謄本	162,975	17,113	1,480	91,021	—	53,361	50,952	2,409	5,055
広域交付除(改)籍謄本	74,283	8,380	757	6,598	—	58,548	55,599	2,949	4,871
除(改)籍抄本	1,210	144	13	461	—	592	573	19	53
戸籍記載事項証明	25	0	0	1	—	24	23	1	2
届書記載事項証明	469	9	0	79	—	381	376	5	75
受理証明	5,168	381	6	84	—	4,697	4,663	34	594
受理証明(賞状)	265	24	0	4	—	237	235	2	30
除籍記載事項証明	0	0	0	0	—	0	0	0	0
戸籍一部事項証明	77	6	3	1	—	67	64	3	3
除籍一部事項証明	3	0	0	0	—	3	3	0	0
戸籍符号通知	101	0	0	0	—	101	98	3	9
除籍符号通知	0	0	0	0	—	0	0	0	0
届出内容証明	101	0	0	1	—	100	100	0	18
届出内容閲覧	0	0	0	0	—	0	0	0	0
自動車臨時運行許可	9,050				—	9,050	6,256	2,794	288

※ コンビニ交付における印鑑登録証明書の交付件数には、オンライン申請分(30件)を含む。

※ コンビニ交付における住民票の写しの交付件数には、オンライン申請分(99件)を含む。

※ コンビニ交付における戸籍の附票の写しには、オンライン申請分(62件)を含む。

※ コンビニ交付における戸籍謄本の交付件数には、オンライン申請分(88件)を含む。

※ コンビニ交付における戸籍抄本の交付件数には、オンライン申請分(25件)を含む。

北 区		東 区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区		西 区	手稲区
区役所	出張所						区役所	出張所		
103,296	43,874	111,572	95,182	66,385	99,667	58,257	66,415	776	95,156	67,157
73,516	29,898	80,279	68,379	43,871	72,156	39,467	44,054	600	65,805	45,918
21,567	10,895	24,230	19,598	13,752	20,387	13,761	14,696	173	18,999	14,706
43,602	17,047	47,420	42,206	25,413	44,030	21,746	25,940	395	38,050	26,697
118	17	103	78	64	84	53	60	4	71	119
1,310	446	1,505	1,183	991	1,324	731	726	2	1,305	926
3,082		2,933	2,179	1,156	2,635	1,143	467		4,194	1,061
1,365	835	1,746	1,259	833	1,187	827	730	3	1,150	800
2,300	637	2,148	1,756	1,563	2,368	1,113	1,307	9	1,836	1,456
172	21	194	120	99	141	93	128	14	200	153
0	—	0	0	0	0	0	0	—	0	0
0	—	0	0	0	0	0	0	—	0	0
0	—	0	0	0	0	0	0	—	0	0
29,251	11,254	30,720	26,072	21,898	27,066	17,661	21,677	104	28,925	20,404
11,742	4,412	12,448	10,485	8,763	11,201	7,346	8,830	54	10,855	8,667
2,481	877	2,651	2,764	1,642	2,632	1,052	1,431	5	2,458	1,472
1,752	581	2,047	1,243	1,419	1,306	1,235	1,143	4	1,376	1,257
5,723	2,382	6,231	5,269	4,487	5,620	3,529	4,880	27	6,226	3,932
6,734	2,941	6,287	5,570	5,288	5,653	4,255	5,056	8	7,250	4,635
58	13	54	49	32	60	53	58	6	71	85
5	1	4	4	2	2	0	0	0	4	0
43	5	57	63	9	32	28	29	0	24	16
655	34	863	573	217	492	129	224	0	621	295
27	2	61	22	8	47	2	7	0	14	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	3	9	8	12	7	6	3	0	1	12
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
9	3	3	9	16	7	16	6	0	15	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	0	5	13	3	7	10	10	0	7	8
0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	×									
529	2,722	573	731	616	445	1,129	684	72	426	835

(3) 戸籍届出事件別件数(単位:件)

市計					中央区				北区			
	届出		送付	合計	届出		送付	合計	届出		送付	合計
	本籍	非本			本籍	非本			本籍	非本		
合 計	47,900	22,653	37,763	108,316	6,560	3,094	6,584	16,238	6,291	2,821	4,916	14,028
1 出生	5,056	4,708	4,734	14,498	641	642	844	2,127	671	681	537	1,889
2 国籍留保	16	0	129	145	5	0	23	28	2	0	22	24
3 認知	121	48	153	322	18	14	25	57	13	8	10	31
4 養子縁組	529	168	576	1,273	70	22	90	182	88	26	71	185
5 養子離縁	256	73	201	530	26	16	39	81	42	13	31	86
6 73-2等	30	8	30	68	3	2	4	9	1	2	7	10
7 婚姻	6,362	2,637	11,955	20,954	1,101	657	1,515	3,273	791	281	1,672	2,744
8 離婚	2,701	829	2,569	6,099	353	134	466	953	395	133	291	819
9 77-2等	1,490	359	1,111	2,960	170	50	211	431	236	60	125	421
10 親族・後見	90	20	37	147	13	2	9	24	27	4	2	33
11 死亡	12,254	12,330	9,480	34,064	1,212	1,323	2,269	4,804	1,856	1,423	1,246	4,525
12 失踪	12	15	8	35	5	4	3	12	0	0	1	1
13 復氏	18	3	12	33	4	0	5	9	3	0	0	3
14 姻族終了	35	22	26	83	3	4	5	12	5	3	5	13
15 相続人廃除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 入籍	1,720	390	1,458	3,568	161	64	242	467	260	49	197	506
17 分籍	528	86	379	993	141	13	86	240	44	6	46	96
18 国籍取得	5	1	0	6	1	0	0	1	0	0	0	0
19 帰化	36	4	5	45	8	0	0	8	1	2	2	5
20 国籍喪失	8	1	17	26	1	1	7	9	1	0	2	3
21 国籍選択	14	12	14	40	2	2	2	6	3	5	2	10
22 外国籍喪失	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
23 氏変更	156	102	104	362	34	21	28	83	27	8	7	42
24 名変更	39	40	36	115	8	10	5	23	7	8	4	19
25 転籍	5,570	200	4,026	9,796	850	33	573	1,456	586	24	549	1,159
26 就籍	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
27 訂正・更正	835	3	18	856	162	0	0	162	104	2	5	111
28 追完	2	8	1	11	2	1	0	3	0	3	0	3
29 その他	6	4	78	88	0	1	7	8	5	3	13	21
30 不受理	249	220	237	706	47	37	39	123	33	29	25	87
31 氏の振り仮名	3,151	148	135	3,434	504	16	33	553	337	20	17	374
32 名の振り仮名	6,609	214	234	7,057	1,015	25	54	1,094	752	28	27	807

豊平区					清田区				南区			
	届出		送付	合計	届出		送付	合計	届出		送付	合計
	本籍	非本			本籍	非本			本籍	非本		
合 計	5,944	2,944	4,611	13,499	2,304	1,243	1,830	5,377	3,369	1,376	2,446	7,191
1 出生	693	579	673	1,945	216	194	234	644	261	266	239	766
2 国籍留保	1	0	18	19	1	0	11	12	2	0	11	13
3 認知	14	7	25	46	9	1	10	20	5	3	9	17
4 養子縁組	61	25	77	163	38	7	31	76	31	14	31	76
5 養子離縁	23	7	21	51	15	7	5	27	27	2	18	47
6 73-2等	3	0	3	6	3	2	0	5	3	0	2	5
7 婚姻	939	385	1,324	2,648	152	54	758	964	268	62	937	1,267
8 離婚	322	97	340	759	117	30	132	279	209	56	141	406
9 77-2等	170	39	156	365	69	14	54	137	112	24	62	198
10 親族・後見	7	1	6	14	0	2	4	6	7	2	1	10
11 死亡	1,365	1,632	1,132	4,129	667	856	273	1,796	1,086	868	594	2,548
12 失踪	0	0	0	0	0	2	0	2	2	2	1	5
13 復氏	1	0	2	3	1	0	1	2	1	1	0	2
14 姻族終了	4	4	2	10	2	0	2	4	5	2	3	10
15 相続人廃除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 入籍	174	55	179	408	116	16	76	208	133	18	98	249
17 分籍	70	17	47	134	10	1	24	35	24	3	25	52
18 国籍取得	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
19 帰化	6	0	0	6	1	0	0	1	0	0	0	0
20 国籍喪失	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	1	2
21 国籍選択	1	1	3	5	4	1	1	6	0	0	0	0
22 外国籍喪失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 氏変更	17	14	14	45	6	2	8	16	9	9	6	24
24 名変更	4	5	5	14	2	0	2	4	2	0	2	4
25 転籍	716	20	522	1,258	316	9	167	492	365	12	221	598
26 就籍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 訂正・更正	113	1	4	118	40	0	0	40	56	0	2	58
28 追完	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	3
29 その他	0	0	8	8	0	0	3	3	0	0	6	6
30 不受理	24	22	47	93	17	16	15	48	19	12	15	46
31 氏の振り仮名	377	15	0	392	156	8	8	172	257	8	9	274
32 名の振り仮名	838	17	2	857	345	21	11	377	484	9	12	505

東区				白石区				厚別区			
届	出	送	合	届	出	送	合	届	出	送	合
本籍	非本	付	計	本籍	非本	付	計	本籍	非本	付	計
6,579	2,731	4,914	14,224	5,436	2,992	4,317	12,745	2,702	1,404	2,187	6,293
750	653	606	2,009	624	536	541	1,701	225	274	300	799
1	0	14	15	2	0	11	13	0	0	7	7
26	6	18	50	18	1	23	42	4	2	12	18
70	28	102	200	78	15	73	166	19	5	21	45
41	7	26	74	24	11	18	53	15	2	11	28
4	0	5	9	1	2	3	6	5	0	1	6
868	329	1,559	2,756	947	402	1,252	2,601	263	121	857	1,241
393	98	316	807	291	94	326	711	154	40	135	329
240	40	142	422	149	38	144	331	81	26	47	154
5	2	5	12	15	1	5	21	6	2	0	8
1,686	1,368	1,232	4,286	1,266	1,677	1,069	4,012	761	864	386	2,011
2	2	1	5	0	2	1	3	0	0	1	1
1	0	1	2	2	1	2	5	0	0	0	0
4	1	3	8	3	2	2	7	0	1	2	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
295	62	176	533	179	66	183	428	91	15	92	198
67	15	41	123	72	13	32	117	28	3	21	52
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
13	1	2	16	0	1	0	1	0	0	0	0
2	0	2	4	0	0	0	0	0	0	1	1
0	1	2	3	3	0	0	3	0	2	2	4
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
14	11	10	35	17	14	13	44	7	5	4	16
4	6	6	16	3	6	3	12	2	1	1	4
752	23	549	1,324	562	30	541	1,133	351	13	248	612
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
93	0	1	94	104	0	3	107	47	0	0	47
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
1	0	7	8	0	0	11	11	0	0	9	9
35	29	31	95	26	30	24	80	8	8	13	29
390	21	22	433	353	23	13	389	202	5	5	212
822	28	35	885	697	27	24	748	431	15	10	456

西区				手稲区			
届	出	送	合	届	出	送	合
本籍	非本	付	計	本籍	非本	付	計
5,439	2,373	3,872	11,684	3,276	1,675	2,086	7,037
680	563	496	1,739	295	320	264	879
0	0	6	6	2	0	6	8
5	4	10	19	9	2	11	22
42	10	48	100	32	16	32	80
25	7	17	49	18	1	15	34
6	0	3	9	1	0	2	3
750	261	1,230	2,241	283	85	851	1,219
288	93	265	646	179	54	157	390
158	43	108	309	105	25	62	192
3	3	2	8	7	1	3	11
1,351	1,243	945	3,539	1,004	1,076	334	2,414
3	0	0	3	0	3	0	3
3	0	1	4	2	1	0	3
7	4	2	13	2	1	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0
165	29	150	344	146	16	65	227
45	11	40	96	27	4	17	48
0	0	0	0	2	1	0	3
7	0	1	8	0	0	0	0
1	0	1	2	1	0	2	3
1	0	2	3	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
16	10	9	35	9	8	5	22
4	4	4	12	3	0	4	7
608	21	442	1,071	464	15	214	693
0	0	0	0	0	0	0	0
73	0	2	75	43	0	1	44
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	9	9	0	0	5	5
26	26	16	68	14	11	12	37
378	20	18	416	197	12	10	219
794	21	45	860	431	23	14	468

2. 国籍・地域別外国人人口

令和8年3月末日現在

国籍・地域	市 計	中央区	北 区	東 区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区	西 区	手稲区
アフガニスタン	11	-	-	-	6	-	5	-	-	-	-
アルゼンチン	9	-	5	-	1	-	2	-	-	-	1
オーストラリア	181	61	21	18	7	6	33	4	17	11	3
オーストリア	10	4	1	1	1	-	2	-	1	-	-
ベルギー	10	2	4	1	-	-	1	-	1	1	-
ボリビア	6	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ブラジル	91	20	26	9	7	6	7	4	3	8	1
ブルガリア	6	1	1	1	-	-	1	-	-	1	1
ミャンマー	2,109	325	182	247	362	69	280	98	239	197	110
ブータン	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
バルバドス	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
ボツワナ	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	178	12	37	76	15	5	24	5	-	2	2
ブルネイ	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ベラルーシ	4	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-
カンボジア	70	1	5	7	15	3	4	7	17	4	7
カメルーン	6	-	-	4	-	-	1	-	-	1	-
カナダ	145	45	25	4	9	8	12	2	21	17	2
スリランカ	186	22	37	19	19	6	19	10	43	5	6
チリ	14	5	3	1	2	-	-	-	-	2	1
中国	5,864	1,192	1,588	623	327	428	672	224	383	284	143
台湾	930	284	153	69	70	47	105	23	62	56	61
コロンビア	16	5	5	1	1	-	-	-	1	2	1
コンゴ民主共和国	21	-	3	7	-	-	11	-	-	-	-
コスタリカ	2	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
キューバ	7	5	1	-	-	-	-	-	-	1	-
カーボベルデ	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
クロアチア	3	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-
チェコ	5	3	1	-	-	-	-	-	-	-	1
ベナン	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
デンマーク	10	5	2	1	-	-	1	-	-	1	-
ドミニカ共和国	4	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-
エクアドル	7	2	2	-	-	-	2	-	-	-	1
エルサルバドル	4	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-
エチオピア	17	-	7	4	1	-	5	-	-	-	-
エストニア	3	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-
エリトリア	6	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-
フィンランド	21	3	12	1	-	-	2	-	1	2	-
フランス	162	52	42	5	3	5	24	3	8	18	2
フィジー	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ドイツ	78	23	16	9	7	4	8	2	1	7	1
ガーナ	17	-	10	5	-	-	-	-	-	1	1
ギリシャ	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
ギニア	14	1	3	10	-	-	-	-	-	-	-
ガンビア	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
ハイチ	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	5	-	3	1	-	-	-	-	-	1	-
ハンガリー	15	4	6	1	1	-	2	-	1	-	-
インド	303	67	123	41	14	14	26	1	6	9	2
インドネシア	2,589	236	455	408	442	80	243	94	164	331	136
イラン	13	1	7	1	2	1	-	-	-	-	1
イラク	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
アイルランド	13	3	2	-	-	1	3	-	2	2	-
イスラエル	7	-	1	1	2	-	1	-	-	2	-
イタリア	53	18	16	6	5	-	1	1	1	4	1
ジャマイカ	16	4	4	-	1	-	5	-	1	1	-
ヨルダン	9	1	3	2	-	-	3	-	-	-	-
朝鮮	228	41	16	24	25	6	47	44	3	13	9
韓国	2,935	804	407	330	278	96	413	222	138	191	56
ケニア	8	1	3	1	-	-	1	-	-	2	-
キルギス	16	3	5	-	-	-	5	3	-	-	-

カザフスタン	18	3	7	3	-	-	4	-	1	-	-
ラオス	15	1	-	1	2	2	2	5	1	1	-
レバノン	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
リベリア	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
ラトビア	2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
リトアニア	7	2	1	1	-	-	3	-	-	-	-
マダガスカル	7	1	1	5	-	-	-	-	-	-	-
マレーシア	106	19	34	14	14	9	8	2	3	1	2
マリ	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
メキシコ	40	13	8	2	2	-	6	1	6	2	-
モンゴル	167	29	18	40	11	7	28	9	10	11	4
モロッコ	13	2	2	4	2	-	2	-	1	-	-
マラウイ	20	-	6	8	-	-	-	-	6	-	-
モルディブ	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
モーリシャス	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
モザンビーク	2	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
ネパール	1,253	353	135	152	155	39	155	46	79	70	69
オランダ	9	2	5	-	-	-	-	-	-	2	-
ニュージーランド	53	20	7	2	2	3	4	1	7	4	3
ニカラグア	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ナイジェリア	59	4	25	14	6	-	4	-	5	1	-
ノルウェー	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ナミビア	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
パキスタン	120	19	23	31	18	3	12	-	5	8	1
パラグアイ	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2
ペルー	21	2	6	1	3	-	5	-	1	3	-
フィリピン	988	195	163	127	125	65	90	33	58	85	47
ポーランド	31	5	6	6	1	-	5	1	2	3	2
ポルトガル	8	3	3	-	-	-	1	-	1	-	-
バプアニューギニア	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ルーマニア	11	-	2	2	-	1	-	-	4	2	-
ルワンダ	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
ロシア	302	88	48	45	10	7	29	14	23	13	25
サウジアラビア	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	3	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-
シエラレオネ	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
スペイン	30	12	6	4	1	-	5	-	-	1	1
スーダン	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
スウェーデン	15	3	3	-	4	1	1	-	1	1	1
スイス	13	2	5	-	-	2	3	-	1	-	-
シリア	8	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-
シンガポール	51	26	10	2	1	3	2	-	2	5	-
タイ	312	73	75	35	31	13	30	4	20	24	7
タンザニア	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
トリニダード・トバゴ	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
チュニジア	4	1	1	-	-	-	-	2	-	-	-
トルコ	34	7	12	3	3	-	3	-	5	1	-
トンガ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルクメニスタン	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ウガンダ	8	-	2	-	-	-	3	-	3	-	-
南アフリカ共和国	22	4	1	8	3	1	2	-	-	2	1
エジプト	65	-	18	41	-	-	-	-	-	5	1
英国	244	77	39	27	13	7	21	5	27	22	6
米国	884	241	133	70	50	111	111	18	73	54	23
ブルキナファソ	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-
ウクライナ	30	6	2	9	2	-	2	3	2	2	2
ウズベキスタン	40	6	4	5	4	1	13	2	-	5	-
ベトナム	2,720	279	254	389	502	157	118	108	169	335	409
バヌアツ	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-
ザンビア	34	1	17	16	-	-	-	-	-	-	-
ジンバブエ	14	4	-	1	-	-	4	-	4	1	-
無国籍	7	2	1	1	1	-	1	-	1	-	-
アンゴラ	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
アルメニア	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	7	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-
ジョージア	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-
スロベニア	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
セルビア	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
パレスチナ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
南スーダン共和国	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
総 計	24,305	4,800	4,370	3,016	2,595	1,218	2,656	1,004	1,642	1,847	1,157

3. 交通安全関係

(1) 行政区別スクールゾーン設定状況

令和8年3月31日現在

	市 計	中央区	北 区	東 区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区	西 区	手稲区
合 計	326	27	50	43	32	25	37	21	32	32	27
小 学 校	197	16	29	28	20	13	21	15	19	20	16
保 育 園	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
幼 稚 園	73	8	5	8	7	5	6	5	12	11	6
認定こども園	49	2	14	7	5	7	9	1	0	1	3
特別支援学校	5	0	2	0	0	0	0	0	1	0	2

(2) 交通事故発生状況

	市 計	中央区	北 区	東 区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区	西 区	手稲区
発 生 件 数											
令 和 6 年 中	4,419	870	576	613	582	213	435	185	335	365	245
令 和 7 年 中	4,312	790	612	638	592	226	428	174	280	376	196
増 △ 減	△ 107	△ 80	36	25	10	13	△ 7	△ 11	△ 55	11	△ 49
令和7年区別比率(%)	100.0	18.3	14.2	14.8	13.7	5.2	9.9	4.0	6.5	8.7	4.5
死 者											
令 和 6 年 中	18	1	2	2	2	1	3	0	3	2	2
令 和 7 年 中	20	3	2	4	3	4	0	2	0	0	2
増 △ 減	2	2	0	2	1	3	△ 3	2	△ 3	△ 2	0
令和7年区別比率(%)	100.0	15.0	10.0	20.0	15.0	20.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0
傷 者											
令 和 6 年 中	5,179	1,002	705	674	689	250	500	230	430	417	282
令 和 7 年 中	4,995	901	723	691	684	255	496	201	374	436	234
増 △ 減	△ 184	△ 101	18	17	△ 5	5	△ 4	△ 29	△ 56	19	△ 48
令和7年区別比率(%)	100.0	18.0	14.5	13.8	13.7	5.1	9.9	4.0	7.5	8.7	4.7

注) 小数点第2位を四捨五入したため、合計数値とその内訳の累計は一致しない場合がある。

参 考

	発 生 (件)	死 傷 者		
		死 者	傷 者	計
札 幌 市				
令 和 6 年 中	4,419	18	5,179	5,197
令 和 7 年 中	4,312	20	4,995	5,015
増 △ 減	△ 107	2	△ 184	△ 182
増 △ 減 率	△ 2.4	11.1	△ 3.6	△ 3.5
北 海 道				
令 和 6 年 中	8,743	104	10,297	10,401
令 和 7 年 中	8,475	129	9,827	9,956
増 △ 減	△ 268	25	△ 470	△ 445
増 △ 減 率	△ 3.1	24.0	△ 4.6	△ 4.3
全 国				
令 和 6 年 中	290,895	2,663	344,395	347,058
令 和 7 年 中	287,023	2,547	338,508	341,055
増 △ 減	△ 3,872	△ 116	△ 5,887	△ 6,003
増 △ 減 率	△ 1.3	△ 4.4	△ 1.7	△ 1.7

4. その他の区関係諸統計

以下の区関係諸統計については、別途ホームページにおいて掲載。

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/kusei-suishin/toukei/index.html>

- 人口・世帯数
- 市民の声取扱い状況
- 土地利用状況・市税収入状況
- 国民健康保険、国民年金、医療施設・病床数
- 生活保護の状況
- 保育所、児童手当等受給者数、医療助成受給資格者数、身体障害者手帳交付者数
- 児童会館
- 公園緑地
- ごみ・し尿
- 事業所・従事者
- 道路
- 水道・下水道
- 教育

Ⅶ 自治基本条例

1. 概要

本市では、市民がまちづくりの主体であることを明確にし、市民自治によるまちづくりを進めていくために「自治基本条例」を制定した。

条例の検討は平成12年度から始まり、平成15年度からは市民会議を設置し、約2年間で100回を超える会議を開催し検討した。さらにパブリックコメントで市民意見を募集し、市議会での議論を経て、平成18年第3回定例市議会で議決され、平成19年4月より施行した。

条例の基本理念は市民自治であり、「市民参加」「情報共有」を進めるとともに、「身近な地域のまちづくりの支援」を強化し、市民自治が実感できるまち札幌を目指している。

2. 条例制定の背景

これまでのまちづくりは、国の主導の下、全国一律の基準で推進されてきたが、急激な少子・高齢化の進行など、社会経済情勢の変化に伴い多様化する課題に対して、できるだけ住民に近いところで、地域の実情に応じた的確な対応をするために、地方分権が進められているところである。

これに伴って、自治体が独自に判断できる範囲が広がり、地域課題について、自治体自らの責任において決定し、解決に向かってまちづくりを進めていくことが必要となった。また、歴史や文化、自然など地域の特色を生かした個性あるまちづくりを進めることも必要となっている。一方、地域では、自らの力で課題を解決しようとする町内会やボランティア、NPOなどの活動が盛んになってきている。

厳しい行財政状況の中、札幌市として限られた財源でこれらの課題にどのように対応し、何を優先していくのか、市民が納得のいく選択ができるように必要な情報を得られる仕組みや、市民の意見を市政に反映させる仕組みなどが求められている。このような時代の変化に対応した、市民の力をより生かす自治体運営の仕組みとして「自分たちの地域のことは自分たちで考え、話し合い、行動する」市民自治の重要性が高まっている。

こうした背景から、本市では「自治基本条例」を定め、市民、議会、行政それぞれが役割を果たしながら、力を合わせてまちづくりを進めることを明確にしたものである。

3. 札幌市自治基本条例の特徴

条例では「まちづくり」について、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体として幅広く捉えている。（第2条）

人口190万人を超える大都市である本市においては、身近な地域におけるまちづくりが市民自治を進める大切な基盤となるため、まちづくりセンターや区役所を拠点として地域のまちづくりを支援することを明確にしていることが、本市の自治基本条例の特徴である。（第28条～第29条）

4. 条例のポイント

(1) 市民参加（第21条～第24条）

「市民参加の原則」（第5条第1項）に基づき、政策の立案、実施、評価等の各段階で市政への市民参加を進め、市民の意見を適切に反映させるための市の取組について定めている。

参加機会を設ける場合には、実施時期や方法に留意するとともに、関係する市民が参加でき、性別・年齢・障がいの有無等で不当に不利益を受けないよう配慮することを規定している。

また、附属機関等への公募委員制度の導入、重要な政策案についての意見公募（パブリックコメント）制度、青少年や子どもたちがまちづくりに参加できるよう配慮することなどを定めている。

(2) 情報共有（第25条～第27条）

「情報共有の原則」（第5条第2項）に基づき、市民と共に考え、共に行動しながらまちづくりを進めていくために必要な情報の提供について定めている。

情報公開、個人情報保護制度のほか、まちづくりに必要な情報を速やかに分かりやすく、適切な手段で市民に提供するよう努めることを規定するとともに、政策の立案、実施、評価等の各段階において市民に積極的に情報提供を行うことを定めている。

(3) 身近な地域におけるまちづくり（第28条～第29条）

まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めることを規定し、まちづくりセンターが市民の活動の場や機会の充実、情報の共有、連携の促進などの支援を適切に行うことを定めている。

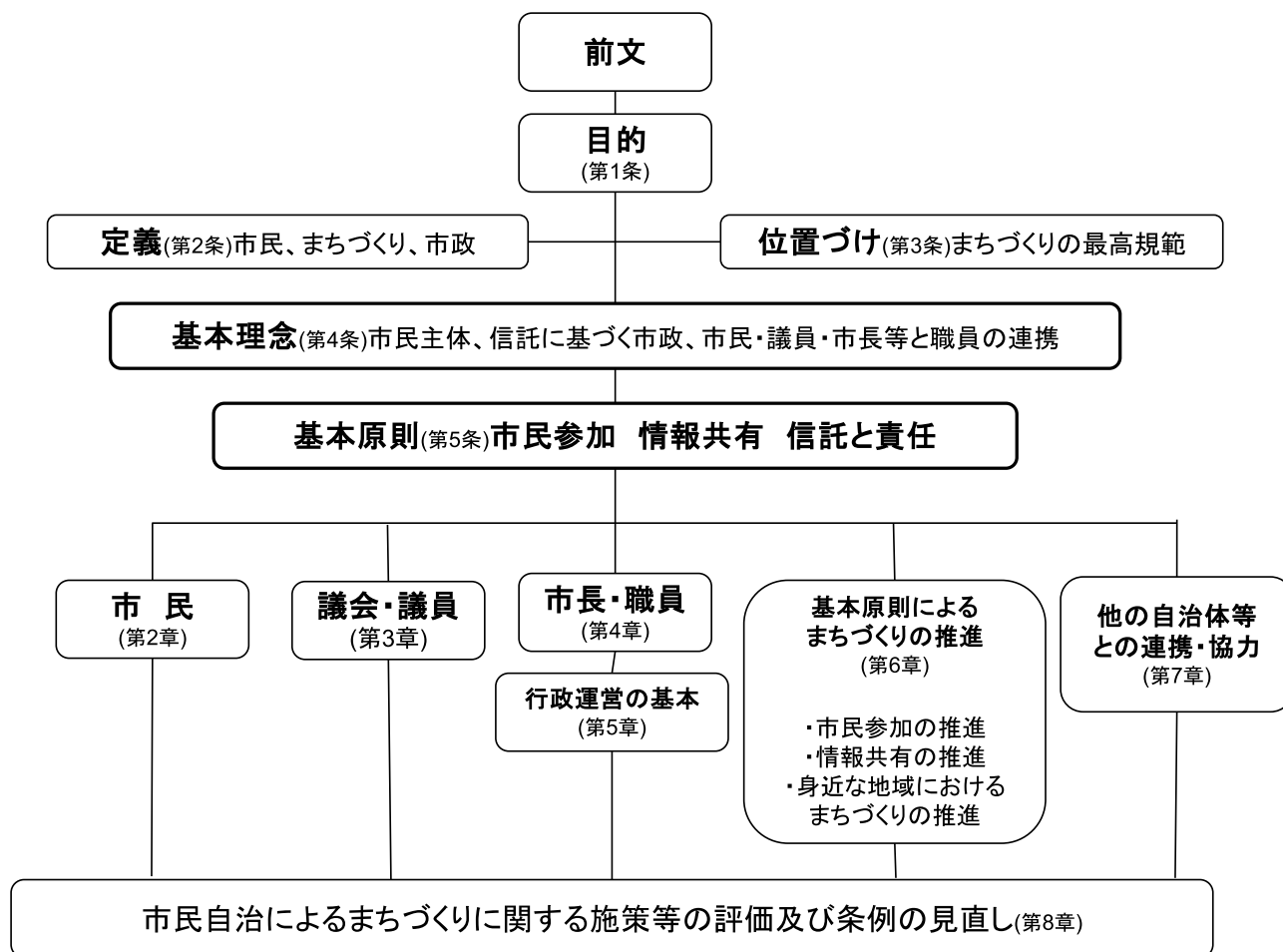
また、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意形成のための支援や、合意された意見の市政反映等に努めることを定めている。

(4) 施策・制度の評価等（第31条～第33条）

条例では、本市の施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備すること（第31条）、また、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずること（第32条）とされている。

これらの評価・検討を行うための仕組みの1つとして、第33条の規定に基づき附属機関「市民自治推進会議」を設け、市民の意見を聴きながら適切な評価・検討を行うよう努めている。

5. 条例の構成



札幌市自治基本条例

平成18年10月3日

条 例 第 41 号

最近改正 令和4年12月13日条例第48号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。

(この条例の位置付け)

第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(基本理念)

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

(まちづくりの基本原則)

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

第2章 市民

第1節 市民の権利

(まちづくりに参加する権利)

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

(市政の情報を知る権利)

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

第2節 市民の責務

(市民の責務)

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第3章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

(市民に開かれた議会)

第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

(議員の役割及び責務)

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

第4章 市長及び職員

(市長の役割及び責務)

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

(職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

第5章 行政運営の基本

(行政運営の基本)

第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

- 2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。
- 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。
- 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

- 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。
- 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進ちょく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。
- 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。

(財政運営)

第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

- 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(公正で信頼の置ける行政運営の確保)

第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。

- 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図る

ため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。

- 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進

(市政への市民参加の推進)

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

- 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 実施の時期が適切であること。
 - (2) 効果的かつ効率的な方法によること。
 - (3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。
 - (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
- 4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。
- 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。
- 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。
- 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

(住民投票)

第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民によるまちづくり活動の促進)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

- 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

(青少年や子どものまちづくりへの参加)

第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

第2節 情報共有の推進

(情報公開)

第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、

市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

（情報提供）

第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供できるよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

（個人情報の保護）

第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、法令又は他の条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

（まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり）

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの（地縁による団体を除く。）又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

(1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。

(2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。

(3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。

（区におけるまちづくり）

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。

3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

第7章 他の自治体等との連携・協力

（他の自治体等との連携・協力）

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。

3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民自治推進会議)

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほかに、推進会議に臨時委員を置くことができる。

7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成18年条例第41号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第42号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(札幌市自治基本条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に札幌市市民自治推進会議（第1条の規定による改正後の札幌市自治基本条例第33条第1項に規定する札幌市市民自治推進会議をいう。以下同じ。）に相当する合議体（以下「旧推進会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、同条第3項の規定により札幌市市民自治推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧推進会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和4年条例第48号）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

VIII 区関係諸規程

1. 札幌市区の設置等に関する条例

昭和46年10月9日

条 例 第 25 号

最近改正 令和7年2月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項及び第2項の規定に基づき、本市の区域を分けて区を設け、区の事務所及びその出張所を置くことを定めるとともに、区の事務所及びその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務を定めるものとする。

(区の設置)

第2条 本市の区域を分けて、次の区を設ける。

中央区

北区

東区

白石区

厚別区

豊平区

清田区

南区

西区

手稲区

2 前項の区の区域は、別表のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 前条第1項の区に事務所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
札幌市中央区役所	札幌市中央区南3条西11丁目	中央区の区域
札幌市北区役所	札幌市北区北24条西6丁目	北区の区域
札幌市東区役所	札幌市東区北11条東7丁目	東区の区域
札幌市白石区役所	札幌市白石区南郷通1丁目南	白石区の区域
札幌市厚別区役所	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	厚別区の区域
札幌市豊平区役所	札幌市豊平区平岸6条10丁目	豊平区の区域
札幌市清田区役所	札幌市清田区平岡1条1丁目	清田区の区域
札幌市南区役所	札幌市南区真駒内幸町2丁目	南区の区域
札幌市西区役所	札幌市西区琴似2条7丁目	西区の区域
札幌市手稲区役所	札幌市手稲区前田1条11丁目	手稲区の区域

2 前項の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 区のまちづくりに係る総合調整に関する事項
- (2) 区の住民生活に関する事項
- (3) 区の道路、公園及び河川の管理及び工事に関する事項
- (4) 区の社会福祉、子どもの育成及び保健衛生に関する事項
(区の事務所の出張所)

第4条 北区役所及び南区役所に出張所を設置する。

2 前項の出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

- ※
- 1 第2条第2項の区の区域を示す別表は省略
 - 2 第4条第2項の出張所の名称・位置・所管区域を示す表は省略
 - 3 附則は省略

2. 札幌市区長委任規則

昭和47年3月27日

規則第25号

最近改正 令和6年3月21日規則第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務はこれを区長に委任する。ただし、市長が必要と認めたときは、自ら執行するものとする。

- (1) 区長の所管事務に係る諸証明（住居表示に関する証明を含む。）及び公簿の閲覧に関すること。
- (2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項に規定する自衛官の募集に関すること。
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）及び第73条第2項の規定による自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項に規定する埋火葬の許可に関すること。
- (5) 子ども医療費の受給資格者の登録に係る資格の得喪及び受給者証に関すること。
- (6) 札幌市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年規則第61号）第7条第1項ただし書に規定する方法による助成金の支給に関すること。
- (7) 後期高齢者医療に係る申請書等の受理及び送付に関すること。
- (8) 後期高齢者医療保険料に係る徴収金の徴収、督促及び滞納処分に関すること。
- (9) 後期高齢者医療保険料に係る諸収入金の還付又は充当に関すること。
- (10) 後期高齢者医療保険料に係る諸支出金の過誤払の返納に関すること。
- (11) 後期高齢者医療に係る過料の徴収に関すること。
- (12) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第28条に規定する措置に要する費用の徴収に関すること。
- (13) 重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の受給資格者の登録に係る資格の得喪及び受給者証に関すること。
- (14) 重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成方法の特例に係る助成金の支給に関すること。
- (15) 国民健康保険被保険者の資格の得喪並びに被保険者証（被保険者資格証明書を含む。）及び高齢受給者証に関すること。
- (16) 国民健康保険給付に関すること（診療報酬の支払、柔道整復師に係る療養費の支給及び第三者の行為に係る損害賠償請求権の行使に関するものを除く。）。
- (17) 国民健康保険に係る療養の給付の一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- (18) 国民健康保険料に係る徴収金の賦課徴収、督促及び滞納処分に関すること。
- (19) 国民健康保険料に係る諸収入金の還付又は充当に関すること。
- (20) 国民健康保険料に係る諸支出金の過誤払の返納に関すること。
- (20)の2 国民健康保険に係る過料の徴収に関すること。
- (21) 国民年金に係る届出書等の受理及び送付に関すること。
- (21)の2 特別障害給付金に係る請求書等の受理及び送付に関すること。
- (22) 介護保険被保険者の資格の得喪及び被保険者証（資格者証を含む。）に関すること。
- (23) 介護保険の給付に関すること（介護報酬の支払に関するものを除く。）。
- (24) 介護保険に係る利用者負担額の減額又は免除並びに負担限度額及び特定負担限度額に係る認定に関すること。
- (25) 介護保険の利用者負担額減額費の受給資格者の登録に係る資格の得喪及び認定証の交付に関すること。
- (26) 介護保険料に係る徴収金の賦課徴収、督促及び滞納処分に関すること。
- (27) 介護保険料に係る諸収入金の還付又は充当に関すること。
- (28) 介護保険料に係る諸支出金の過誤払の返納に関すること。

(29) 介護保険に係る過料の徴収に関すること。

(30) 要介護認定及び要支援認定に関すること。

※ 附則は省略

3. 教育委員会事務の補助執行について（区関係分抜粋）

昭和31年10月19日札教室第139号

各部室長あて、教育委員会通牒

最近改正 平成29年3月30日札教総第2884号

札幌市教育委員会事務の遂行上の利便を図り、次に定めるとおり貴職に補助執行願うことについて、市長と協議が整ったので、よろしくお取計らい願います。

区長

- (1) 新入学児童生徒の調査及び就学事務に関すること
- (2) 各区所管区域内転入学児童生徒の学校の指定に関すること
- (3) 地区社会教育活動の振興に関すること
- (4) 地区社会体育活動の振興に関すること
- (5) 所管施設内の図書室及び図書コーナーに関すること

上記に掲げる事務の執行について教育委員会が必要と認めたときは、自ら行うものとする。

4. 札幌市区事務分掌規則

昭和47年3月27日

規則第24号

最近改正 令和8年3月31日規則第23号

(趣旨)

第1条 区の組織及び事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(組織・事務分掌)

第2条 区の組織及び事務分掌は、次項及び第3項に規定するもののほか、別表1のとおりとする。

2 部(別表1の部をいう。以下同じ。)に所属する区役所出張所(以下「出張所」という。)の組織及び事務分掌は、別表2のとおりとする。

3 部に所属する各所(出張所及び係に準ずるものを除く。)の組織及び事務分掌は、別表3のとおりとする。

4 課(別表1の課をいう。以下同じ。)及び前項の各所に別に定めるところにより係(係に準ずる各所を含む。)を置くことができる。

(部長等)

第3条 部、課及び出張所にそれぞれ長を置き、まちづくりセンターに所長を置く。

2 出張所並びに篠路茨戸まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターに次長を置く。

3 特に必要があるときは、担当部長、担当課長若しくは主幹又は担当係長、副主幹若しくは主査を置くことができる。

4 前条第4項の規定により置く係又はこれに準ずる各所(以下これらを「係等」という。)に長を置く。

5 前各項に定めるもののほか、部、課、各所又は係等に主任その他必要な職員を置くことができる。

6 第1項から第4項までに定める職員及び前項に定める主任は、事務職員又は技術職員のうちから、同項に定めるその他必要な職員は、事務職員、技術職員、業務職員又は技能職員のうちから、それぞれ市長が任命する。

7 篠路茨戸まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターに置く所長及び次長は、それぞれ篠路出張所及び定山溪出張所に置く長及び次長をもつて充てるものとし、第5項の規定により篠路出張所及び定山溪出張所に職員を置くときは、これをそれぞれ篠路茨戸まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターの職員に充てるものとする。

(職務)

第4条 区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、市民部長がその職務を代理する。

2 前条第1項から第4項までに定める長(次条において「部長等」という。)は、上司の命を受けてその所管又は分担する事務を掌理し、所属職員又はその事務に従事する職員を指揮監督する。

3 担当部長の分担する事務は区長が、担当課長、主幹、担当係長、副主幹及び主査の分担する事務は部の長が、それぞれ定める。

4 主幹は、上司の命を受けてその分担する事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

5 副主幹及び主査は、上司の命を受けて、係長又は担当係長と連携して当該副主幹又は主査の分担する事務を処理する。ただし、当該係長又は担当係長に事故があるときは、当該副主幹又は主査限りでその分担する事務を処理することができる。

6 主任は、上司の命を受けて、その分担する事務を処理し、前条第5項に定めるその他必要な職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(代決)

第5条 部長等は、自己に事故がある場合に、その事務を代決する者、順序その他必要な事項を、あらかじめ定めておかなければならない。

※ 附則及び別表1～3は省略(別表1～3については30～34ページ参照)

5. 札幌市区における総合行政の推進に関する規則

平成3年6月28日

規則第33号

最近改正 令和4年3月31日規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、区の区域内で本市が行う事務事業に関し、区役所及び局相互の連絡調整を円滑にするとともに、区長が地域の課題に応じて必要な調整を行うことにより、区における総合行政の積極的な推進を図り、もって市民福祉の増進、行政の効率的執行及び地域主体のまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「局」とは、札幌市事務分掌条例（昭和46年条例第40号）第1条に掲げる局並びに交通局、水道局、病院局、消防局及び教育委員会事務局をいい、「局長」とは、局（教育委員会事務局を除く。）の長及び教育長をいう。

(総合調整)

第3条 区長は、区における総合行政の推進を図るため、必要な調整を行わなければならない。

2 局長は、区長との連絡調整を緊密に行い、区における総合行政の推進に協力しなければならない。

(情報の提供)

第4条 区長は、区民の要望及び意見その他地域に関する情報を積極的に収集し、関係する局長に提供しなければならない。

2 局長は、その所管する事務事業に関する情報を当該事務事業に係る区長（以下「関係区長」という。）に提供するとともに、必要に応じ、別に定める区長会議においても当該情報を提供しなければならない。

(局区間の協議等)

第5条 区長は、次に掲げる事項について、地域の実情、区民の意見等を踏まえ、関係する局長と協議するものとする。

(1) 区における地域の課題に対応するために必要と認める事項

(2) その他区と密接な関係があり、区長が必要と認める事項

2 局長は、その所管する事務事業に関し計画を策定し、又は変更するときは、関係区長と協議し、区長の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

3 局長は、毎年度当初、その所管する事務事業の実施計画を関係区長に説明するとともに、当該事務事業の実施に当たっては、関係区長の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

4 前2項の規定による協議及び説明は、別表の左欄に掲げる局ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる事項で次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

(1) 本市の個別計画のうち区の事務事業に関すること。

(2) 主要な事務事業に関すること。

(3) 新規の事務事業に関すること。

(4) 公共施設の整備及び廃止に関すること。

(5) その他区と密接な関係があり、局長が必要と認める事項で次の各号のいずれかに該当するもの

5 区長は、当該区において実施される事務事業について必要があると認めるときは、当該事務事業に係る局長に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を述べることができる。

(予算の要望)

第6条 区長は、当該区における地域の課題に対応するため必要な事務事業について、その事業化及び予算化を当該事務事業に係る局長に対して要望することができる。

2 局長は、前項の規定による要望があったときは、その要望について留意し、その実現に努めるものとする。

(区企画調整会議の設置)

第7条 第1条の目的に資するため、各区に区企画調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 区長及び部長

(2) その他区長が必要と認める区の職員

3 区長は、必要があると認めるときは、調整会議に区に関係する局の職員の出席を求めることができる。

(調整会議の招集等)

第8条 調整会議は、必要に応じて区長が招集する。

2 区長は、会議の議長となり、会務を総括する。

3 区長に事故があるときは、市民部長がその職務を代理する。

(調整会議の協議事項)

第9条 調整会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 区におけるまちづくりに係る総合調整に関すること。

(2) 区における地域の課題に対する調整に関すること。

(3) 区における年次事業予定の策定及び広報に関すること。

(4) 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の総合調整に関すること。

(5) 区民協議会の調整に関すること。

(6) 地区懇談会等の集団広聴の実施に関すること。

(7) 区民からの要望及び相談への対応に関すること。

(8) その他第1条の目的に資するため区長が必要と認める事項

(調整会議の運営)

第10条 調整会議の庶務は、市民部総務企画課において行う。

2 前3条及び前項に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、区長が定める。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

※ 附則は省略

別 表

局	事項
危機管理局	(1) 札幌市地域防災計画及び同計画に基づき定められる個別計画に関する事項 (2) 自主防災組織に関する事項
総務局	(1) 国際化に関する事業のうち区に関係する事項 (2) 広報・広聴事業に関する事項
デジタル戦略 推進局	(1)町名変更及び住居表示事業に関する事項
まちづくり 政策局	(1) 総合計画及びこれに基づく取組方針等のうち区に関係する事項 (2) 統計調査に関する事項 (3) 都市計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項 (4) 都心まちづくりの計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項 (5) 総合交通計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項 (6) 都市再開発に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関係する事項
財政局	(1) 予算編成方針及び予算執行方針のうち区に関係する事項 (2) 税務事務のうち区に関係する事項
市民文化局	(1) 区役所施設の整備等に関する事項 (2) 地域コミュニティ施設の整備等に関する事項 (3) 地域防犯及び交通安全事業に関する事項 (4) 地域のまちづくりに関する事項 (5) 市民まちづくり活動に関する事項

	(6) 消費生活に関する事業のうち区に関する事項 (7) アイヌ施策関係事業のうち区に関する事項 (8) 男女共同参画推進事業のうち区に関する事項 (9) 文化に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (10) 文化施設の整備等に関する事項
スポーツ局	(1) スポーツに関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (2) スポーツ施設の整備等に関する事項
保健福祉局	(1) 保健福祉計画に関する事項 (2) 福祉施設の整備等に関する事項 (3) 保健福祉局所管事業のうち区に関する事項
子ども未来局	(1) 子ども・子育てに関する総合計画に関する事項 (2) 児童福祉施設の整備等に関する事項 (3) 子ども未来局所管事業のうち区に関する事項
経済観光局	(1) 産業振興に関する計画のうち区に関する事項 (2) 商店街振興に関する事業のうち区に関する事項 (3) 大規模小売店舗出店情報に関する事項 (4) 経済・産業に関する事業のうち区に関する事項 (5) 観光に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (6) 職業相談に関する事業のうち区に関する事項 (7) 農業に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項
環境局	(1) 一般廃棄物処理基本計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (2) 不法投棄関係事業のうち区に関する事項 (3) 廃棄物処理施設の整備等に関する事項 (4) 環境保全に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項
建設局	(1) 道路の整備計画及びこれに基づく事業に関する事項 (2) 除雪に関する計画及び事業に関する事項 (3) みどりの基本計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項
下水道河川局	(1) 河川、下水道施設の整備計画及びこれに基づく事業に関する事項
都市局	(1) 宅地の開発、土地区画整理に関する各計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (2) 市営住宅の整備等に関する事項 (3) 都市局が実施する公共施設保全事業に関する事項
水道局	(1) 水道局が実施する事業及び市民サービスのうち区に関する事項 (2) 水道事業に係る施設及び設備の整備等のうち区に関する事項
病院局	(1) 病院局が実施する事業及び市民サービスのうち区に関する事項
消防局	(1) 消防に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項
教育委員会 事務局	(1) 教育の計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (2) 生涯学習事業のうち区に関する事項 (3) 学校の整備等に関する事業のうち区に関する事項 (4) 社会教育施設の整備等に関する事業のうち区に関する事項

6. 札幌市保健福祉部長事務委任規則

昭和47年3月31日

規則第44号

最近改正 令和6年9月30日規則第38号

次に掲げる社会福祉事務は、これを保健福祉部長に委任する。ただし、市長が必要と認めたときは、自ら執行するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第55条の4第1項、第55条の5第1項、第55条の6、第55条の7第1項、第55条の8第1項、第62条、第63条、第76条第1項、第76条の2、第77条から第78条の2まで、第80条、第81条及び第81条の4の規定により市が実施する事務
- (2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定（第9条を除く。）により市が実施する事務
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項及び第3項、第21条の5の5第2項（第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。）、第21条の5の6第1項及び第2項（第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。）、第21条の5の7第1項、同条第2項、第4項、第6項、第7項、第9項、第11項及び第13項（これらの規定を第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。）、第21条の5の8第1項、第2項及び第4項、第21条の5の9、第21条の5の11第1項、第21条の5の12第1項、第21条の5の13第1項及び第3項、第21条の5の29第1項及び第3項、第21条の6、第22条から第24条まで、第24条の26第1項、第3項及び第5項、第24条の27第1項及び第2項、第31条第1項並びに第57条の2第1項及び第2項の規定により市が実施する事務
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4、第11条及び第27条第1項の規定により市が実施する事務
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第9条、第11条第1項、第12条第1項及び第13条の規定により市が実施する事務
- (6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第7項、第15条第4項（同法別表に掲げる障害の該当性の審査に係るものを除く。）及び第5項、第16条、第18条並びに第23条並びに身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第9条（第3項及び第5項を除く。）及び第10条の規定により市が実施する事務
- (7) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項、第15条の4及び第16条の規定により市が実施する事務
- (8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条、第19条及び第24条第1項（これらの規定を第26条の5において準用する場合を含む。）、第26条の2、第35条から第37条まで並びに第26条及び第26条の5の規定により準用する第5条第2項、第11条（第3号を除く。）及び第12条の規定により市が実施する事務
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第8条第1項及び第2項（いずれも自立支援医療費の支給に関しては育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）、第9条第1項（自立支援医療費の支給に関しては育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）、第12条（自立支援医療費の支給に関しては育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）、第20条第2項及び第6項（これらの規定を第24条第3項及び第51条の9第3項において準用する場合を含む。）、第21条第1項（第24条第5項において準用する場合を含む。）、第22条第1項、同条第2項、第4項及び第6項から第8項まで（これらの規定を第24条第3項において準用する場合を含む。）、第24条第2項、第4項及び第6項、第25条、第29条第1項、同条第4項及び第6項（これらの規定を第34条第2項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第51条の7第1項、同条第2項、第4項及び第6

項から第8項まで（これらの規定を第51条の9第3項において準用する場合を含む。）、第51条の9第2項及び第4項、第51条の10、第51条の14第1項、第4項及び第6項、第51条の15第1項、第51条の17第1項、第3項及び第5項、第51条の18第1項、第54条第1項（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）、第2項（育成医療及び精神通院医療に係るもの並びに更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定を除く。）及び第3項（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）、第56条第2項及び第4項（いずれも育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）、第57条（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）、第70条第1項、第71条第1項、第76条第1項及び第3項並びに第76条の2第1項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第15条、第16条、第26条の7、第26条の8、第32条第1項（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）及び第33条第1項（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）の規定により市が実施する事務

(10) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第9条、第11条第1項、第12条第1項及び第13条の規定により市が実施する事務

(11) 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）別表第14の項の規定により市が実施する事務

(12) 札幌市障がい者等に対する交通費助成規則（昭和56年規則第41号）の規定による交通費助成に関する事務

※ 附則は省略

7. 札幌市各区選挙管理委員会の事務を補助する職員に関する規程

昭和47年4月1日

訓令第14号

最近改正 令和5年3月28日訓令第2号

区役所市民部に所属する部の長その他の職員は、これを当該区選挙管理委員会の事務を補助する職員に充てる。

※ 附則は省略

8. 札幌市中央区選挙管理委員会事務局規程

昭和47年4月6日

中央区選挙管理委員会告示第4号

最近改正 令和6年5月中央区（選）告示第6号

この規程と同趣旨の規程は、各区選挙管理委員会において定めているが、編集の都合上
他のものは省略した。

（設置）

第1条 札幌市中央区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務を処理するため、札幌市中央区選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（組織、事務分掌）

第2条 事務局の組織及び事務分掌は、別表のとおりとする。

（書記長等）

第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第191条第1項の規定による書記長には区市民部長を、書記には区総務企画課長、区選挙係長及び区選挙係員をもってこれに充てる。

（局長等）

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、課長、連絡所長及び係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に担当課長若しくは主幹又は担当係長、副主幹若しくは主査、課又は係に主任その他必要な職員を置くことができる。

（充てる職）

第4条 次の表の左欄に掲げる職員には、それぞれ当該右欄に掲げる区職員をもって充てる。ただし、当該区職員（まちづくりセンター主幹を除く。）が置かれない場合にあっては、委員長が指名する区職員をもって充てる。

事務局長	市民部長	調査一係長	戸籍住民課戸籍係長
事務局次長	総務企画課長	調査二係長	戸籍住民課住民記録係長
管理啓発課長	地域振興課長	調査担当係長	戸籍住民課担当係長
調査課長	戸籍住民課長	庶務一係員	総務企画課庶務係員
連絡所長	まちづくりセンター所長	庶務二係員	総務企画課地域安全担当係長付きの職員
連絡所主幹	まちづくりセンター主幹（当該まちづくりセンターに主幹が置かれる場合に限る。）	選挙係員	総務企画課選挙係員
庶務一係長	総務企画課庶務係長	広報係員	総務企画課広報係員
庶務二係長	総務企画課地域安全担当係長	管理啓発一係員	地域振興課まちづくり推進係員
選挙係長	総務企画課選挙係長	管理啓発二係員	地域振興課まちづくり調整担当係長付きの職員
広報係長	総務企画課広報係長	管理啓発三係員	地域振興課地域活動担当係長付きの職員
管理啓発一係長	地域振興課まちづくり推進係長	調査一係員	戸籍住民課戸籍係員
管理啓発二係長	地域振興課まちづくり調整担当係長	調査二係員	戸籍住民課住民記録係員
管理啓発三係長	地域振興課地域活動担当係長	連絡所員	まちづくりセンター所員
管理啓発四係長	地域振興課統計担当係長		

（事務分掌の特例）

第5条 委員会は、特別の事情があるときは、第2条の規定にかかわらず、特定の事務について分掌を定めることができる。

（職務）

第6条 第3条の長（以下「事務局長等」という。）は、上司の命を受けて、その所管又は分担する事務を掌理し、所属職員又はその事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主幹は、上司の命を受けてその分担する事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

3 副主幹及び主査は、上司の命を受けて、係長又は担当係長と連携して当該副主幹又は主査の分担する事務を処理する。ただし、当該係長又は担当係長に事故があるときは、当該副主幹又は主査限りでその分担する事務を処理することができる。

4 担当課長、主幹、担当係長、副主幹及び主査の分担する事務は、事務局長が定める。

5 主任は、上司の命を受けて、その分担する事務を処理し、第3条第2項に定めるその他必要な職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

（代決）

第7条 事務局長等は、自己に事故がある場合に、その事務を代決する者及びその順序その他必要な事項を、あらかじめ定めておかなければならない。

（準用）

第8条 前各条に定めるもののほか、非常勤職員（特別職非常勤職員を除く）及び臨時的任用職員の身分取扱い並びに事務局の処務に関し必要な事項は、札幌市選挙管理委員会事務局の例による。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

※ 附則は省略

別 表

組	織	事 務 分 掌
	庶務一係、二係	(1) 事務局の経理に関する事 (2) 物品の出納及び保管に関する事。 (3) 投・開票管理者、事務従事者等の選任及び費用の弁償に関する事。 (4) 投票用紙の整備、交付に関する事。 (5) 車両の運行計画に関する事。 (6) 個人演説会等に関する事。
	選挙係	(1) 委員会の運営に関する事。 (2) 規程の制定、改廃に関する事。 (3) 公印の管守に関する事。 (4) 公告式に関する事。 (5) 文書の収受に関する事。 (6) 明るい選挙の啓発に関する事。 (7) 選挙人名簿の調製に関する事。 (8) 在外選挙人名簿の調製に関する事。 (9) 不在者投票事務に関する事。 (10) 期日前投票事務に関する事。 (11) 在外投票事務に関する事。 (12) 直接請求に関する事。 (13) 裁判員候補者予定者の選定に関する事。 (14) 検察審査員候補者予定者の選定に関する事。 (15) 選挙執行の総括に関する事。 (16) 局内他課の主管に属しない事。
	広報係	(1) 選挙公報に関する事。
管理啓発課	管理啓発一係、二係、 三係、四係	(1) 投票所の投票立会人の選任事務に関する事。 (2) 臨時啓発に関する事。 (3) 違反文書図画の調査等に関する事。 (4) ポスター掲示場の設置及び管理に関する事。
調査課	調査一係、二係	(1) 選挙人名簿に係る被登録資格の調査に関する事。 (2) 在外選挙人名簿に係る被登録資格及び被登録移転資格の調査に関する事。
連絡所		(1) 投票所の投票立会人の人選に関する事。 (2) 選挙公報の配布に関する事。

9. 札幌市事務専決規程（区関係分抜粋）

平成11年 3 月30日

訓 令 第 7 号

最近改正 令和 8 年 3 月31日訓令第 5 号

（趣旨）

第1条 市長の権限に属する事務の専決については、別に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般部局 札幌市事務分掌条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する局、区及び会計室をいう。
- (2) 行政委員会事務局等 教育委員会事務局（学校以外の教育機関を含む。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局並びに消防局をいう。
- (3) 局長等 一般部局の長、教育次長、人事委員会事務局長、監査事務局長、議会事務局長及び消防局長をいう。
- (4) 部長等 一般部局及び行政委員会事務局等の部長及びこれに準ずる者（担当部長を除く。）をいう。
- (5) 課長等 一般部局及び行政委員会事務局等の課長及びこれに準ずる者（担当課長及び主幹を除く。）をいう。
- (6) 係長等 一般部局及び行政委員会事務局等の係長及びこれに準ずる者（担当係長、副主幹及び主査を除く。）をいう。

（市長決裁事項）

第3条 次に掲げる事務は、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 重要な施策の決定及び変更
- (2) 条例及び規則の制定改廃
- (3) 市議会の招集及び市議会に提出する案件の決定
- (4) 市議会の権限に属する事項の専決処分
- (5) 訴訟、和解（価額が100万円未満のものを除く。）、調停並びに重要な不服申立て及び市民要望に関すること。
- (6) 部長職以上の職員の身分取扱い及び勤務命令
- (7) 消防監の職以上の消防職員の任命の承認
- (8) 消防団長の身分取扱い
- (9) 副市長の出張命令
- (10) 予算の補正を要する事業の決定及び変更
- (11) 前各号に準ずる重要異例なもの

（副市長以下の職員の専決事務）

第4条 副市長、局長等、部長等、課長等及び係長等の専決する事務は、別表に掲げるところによる。

2 前項の規定によるもののほか、副市長は自らの専決に属する事務に準ずる重要異例な事務について、一般部局の部長等は自らの専決に属する事務に準ずる既定計画の執行に伴う事務について、それぞれ専決することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、札幌市事務分掌規則（昭和47年規則第23号）別表3に規定する部に準ずる所又は課に準ずる所（課に所属するものに限る。）の長の専決に属する事務のうち、事務の円滑な執行上必要やむを得ないものについては、これらの所の長が所属する部又は課の長が専決することができる。

（担当局長等の専決事務）

第5条 担当局長、市長室長、担当部長、担当課長、主幹及び担当係長（以下「担当局長等」という。）の専決する事務は、必要に応じ、その分担事務を定める者が、前条の規定により専決する職員の例に準じて定めるものとする。

（この訓令に定められていない事務の専決）

第6条 前2条の規定により専決する職員は、この訓令において定められていない事務であっても、自らの専決に属する事務に準ずると認める場合は、これを専決することができる。

2 前項の規定による場合を除き、この訓令において定められていない事務については、当該事務を所管する局長等（選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長を含む。以下この項において同じ。）の専決する事務とする。ただし、局長等は、必要があると認めるときは、所属職員のうち指定する者に当該事務を専決させることができる。

（専決の委譲）

第7条 副市長、局長等、部長等及び課長等並びに担当局長等（担当係長を除く。）は、必要があると認めるときは、第4条第1項及び第2項の規定による自らの専決に属する事務又は第5条の規定により定められた自らの専決に属する事務を、所属職員又は所管事務に従事する職員のうち直近下位の者に専決させることができる。

2 前項の規定により直近下位の職員に専決させる場合は、あらかじめ直近上位の者の承認を得なければならない。この場合においては、総務局長が別に定める事務を除き、その承認を得る前に総務局長、行政部長又は行政部総務課長に協議するものとする。

（専決の特例）

第8条 この訓令の規定により専決する職員は、自らの専決に属する事務であっても、特に重要若しくは異例と認める場合又はこの訓令の規定の解釈上疑義がある場合は、上司の決裁を得るものとする。

（委任）

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

※ 附則は省略

別 表
通則

1 以下の(1)から(4)までの各表は、係長等以外の職員の専決事項を定めるものであり、これらの表における局長等、部長等又は課長等の欄の表示の意味は、次に掲げるとおりである。

(1) 事項の区分及びそれに対応する特定専決権者の区分のいずれにも記載がある場合は、その事項がその特定専決権者の区分に記載された者のみの専決に属するものであることを示す。

(2) 事項の区分に記載があり、それに対応する特定専決権者の区分に記載がない場合は、その事項がそれを所管するすべての局長等、部長等又は課長等の専決に属するものであることを示す。

2 (5)の表は係長等の専決事項を定めるものであり、同表において専決権者の欄に記載がある場合は、その事項がその記載された係長等のみの専決に属するものであることを示し、その欄に記載がない場合は、その事項がそれを所管するすべての係長等の専決に属するものであることを示す。

(1) 一般部局（下水道河川局（下水道事業の執行に係るものに限る。）及び中央卸売市場を除く。）関係

ア 庶務に関する専決事項

番号	専決事項	副市長	局長等		部長等		課長等	
			事項	特定専決権者	事項	特定専決権者	事項	特定専決権者
3	附属機関に対する諮問事項の決定		全てのもの					
4	業務上の事故に対する給付		右以外のもの		10万円未満		5万円未満	総務企画課長
					20万円未満	市民部長、(区)土木部長		
5	業務上の事故に対する応急措置		右以外のもの		全てのもの	市民部長、(区)土木部長		
6	車両に関する業務上の損害賠償の請求		右以外のもの		100万円未満	(区)土木部長	10万円未満	総務企画課長、維持管理課長
					20万円未満	市民部長		
8	寄附受理		右以外のもの		5万円未満	保健福祉部長		
9	係等事務分担の決定				全てのもの			

※ 1、2、7は省略

イ 人事給与に関する専決事項

番号	専決事項	副市長	局長等		部長等		課長等	
			事項	特定専決権者	事項	特定専決権者	事項	特定専決権者
4	職員の勤務発令	課長及びこれに準ずる者並びに係長及びこれに準ずる者	役付きでない者（部及び課勤務発令に限る。）		係勤務発令			
6	区会計管理者事務代理者の任免		全てのもの	区長				
7	非常勤職員の任免		特別職非常勤職員		特別職非常勤職員を除いた者			
9	臨時的任用職員の任免（任用期間の更新を含む。）				全てのもの			
10	特殊勤務手当の対象業務等の指定				全てのもの			
11	出張命令	局長及びこれに準ずる者に係るもの並びに部長及びこれに準ずる者（区の部長及びこれに準ずる者を除く。）の宿泊を伴うもの	課長及びこれに準ずる者の宿泊を伴うもの		係長及びこれに準ずる者以下の宿泊を伴うもの			
			部長及びこれに準ずる者の宿泊を伴うもの	区長				
			部長及びこれに準ずる者の宿泊を伴わないもの		課長及びこれに準ずる者の宿泊を伴わないもの		係長及びこれに準ずる者の宿泊を伴わないもの	
							役付きでない者の宿泊を伴わないもの（市内の地域への出張を除く。）	
12	出張依頼				全てのもの			
13	所属職員の願届処理、扶養手当の認定並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当に係る届出の確認及び決定						全てのもの	
14	時間外勤務及び休日勤務の命令						係長等専決事項以外のもの	

※ 1、2、3、5、8は省略

ウ 財務に関する専決事項

番号	専決事項	副市長	局長等		部長等		課長等	
			事項	特定専決権者	事項	特定専決権者	事項	特定専決権者
6	現金分任出納員、物品分任出納員及び物品分任検査員の任免				全てのもの			
7	資金前渡の決定並びに前渡資金を精算する職員及び資金前渡補助職員の指定				全てのもの			
8	収入の調定						全てのもの	
9	支出の命令						全てのもの	経理事務を担当する課長等
10	使用料、手数料等の減免及び分割延納の許可又は承認						全てのもの	
11	債権の放棄		全てのもの					

※ 1～5は省略

エ 工事・設計等に関する専決事項

備考 この表において「設計等」とは、工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量の委託業務をいう。

番号	専決事項	副市長	局長等		部長等		課長等	
			事項	特定専決権者	事項	特定専決権者	事項	特定専決権者
1	工事の施行の決定		右以外のもの	区長	5,000万円未満	(区)土木部長	800万円未満	維持管理課長
					400万円以下		100万円未満	総務企画課長、地域振興課長
2	工事に係る請負契約の締結				400万円以下		100万円未満	総務企画課長、地域振興課長
3	設計等の委託の決定		右以外のもの	区長	500万円未満	(区)土木部長	100万円未満	維持管理課長
					200万円以下			
4	設計等の委託契約の締結				200万円以下			

オ 業務委託及び物品購入等に関する専決事項

備考

- 1 この表において「設計等」とは、工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量の委託業務をいう。
- 2 この表の「物品」には用品を除き、「購入」には製造の請負を含み、「修繕」には改造を含む。
- 3 この表において「会議用食糧費関係物品等」とは、会議等に要する食糧費及び報償的経費に係る物品をいう。
- 4 この表において「部庶務担当課長等」とは、部長等の属する部所の庶務を担当する課長等、会計室の庶務を担当する課長等及び里塚斎場長をいう。
- 5 この表において「指定物品」及び「指定単価契約物品」とは、それぞれ財政局長が別に指定する物品をいう。
- 6 この表において「部長等指定物品」とは、部長等が管財部長に合議して指定する物品及び管財部長が別に指定する物品をいう。

番号	専決事項			副市長		局長等		部長等		課長等	
						事項	特定専決権者	事項	特定専決権者	事項	特定専決権者
1	業務委託（設計等を除く。）契約の締結					右以外のもの		500万円未満		50万円未満	
2	会議等に要する食糧費の支出負担行為（物品の購入として整理されるものを除く。）					右以外のもの		200万円未満（茶菓類に限る。）			
3	報償的経費の支出負担行為（物品の購入として整理されるものを除く。）					200万円以上		200万円未満			
4	物品（会議用食糧費関係物品等を除く。）の購入及び修繕の要求	部庶務担当課長等への要求								50万円未満の物品の購入	
										500万円未満の指定物品の購入	
										500万円未満の物品の修繕	
		契約管理課長への要求						500万円以上		500万円未満	
5	物品（会議用食糧費関係物品等を除く。）の購入及び修繕に関する契約の締結	各課直接執行に係るもの	購入					500万円未満の指定単価契約物品		100万円未満の指定単価契約物品	
										20万円未満	
								500万円未満の範囲内で局長等が財政局長に合議して定める額未満の部長等指定物品	局長等が財政局長に合議して定める課長等の所属する部の部長等	100万円未満の範囲内で局長等が財政局長に合議して定める額未満の部長等指定物品	局長等が財政局長に合議して定める課長等

			修繕						50万円未満	
							500万円未満の範囲内で局長等が財政局長に合議して定める額未満の部長等指定物品	局長等が財政局長に合議して定める課長等の所属する部の部長等	100万円未満の範囲内で局長等が財政局長に合議して定める額未満の部長等指定物品	局長等が財政局長に合議して定める課長等
		部庶務担当課長等への要求に係るもの	購入		1,000万円未満（指定物品のうち非常緊急時に必要とする災害対策用資材物資に限る。）		500万円未満の指定物品		100万円未満の指定物品	部庶務担当課長等
			修繕				500万円未満		50万円未満	部庶務担当課長等
6	会議用食糧費関係物品等に係る物品の購入の要求	会議等に要する食糧費に係るもの	部庶務担当課長等への要求		10万円未満（茶菓類を除く。）		10万円未満の茶菓類			
					200万円未満の指定物品（茶菓類を除く。）		200万円未満の指定物品（茶菓類に限る。）			
			契約管理課長への要求		右以外のもの		200万円未満の茶菓類			
		報償的経費に係るもの	部庶務担当課長等への要求				10万円未満			
							200万円未満の指定物品			
			契約管理課長への要求				全てのもの			

7	会議用食糧費関係物品等に係る物品の購入に関する契約の締結	会議等に要する食糧費に係るもの	各課直接執行に係るもの		2万円未満（茶菓類を除く。）		2万円未満の茶菓類			
			部庶務担当課長等への要求に係るもの				200万円未満の指定物品		50万円未満の指定物品	部庶務担当課長等
									10万円未満	部庶務担当課長等
		報償的経費に係るもの	各課直接執行に係るもの				200万円未満の指定単価契約物品			
						2万円未満				
			部庶務担当課長等への要求に係るもの				200万円未満の指定物品		50万円未満の指定物品	部庶務担当課長等
						10万円未満	部庶務担当課長等			
8	物品の借受けの契約管理課長への要求						自動車（借受金額が100万円以上で、かつ、借受期間が3月以上の年度内借受けに限る。）			
9	物品の借受けに関する契約の締結	各課直接執行に係るもの			右以外のもの（8の項に掲げるものを除く。）		500万円未満（8の項に掲げるものを除く。）		100万円未満	
10	不用物品の廃棄の決定						全てのもの			
12	生産品等の処分(廃棄処分を除く。)						全てのもの		50万円未満の市有林産物	みどりの管理課長

※ 11は省略

カ 公有財産に関する専決事項

備考 この表において「自動販売機等」とは、自動販売機、地下埋設物、電柱（支柱、支線その他附属設備を含む。）、携帯電話基地局、仮設工作物その他これらに類するものをいう。

番号	専決事項	副市長	局長等		部長等		課長等	
			事項	特定専決権者	事項	特定専決権者	事項	特定専決権者
5	行政財産の目的外使用許可（自動販売機等以外に係るものに限る。）		許可期間が1年を超えるもの		許可期間が1年以下のもの		許可期間が1月以下のもの	
6	普通財産の貸付け（自動販売機等以外に係るものに限る。）		貸付期間が1年を超えるもの		貸付期間が1年以下のもの		貸付期間が1月以下のもの	
7	自動販売機等に係る行政財産の目的外使用許可又は貸付け若しくは私権の設定及び普通財産の貸付け				許可又は貸付期間が1月を超えるもの		許可又は貸付期間が1月以下のもの	
8	不動産の借受け		借受期間が1年を超えるもの		借受期間が1年以下のもの		借受期間が1月以下のもの	
9	部所属施設の管理（5の項から8の項までに掲げるものを除く。）				全てのもの			
10	保管物件及び諸設備の公共用一時貸付け又は使用許可						全てのもの	
11	不動産の登記嘱託						全てのもの	維持管理課長

※ 1～4は省略

(2)～(4) 省略

(5) 係長等の専決事項

番号	専決事項	専決権者
1	諸証明及び閲覧の許可	一般部局の係長等
2	定例の調査統計類の作成及び報告	一般部局の係長等
3	軽易な照会、回答及び資料収集	一般部局の係長等
4	会議室、共用車等の使用申込み及びタクシーチケット等の保管交付	一般部局の係長等
5	所属職員の宿泊を伴わない市内の地域へ出張の命令	一般部局の係長等
7	収入金の納入督促及び督促	
8	徴収嘱託	

※ 6は省略

10. 札幌市区民センター条例

昭和48年12月20日

条 例 第 49 号

最近改正 令和6年12月11日条例第55号

(設置)

第1条 地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もつて地域住民の福祉の増進に寄与するため、本市に区民センターを設置する。

2 区民センターの機能を補完し、地域における住民の自主的な活動を促進するため、コミュニティセンター及び地区センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 区民センター、コミュニティセンター及び地区センター（以下「区民センター等」という。）の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

(事業)

第3条 区民センター等は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 各種講習会、講演会等の開催、体育、各種野外活動等のレクリエーション活動の推進その他必要な事業を行うこと。

(2) 一般の使用に供すること。

(休館日等)

第3条の2 区民センター等の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 開館時間 午前8時45分から午後9時まで

(2) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、義務教育終了前の児童が区民センター等を利用できる時間は、午前8時45分から午後5時までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の承認)

第4条 別表2に掲げる施設（以下「有料施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認（以下「使用承認」という。）を与える場合において、区民センター等の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第5条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長に別表2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用者は、有料施設を使用承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の承認)

第8条 使用者は、有料施設の使用に当たつて特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

(使用等の不承認)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認又は前条第1項の承認（以下「使用承認等」という。）をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他区民センター等の管理運営上支障があると認める場合
(承認の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認等の条件を変更し、有料施設の使用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合
- (2) 使用者が使用承認等の条件に違反した場合
- (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合
- (4) 偽りその他不正な手段により使用承認等を受けた場合
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合
(入館の制限等)

第10条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区民センター等に入館しようとする者の入館を禁じ、又は区民センター等に入館している者に区民センター等（有料施設を除く。）の使用の停止若しくは区民センター等からの退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他区民センター等の管理運営上支障があると認める場合
(原状回復)

第11条 区民センター等を使用した者は、区民センター等の使用を終了したとき、又は前2条の規定により区民センター等の使用の停止を命じられ、若しくは第10条の規定により使用承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 区民センター等を使用した者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収する。
(賠償)

第12条 区民センター等の施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理の代行等)

第13条 市長は、区民センター等の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に区民センター等の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行っている団体（当該区民センター等を管理するために地縁による団体（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）により設立された団体及び当該設立された団体を主な構成員とする団体並びに当該区民センター等の管理運営に関わりを持つものと市長が認める地縁による団体の推薦を受けた団体に限る。）に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。この場合において、当該管理を行っている団体を構成員とする団体にあつては、これを当該管理を行っている団体とみなす。
- 3 第1項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 施設の維持及び管理（市長が定めるものを除く。）

(2) 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施

(3) 使用承認等に関すること。

(4) 前3号に掲げる業務に付随する業務

- 4 第1項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合における第3条の2、第4条、第8条から第10条の2まで及び第11条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金の収受等)

第14条 前条第1項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に当該区民センター等の有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 前項の場合においては、第5条第1項の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 3 前項の利用料金の額は、別表2に定める使用料の額と同額とする。

- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

※ 附則及び別表1・2は省略（別表1については52～59ページの表参照。また、別表2については51ページの表参照。）

11. 札幌市区民センター条例施行規則

昭和49年1月10日

規 則 第 2 号

最近改正 平成28年3月31日規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の承認等)

第2条 条例第4条第1項の規定により条例別表2に掲げる施設（以下「有料施設」という。）の使用の承認を受けようとする者は、あらかじめ使用承認申込書（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 条例第8条の規定により有料施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、前項の申請書に必要な事項を記入しなければならない。

3 市長は、区民センター等の使用の承認を決定したときは、所定の使用料を納付させた上、その者に対し使用承認書（様式2）を交付する。ただし、市長は、特別の事由があると認めたときは使用料について使用後の納付を認めることができる。

(使用料の減額又は免除)

第3条 条例第5条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額（免除）申請書（様式3）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 市長は、使用料の減額又は免除を決定したときは、使用料減額（免除）決定通知書（様式4）を交付する。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第4条 条例第6条ただし書の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 有料施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の責に帰することのできない事由により使用不能となった場合
- (2) 条例第10条第5号の規定により使用の承認を取り消した場合
- (3) 使用日の6日前までに使用者から使用の取下げ又は変更の申出があった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めた場合

(遵守事項)

第5条 区民センター、コミュニティセンター及び地区センター（以下「区民センター等」という。）を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

2 使用者は、有料施設の使用につき、入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場人員は各室の定員を標準とし、入場者の整理を適切に行うこと。
- (2) 承認を受けた施設及び備品以外は使用しないこと。

(販売行為等の禁止)

第6条 区民センター等を利用する者は、区民センター等において物品その他の物を販売し、又は金品の寄附募集等を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第7条 条例第13条第1項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合における第2条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第1項中「様式1」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「納付させた」とあるのは「支払わせた」と、「様式2」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同項ただし書中「納付」とあるのは「支払」とする。

2 条例第14条第5項の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号から第3号までのいずれかに掲げる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が相当の事由があると認めた場合
(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

※ 附則及び様式は省略

12. 札幌市区民センター等使用承認取扱要領

平成元年3月28日

市 民 局 長 決 裁

最近改正 令和8年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号。以下「条例」という。）第3条の2の開館時間、第4条の使用の承認、第5条の使用料及び第9条の使用等の不承認並びに札幌市区民センター条例施行規則（昭和49年規則第2号。以下「規則」という。）第6条の販売行為等の禁止について必要な事項を定める。

(開館時間等)

第2条 次の各号の一に該当するときは、条例第3条の2第1項ただし書きに規定する「特に必要があると認めるとき」に該当するものとする。

- (1) 夜間区分を午後10時まで超過して使用しようとするものがあるとき
- (2) 全日区分を午後10時まで超過して使用しようとするものがあるとき
- (3) 公用又は公共用の使用にあたって午後9時以降使用しようとするものがあるとき

2 次の各号の一に該当するときは、条例第3条の2第2項ただし書きに規定する「特に認めた場合」に該当するものとする。

- (1) 保護者と一緒に利用する場合
- (2) 保護者に代わる18歳以上の者と一緒に利用する場合

(受付日及び時間)

第3条 区民センター等の窓口における使用承認申込及び使用料納付受付日は、休館日以外の日（以下「開館日」という。）とする。

2 区民センター等の窓口における使用承認申込の受付及び使用料納付の受付は午前8時45分から午後9時までとする。ただし、第2条第1項各号の規定によるとき、午後10時まで超過して受付するものとする。

(受付期間等)

第4条 区民センター等の使用承認申込書の受付期間は、次のとおりとする。

- (1) ホールの使用は、使用日の3か月前の日（3か月前の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日）から使用日までの間とする。
- (2) ホールを除く各室の使用は、使用日の2か月前の日（前々月の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日）から使用日までの間とする。ただし、ホールで行う講演会、音楽会、その他地域住民を対象とする事業に伴う出演者等の更衣、休憩、待機等のための控室として併用する必要があると認められる場合は、2室までに限り、ホールと同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは使用承認申込書の受付期間は、使用日の1か月前の日（前月の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日）から使用日までの間とする。

- (1) 国又は地方公共団体が、その職員を対象として内部的な会議、研修、行事等を行うため使用するとき。
- (2) 企業、個人事業主その他の営利又は営業を目的とする者が使用するとき。ただし、区長が特に必要やむを得ないと認める場合には、前項規定の受付期間とする。
- (3) ホール半面及びホール半面の一部を使用するとき。
- (4) 飲酒を主たる目的として使用するとき。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは使用承認申込書の受付期間は、使用日の6か月前の日（6か月前の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日）から使用日までの間とする。

- (1) 国又は地方公共団体が、地域住民を対象として、住民の福祉の増進若しくは住民の交流の推進

に役立つ事業又は行政サービスの一環としての説明会、臨時窓口開設等の事業（委託した事業を含む。）を行う場合

(2) 連合町内会区域以上の地域的規模を有する住民組織等の公共的な団体が、地域住民を対象として、住民の福祉の増進又は住民のコミュニティ活動の推進に役立つ事業を行う場合

(3) 前2号に掲げるほか、区長が特に必要やむを得ないと認める場合

4 前3項の規定にかかわらず、1時間単位での使用承認申込書の受付期間は、使用日の5日前の日から使用日までの間とする。

5 区民センター等の使用希望者は、使用承認申込書の受付期間が第1項に定める場合に限り、それぞれの室の受付開始日の7開館日前から前開館日までの間に使用承認申込書を預けることができる。

6 前項の規定により使用承認申込書を預けた者の使用決定は、それぞれの室の受付開始日に行うものとする。この場合、使用承認申込書を預けた者及び第5条第4項の規定により予約の申し出をした者の間の使用希望が重複したときには、公開抽選により使用者を決定するものとする。

7 受付開始日において政治団体又は宗教団体とその他の者との間で使用希望が重複した場合は、前項の規定にかかわらず、その他の者の使用を優先する。

8 条例別表2備考1(1)～(4)については、前後の利用者の希望が重複した場合は、公開抽選により使用者を決定する。

（登録利用者）

第5条 区長が特に認めた者は、窓口における使用承認申込に代えて、各センターの状況に応じ、電話、ファクス又はインターネットによる使用承認申込ができるものとする。この場合、必要事項を申し出ることをもって使用承認申込書を提出したものと見なすものとする。

2 前項の使用承認申込の受付期間は、前条の規定によるそれぞれの室の受付開始日から使用日の2受付日前までを原則とする。ただし、区長が認めた場合は使用日の前日及び使用日にも使用承認申込ができるものとする。

3 第3条の規定は、第1項の使用承認申込について準用する。ただし、インターネットによる場合は年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）以外の日の午前8時45分から午後11時までとする（メンテナンス等に伴い停止する場合を除く。）。

4 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者は、使用承認申込書の受付期間が前条第1項に定める場合に限り、それぞれの室の受付開始日の7日前から2受付日前まで（区長が認めた場合は受付開始日の前日まで）の間に、受付開始時に申込みの効力を発するよう予め申し出ておくことができる。

（使用の承認）

第6条 窓口において使用承認申込があったときは、使用承認しない場合及び第4条第5項の規定による場合を除き、区長は速やかに使用の承認を決定する。このとき、使用承認書は使用料を納付させた後に交付するものとする。

2 第4条第5項又は第5条の規定により使用承認申込があったときは、区長は使用の承認を決定し、使用の承認が決定した旨を電話・ファクス・メール等により伝える。このとき、使用承認書は使用料を納付させた後に交付するものとする。

（使用料の納付時期）

第7条 使用料は、使用の前までに納付するものとする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は区長が決定する納期限までに納付するものとし、納期限までに納付されない場合は、区長は使用承認を取り消すことができるものとする。

2 使用料納付前に使用の取下げを申し出た者は、その翌日から起算して7日以内に使用料を納付するものとする。

3 規則第4条の規定により使用料が還付される見込みがある場合で区長が特に必要と認めるときの前2項の使用料の納付は、使用料と還付額の差額の納付に代えることができるものとする。

4 国又は地方公共団体が使用する場合は、規則第2条第3項ただし書きの規定により、使用料につ

いて使用後の納付を認めることができる。

(使用料の未納)

第8条 区長は、前条第1項及び第2項で定める納期限までに使用料を納付しなかった者（以下「使用料未納者」という。）に対し、前条第1項及び第2項で定める納期限の翌開館日から起算して20日目の日（この日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、その他の休日（以下「休日等」という。）にあたるときは、その直前の休日等以外の日）を納期限とした納付依頼書を送付する。

2 前項の納付依頼書は、前条第1項及び第2項で定める納期限の翌開館日に送付する。

3 使用料未納者に対しては、使用料を納付するまでの間、市内全ての区民センター等において、使用料未納後の使用承認申込を不承認とする。

4 前条第1項で規定する納期限を超過しても使用料が未納の場合には、督促等を行う。

(使用承認の条件等)

第9条 条例第4条第2項の規定により「使用について条件を付することができる」場合は、次の各号の一に該当するときとする。

(1) 中学生以下の生徒・児童の団体が使用するとき。

(2) 不特定多数の市民が参集する事業で使用し、入場料等（入場券、金券、整理券等名称を問わず入場料等の徴収を目的とした証票の発行を含む）を徴収するとき。

(3) 会費等（運営費、受講料、月謝等名称を問わずサークル等の開催や運営のために徴収する金品を含む）を徴収するサークル等が使用しようとするとき。

(4) 飲酒を主たる目的として使用しようとするとき。

2 前項各号に付することができる条件は、次のとおりとする。

(1) 第1号に該当するときは、保護者又はこれに代わる18歳以上の者を同席させるものとする。

(2) 第2号に該当するとき（第11条の規定を適用する場合を除く。）は、入場料等の額及び実費（使用料、講師謝礼、材料費等）の内訳が分かる関係資料を必要に応じ提出させるものとする。

(3) 第3号に該当するときは、会費等の額及び実費（使用料、講師謝礼、材料費等）の内訳が分かる関係資料を必要に応じ提出させるものとする。

(4) 第4号に該当するときは、夜間のみ使用させるものとする。ただし、酩酊して他人に迷惑を及ぼす等、区長が特に好ましくないと認めるときは、使用を中止させるものとする。

3 ホールの一部を使用する場合の使用承認の基準は、次のとおりとする。

(1) ホールの2分の1を単位として使用を承認するものとする。

(2) 同一時間帯に2者にホールの一部使用を承認する場合は、2者の使用内容、使用形態、使用目的等の別に関わりなく使用を承認するものとする。

(使用の不承認)

第10条 条例第9条第3号に定める「その他区民センター等の管理運営上支障があると認める場合」は、おおむね次のとおりとする。

(1) 自ら使用する実際の必要がないにもかかわらず使用承認の申込みをしている場合

(2) 葬儀のため使用しようとするとき。ただし、遺体の搬入や宿泊がなく、ろうそく・線香等の火気の使用がない、偲ぶ会・お別れ会形式のものは除くこととし、遮音性のある部屋に利用を限定する。

(3) 宗教的宣伝活動のため使用しようとするとき。

(4) 使用料未納者が使用しようとするとき。ただし、区長が使用料について使用後の納付を認めた場合はこの限りではない。

(5) その他区民センター等の設置目的に照らし区長が特に好ましくないと認めるとき。

(販売行為等の承認)

第11条 規則第6条ただし書の規定により販売行為等の承認をすることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 音楽会、演芸会等のプログラム、研修会等のテキスト、料理・工芸等の実習等で使用する材料

等をこれらの事業の参加者に実費で頒布する場合

(2) 行政の指導による啓発活動に伴う販売行為等である場合

(3) 町内会等の住民組織、NPO団体、福祉団体、ボランティア団体その他市が支援し、又は指導・育成している団体が、その活動資金を得るための事業又はチャリティ事業として実施する販売行為等である場合

2 前項第3号の規定により販売行為等を承認する場合は、使用承認申込の際に販売行為等計画書（様式1）を提出させる。

3 第1項第3号の規定により販売行為等を承認できるのは、1団体につき原則月1回とする。
（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

第12条 条例第13条第1項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合におけるこの要領の適用については、第4条第2項第2号、第4場第3項、第5条、第6条、第7条、第8条第1項、第9条第2項及び第10条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第6条～第8条、第9条第2項及び第10条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条、第8条第3項中「納付する」とあるのは「支払う」と、第6条中「納付させ」とあるのは「支払わせ」と、第7条第1項中「納付され」とあるのは「支払われ」と、第3条、第7条第3項、第8条及び第10条中「納付」とあるのは「払込」と、第8条及び第10条中「未納」とあるのは「未払」とする。

2 第7条第4項の規定について、国又は地方公共団体以外が使用する場合でも、指定管理者が必要やむを得ないと定めた場合は、利用料金について使用後の払込を認めることができる。

※ 附則及び様式は省略

13. 札幌市地区集会所条例

昭和25年4月1日

条 例 第 13 号

最近改正 令和6年12月11日条例第56号

第1条 本市に市民の集会等の用に供するため、地区集会所（以下「集会所」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表1のとおりとする。

第2条 集会所は、下記各号の一に該当する集会を行なう場合にはこれを使用することができない。

- (1) 風俗又は公安を害する虞れのある場合
- (2) 集会所及び備付物件をき損、滅失する虞れのある場合
- (3) その他市長において不相当と認める場合

第3条 集会所を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

第4条 市長は、管理上必要があると認めたときは、その使用につき条件をつけることができる。

第5条 集会所の使用料は、別表2のとおりとする。但し、専ら公益のために使用するもので、市長が必要と認めたときは、これを減免することができる。

第6条 使用料は、第3条による承認を受けるときは納付しなければならない。

第7条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第8条 使用者が集会所使用にあたって、特殊物品の搬入又は特別の設備をしようとするときは、予め市長の承認を受けなければならない。

第9条 次の各号の一にあてはまるときは、市長はその使用条件を変更し、使用を停止し又は使用承認を取消することができる。

- (1) この条例及びこれに基く規則に違反したとき。
- (2) 使用料承認の条件に違反したとき。
- (3) 公益上已むを得ない事由が生じたとき。

第10条 使用を終つたとき、又は使用承認を取消されたときは、使用者は直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。但し、前条第3号の場合は、この限りでない。

使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行しその費用を徴収する。

第11条 使用者が建物又は附属物若しくは備付物品をき損滅失したときは、市長の定めるところによってその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、市長は賠償額を減額又は免除することができる。

第12条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

※ 附則及び別表は省略（別表については44ページの表参照）

14. 札幌市地区集会所条例施行規則

昭和25年4月1日

規則第18号

最近改正 平成6年3月規則第33号

第1条 この規則は、札幌市地区集会所条例（昭和25年条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 集会所を使用しようとするものは、札幌市地区集会所使用承認申請書（様式1）に所定の事項を記入し、市長に提出しなければならない。

第3条 市長が使用を承認した場合は、所定の使用料を納付させた上、使用者に対し札幌市地区集会所使用承認書（様式2）を交付する。

第4条 条例第7条の規定により、市長は、次の各号の一に該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責に帰することのできない事由により使用不可能となった場合

(2) 条例第9条第3号の規定により使用の承認を取り消した場合

(3) 使用の承認後、使用日の5日前までに使用承認の取消し又は変更の申し出があつて、市長がこれについて相当の事由があると認めた場合

第5条 使用者は集会所の内外において売店を設け、又は行商をなし、若しくは金品の寄附募集等の行為をなし、又はなさしめる場合は、市長の承認を受けなければならない。

第6条 返還の際は使用者において取片付の上、清潔に掃除をしなければならない。市長が特に必要と認める場合は、前項の保証として、その費用に相当する金額を予め納付させることがある。

※ 附則及び様式は省略

15. 札幌市民交流広場条例

平成8年3月29日

条 例 第 39 号

最近改正 平成17年10月4日条例第98号

(設置)

第1条 本市は、市民に多様な憩いと集いの場を提供することにより、地域住民のコミュニティ活動の助長及び都市における市民の交流の促進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、市民交流広場（以下「広場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌市厚別中央市民交流広場	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目
札幌市清田市民交流広場	札幌市清田区平岡1条1丁目

(使用の承認)

第2条 広場（駐車場を除く。）の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を与える場合において、広場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第3条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第5条 使用者は、広場を承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の承認)

第6条 使用者は、広場の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他広場の管理運営上支障があると認めるとき。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項若しくは第6条の承認（以下「承認」という。）の条件を変更し、又は承認に係る使用の停止を命じ、若しくは承認を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 使用者が承認の条件に違反したとき。
- (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(入場の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場を利用しようとする者の入場を禁じ、又は広場を利用している者の退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 次条（第8号を除く。）の規定に違反したとき。
- (4) その他広場の管理運営上支障があると認めるとき。

(行為の禁止)

第10条 広場内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、使用者が第5号から第7号までに掲げる行為を市長の承認を得て行うときその他市長が特に認めるとき、又は市長が広場の管理運営上必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設、備品等をき損し、若しくは汚損し、又は土石を採取すること。
- (4) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
- (5) 所定の場所以外へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (6) 物品その他の物を販売し、若しくは販売させ、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせること。
- (7) 広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。
- (8) その他市長が広場の管理運営上特に必要があると認めて禁止する行為

(利用の禁止又は制限)

第11条 市長は、広場の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、広場を保全し、又は広場を利用する者の危険を防止するため、区域を定めて、広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(原状回復)

第12条 使用者は、承認に係る使用を終了したとき、又は承認に係る使用の停止を命じられたとき、若しくは承認を取り消されたときは、その使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(賠償)

第13条 施設、備品、花木等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

※ 附則及び別表は省略（別表については66ページの表参照）

16. 札幌市民交流広場条例施行規則

平成8年5月7日

規 則 第 44 号

最近改正 平成28年3月31日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市民交流広場条例（平成8年条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認等)

第2条 条例第2条第1項の規定により広場の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ使用承認申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条の規定により広場の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、前項の申請書に必要な事項を記入しなければならない。

3 市長は、広場の使用の承認を決定したときは、所定の使用料を納付させたうえ、申請者に対し使用承認書（様式2）を交付する。ただし、市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料について使用後の納付を認めることができる。

(使用料の減額又は免除をすることができる場合等)

第3条 条例第3条第2項の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

(1) 公共団体又は公共的団体が使用する場合であって、市長が特に認めるとき

(2) その他市長が特に認める場合

2 条例第3条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、前条第1項の申請書に必要な事項を記入しなければならない。

(使用料の還付をすることができる場合)

第4条 条例第4条ただし書の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

(1) 第2条第3項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の責に帰することができない事由により使用が不能となった場合

(2) 条例第8条第5号の規定により使用の承認を取り消した場合

(3) 使用者が使用開始の日の5日前までに使用の承認の取消し又は変更を申し出た場合において、市長がこれについて相当の事由があると認めるとき。

(使用期間の制限)

第5条 条例第2条第1項の規定により市長の承認を受けて広場を使用する場合の使用期間は、引続き3日を超えることはできない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、市民文化局長が定める。

※ 附則及び様式は省略

17. 札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例

令和4年10月6日
条 例 第 41 号

町内会は、札幌市内の各地域において、日常の交流を通じて、地域住民の福祉や防災・防犯、環境美化、冬季の除排雪など、多岐にわたって私たちの生活を支え、地域コミュニティの中核として、札幌市の発展に大きく寄与してきました。

しかし、少子高齢化や世帯構成の変化、共同住宅の増加などによる居住形態の変化のほか、生活様式や個人の価値観の多様化などに伴い、町内会においては、加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの傾向があり、今後、地域の活力が低下していくことが危惧されています。

近年、超高齢社会の進展や共働き世帯の増加、自然災害の増加などに伴い、高齢者や子どもの日頃の見守り、非常時の助け合いなどの地域住民相互の支え合いが必要となる場面が増加しており、様々な地域の課題の解決や良好な生活環境の維持のためには、町内会における親睦や交流により形成される地域住民同士の顔の見える関係が、ますます重要となっています。

こうした背景を踏まえ、安全で安心な暮らしやすい地域コミュニティを将来にわたって維持していくためには、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、世代を超え、時代を超えてしっかりと共有していくことが必要です。

札幌市では、まちづくりに関する条例として、札幌市自治基本条例及び札幌市市民まちづくり活動促進条例を定めています。これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域の町内会の活動を将来にわたって地域住民、事業者及び市が一体となって支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方、市の責務等を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、本市の一定の区域に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された町内会、自治会等の団体をいう。
- (2) 町内会の連合体 複数の町内会により組織された連合町内会、町内会連合会等の団体をいう。
- (3) 地域コミュニティ 本市の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいう。

(基本的な考え方)

第3条 町内会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本的な考え方として行われるものとする。

- (1) 町内会、地域住民、事業者及び市は、等しく地域コミュニティを構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。
- (2) 町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有するものであること。
- (3) 町内会の活動は、地域住民の交流によって、相互に協力しながら、自主的に行われるもので

あること。

- (4) 町内会の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重して行われるものであること。

(町内会等の地域における役割)

第4条 町内会は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

- 2 町内会は、その活動に対する地域住民の理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況及び運営に関する情報の積極的な提供、公開等により、開かれた運営に努めるものとする。
- 3 町内会は、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会への加入を促すよう努めるものとする。
- 4 町内会は、その活動を補い合い、又は深めるため、必要に応じて、町内会の連合体、他の町内会、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努めるものとする。
- 5 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する複数の町内会にまたがるまちづくり活動を円滑に進めるため、必要に応じて、市、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と調整等を行うよう努めるものとする。
- 6 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会の維持及び活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は、地域で安心して快適に暮らすために、自らも地域コミュニティを構成する一員であることを認識し、町内会の意義及び重要性について理解と関心を深め、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らも地域コミュニティを構成する一員として、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

(住宅の建築等を行う事業者等の役割)

第7条 住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。以下「住宅の建築等」という。）を行う事業者は、住宅の建築等を行うに当たり、当該住宅に入居しようとする者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立に資する情報の提供に努めるものとする。

- 2 住宅の賃貸又は管理を行う事業者は、当該住宅に入居している者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入に資する情報の提供に努めるものとする。
- 3 住宅の建築等を行う事業者及びその関係団体は、町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務等)

第8条 市は、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性に鑑み、町内会の維持及び活動の活性化を進めるために必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合には、関係部局間の連携に努め、町内会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする。
- 3 市は、職員が積極的に町内会の活動に参加することを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 職員は、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、その活動の更なる活性化を推進する視点に立って、職務を遂行するものとする。
- 5 職員は、職務を通じて、町内会の活動に関わることへの理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(加入促進等)

第9条 市は、地域住民の町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(負担軽減)

第10条 市は、町内会の維持及び活動の活性化のため、町内会の負担を軽減するために必要な支援を行うものとする。

(広報啓発)

第11条 市は、町内会に対する地域住民及び事業者の理解及び関心を深めるとともに、町内会の活動への地域住民及び事業者の一層の参加及び協力を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を実施するものとする。

(人材育成等)

第12条 市は、町内会の維持及び活動の活性化を担う人材の育成及び確保に必要な施策を実施するものとする。

(意見交換会等)

第13条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を策定し、及び実施する際には、町内会及び町内会の連合体の意見を勘案することとし、必要に応じて、意見交換会、意向調査等を実施するものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を推進するため、関係部局間が連携して検討を行う体制を整備するものとする。

(実施状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

18. 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業運営要綱

平成28年2月16日 市民まちづくり局長決裁
(最近改正 令和2年1月20日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業（以下「未来まち事業」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 未来まち事業は、各地域で進行の異なる人口減少や少子化・超高齢社会といった社会構造の変化により複雑多様化する地域課題等、地域の実情をしっかりと見つめ、市民、企業など地域で活動する様々な団体や人材と行政が、知恵を出し合い、地域の課題や目指すべき将来像を共有し、これらを解決、実現する「徹底した地域主義」で、心豊かで明るいさっぽろの未来を築くため、様々な事業を通じて、区や地域の特性を活かした市民自治の精神に基づく市民の主体的なまちづくり活動を支援することを目的とする。

(実施内容等)

第3条 区長は、前条の目的を達成するために、下記の事業を実施する。

- (1) 地域住民のふれあい・交流、まちづくり団体による情報の共有・交流やネットワークの形成など、地域住民の主体的なまちづくり活動を支援するために効果的な事業
- (2) 区や地域が持つ自然・文化・歴史・産業・教育研究機関・企業などの資源や人材を活用し、又は様々な地域課題の解決に向けて実施する事業
- (3) 地域のまちづくり活動を通じて、男女共同参画の推進、豊かなスポーツ環境の創造、高齢者の生涯学習や生きがいづくりを行うことを目的とした事業
- (4) 区民協議会の活動への支援や同協議会の意見等を活かして区のまちづくりを活性化することを目的とした事業
- (5) 将来の展望とその実現に向けた活動指針である「地域まちづくりビジョン」に資する事業

2 市民文化局長は、前条にある目的を達成する事業のうち、全市的に実施することが効果的と認める事業を実施することができる。

(事業の定期的な見直し)

第4条 区は、地域の特性や状況などを考慮し、定期的な見直しを行い、事業展開の硬直化を招かないよう努めるものとする。

(計画書の提出)

第5条 市民文化局長は、年度ごとに未来まち事業を実施するに当たって必要な事項を定め、実施方針として区長へ通知する。

- 2 区長は、前項にある実施方針に基づき「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業計画書」（以下「実施計画書」という。）を策定し、年度当初に市民文化局長に提出するものとする。

(区と事業部局との連携・調整)

第6条 区長は、前条の実施計画書の策定及び事業の実施に当たっては、必要に応じて当該事業に係る局（以下「事業部局」という。）と協議及び連携するとともに、関連する法令・例規、計画等の趣旨を十分に踏まえて実施するものとする。

- 2 区長は、事業に相当の効果が認められ、継続又は規模を拡大して実施する必要があるときは、事業部局に当該事業を引き継ぎ、又は事業部局と協働で行うよう調整するものとする。

(市民文化局の支援)

第7条 市民文化局長は、事業の円滑な推進を図るために、区長に対し必要な情報の提供を行うとともに、前条における区と事業部局との連携・調整に当たっては、適切な支援を行うものとする。

(予算の配分)

第8条 市民文化局長は、第5条の実施計画書の提出があったときは、速やかに予算の配分手続きを

行うものとする。ただし、全市的な観点から必要がある場合は、予算の一部を保留し、別途に配分することができる。この場合の手続きは、市民文化局長が別に定めるものとする。

(報告)

第9条 区長は、当該年度が終了したときは、実施事業の実績等について、別に定める様式により報告書を作成し、市民文化局長に報告するものとする。

(留意事項)

第10条 区長は、事業の実施に当たっては、第2条及び第3条の趣旨に留意し、札幌市予算及び会計規則に基づき適正かつ効果的な運営を図るように努めなければならない。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則 (平成28年2月16日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(元気なまちづくり支援事業運営要綱の廃止)
- 2 元気なまちづくり支援事業運営要綱(平成17年3月8日制定)は、廃止する。

附 則 (令和2年1月20日)

- 1 この要綱は、令和2年1月20日から施行する。

19. 札幌市福祉に関する事務所設置条例

昭和46年12月21日

条 例 第 48 号

最近改正 令和6年6月4日条例第24号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により、福祉に関する事務所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 福祉に関する事務所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

(所務)

第3条 福祉に関する事務所は、法第14条第6項に規定する事務のほか、市長の定める事務を取り扱う。

※ 附則は省略

別 表

名 称	位 置	所 管 区 域
札幌市中央区保健福祉部	札幌市中央区南3条西11丁目	中央区の区域
札幌市 北 区保健福祉部	札幌市北区北24条西6丁目	北区の区域
札幌市 東 区保健福祉部	札幌市東区北11条東7丁目	東区の区域
札幌市白石区保健福祉部	札幌市白石区南郷通1丁目南	白石区の区域
札幌市厚別区保健福祉部	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	厚別区の区域
札幌市豊平区保健福祉部	札幌市豊平区平岸6条10丁目	豊平区の区域
札幌市清田区保健福祉部	札幌市清田区平岡1条1丁目	清田区の区域
札幌市 南 区保健福祉部	札幌市南区真駒内幸町2丁目	南区の区域
札幌市 西 区保健福祉部	札幌市西区琴似2条7丁目	西区の区域
札幌市手稲区保健福祉部	札幌市手稲区前田1条11丁目	手稲区の区域

20. 札幌市保健所及び保健センター設置条例

平成9年3月28日

条 例 第 7 号

最近改正 令和6年6月4日条例第24号

(保健所の設置等)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、本市に保健所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
札 幌 市 保 健 所	札幌市中央区大通西19丁目	市内全域

(保健センターの設置等)

第2条 法第18条の規定に基づき、本市に保健センターを設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

※ 附則及び別表は省略（別表については67ページの表参照）

令和 8 年度 札幌市の区勢

令和 8 年10月発行

編集・発行 札幌市市民文化局地域振興部区政課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-2252